



Title	転換期における林業諸資本の展開と労働力編成：北海道林業を中心として
Author(s)	柿沢, 宏昭; KAKIZAWA, Hiroaki
Citation	北海道大学農学部 演習林研究報告, 50(1), 1-136
Issue Date	1993-02
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/21365
Type	departmental bulletin paper
File Information	50(1)_P1-136.pdf



転換期における林業諸資本の展開と労働力編成*

—北海道林業を中心として—

柿 沢 宏 昭**

Studies on Development of Forestry Enterprises and their
Labour Structure under Transition Period
of Forestry in Hokkaido

By

Hiroaki KAKIZAWA

要 旨

北海道林業は、天然林主導型から天然林・人工林併存型への資源内容の転換、外材主導の木材市場への変化、森林に対する国民のニーズの多様化という意味で、大きな転換期にある。本研究はこのような転換期における林業の担い手たる資本と労働力の展開を分析したものである。

国有林・道有林をめぐっては森林伐採量・造林面積が急激に減少したため資本は全般的に弱体化しており、規模が小さな層を中心に下請化・雇用期間の短縮等が行われ、労働条件がますます悪化している。一方一般民有林ではカラマツ林の一定の成熟を背景に伐採が活発化しているが、その担い手は小規模零細な業者であり、生産基盤は脆弱である。森林の多目的機能の発揮という点で重要な治山事業に関しては一般的な土木資本が担っており、伐採・造林とは全く性格の異なった労働力編成を行っている。

森林の総合的管理とそれを可能とさせる労働力の組織化のためには、森林所有者の一定のインセンティブのもとで資本の再編が必要であり、さらに長期的な観点から森林管理目標の設定とその費用負担に関する国民的合意形成が求められる。

キーワード：北海道林業、林業資本、労働力編成、森林の多目的管理

1992年9月30日受理 Received September 30, 1992

* 本論文は「北海道大学審査学位論文」である

** 北海道大学農学部森林科学科森林政策学講座

Laboratory of Forest Policy, Faculty of Agriculture, Hokkaido University, Sapporo 060

目 次

第1章 課題と方法	5
1. はじめに	5
2. 研究小史	5
3. 林業労働概念の措定	8
4. 課題の設定	10
第2章 北海道林業の現局面と資本の動向	13
第1節 北海道林業の現局面	13
1. 伐採と造林の動向	13
2. 森林資源の現況	17
3. 森林・林業をめぐる社会・経済的現状	19
第2節 林野所有体の動向	22
1. 国有林	22
2. 道有林	25
3. 一般民有林	26
第3節 資本の動向	28
1. 素材生産資本	29
2. 造林請負資本	32
3. 森林組合	33
第4節 北海道の資本とその労働力編成の全国対比	36
1. 素材生産事業者とその労働力編成	36
2. 造林請負事業者とその労働力編成	41
3. 森林組合作業班	44
第5節 北海道における低コスト林業への取り組み	46
第3章 国有林・道有林をめぐる素材生産・造林請負資本の動向と労働力編成	50
第1節 国有林・道有林をめぐる素材生産・造林請負資本の動向	
1. 素材生産資本の動向	50
2. 造林請負資本の動向	56
第2節 労働過程と労働力編成	57
1. 素材生産をめぐる労働過程と労働力編成	57
(1)労働過程と労働内容	57
(2)労働力編成	59
2. 造林をめぐる労働過程と労働力編成	60
(1)労働過程と労働内容	60
(2)労働力編成	61
3. 地域労働市場における位置づけ	62
第3節 類型区分による資本とその労働力編成に関する分析	64
1. 類型区分	64
2. 比較的規模の大きな資本	64
(1)概況	64

(2)事例分析	66
1) S K 木材株式会社	66
2) K S 木材株式会社	70
3) 株式会社 T 林業所	72
3. 比較的規模の小さな資本	74
(1)概況	74
(2)事例分析	75
1) U 林務署をめぐる素材生産・造林請負業者	75
2) 株式会社 A 林業	76
3) S T 林業	77
4) 有限会社 O 組	78
第 4 章 一般民有林をめぐる資本の動向とその労働力編成	81
第 1 節 カラマツ林業の動向	81
第 2 節 カラマツ製材業の動向	84
1. カラマツ製材業の概況	84
2. カラマツ製材工場の原木集荷方法	86
第 3 節 カラマツ素材生産・造林請負事業体の動向	89
1. カラマツ素材生産事業体の動向	89
2. 造林請負事業体の動向	93
第 4 節 カラマツ林業をめぐる労働過程と労働力編成	93
1. 素材生産をめぐる労働過程と労働力編成	93
2. 造林をめぐる労働過程と労働力編成	95
3. 地域労働市場における位置づけ	95
第 5 節 事例による事業体と労働力編成の類型分析	95
1. 森林組合の下請素材生産・造林請負事業体（A タイプ）とその労働力編成	96
(1)概況	96
(2)事例分析	97
1) O 町森林組合とその下請事業体	97
2) I 町森林組合とその下請事業体	98
2. 独立して活動を行う素材生産事業体（B タイプ）とその労働力編成	99
(1)概況	99
(2)事例分析	100
1) KI 木材店	100
2) 株式会社 O Y 木材店	100
3) I 木材	101
3. 大規模な社有林の管理・生産を行う直営労務組織（C タイプ）	101
(1)概況	101
(2)事例分析	102
1) M 物産林業株式会社	102
2) 株式会社 N	102
4. 国有林・道有林請負事業体をもつカラマツ間伐・造林請負作業班（D タイプ）	103

(1)概況	103
(2)事例分析	104
1) Y林業株式会社	104
第5章 治山関連資本の動向とその労働力編成	104
第1節 治山事業の展開と現状	105
1. 治山事業の展開過程	105
2. 治山投資の現状	108
第2節 治山関連資本の動向	111
第3節 労働過程と労働力編成	112
1. 治山工事の労働過程と職種	112
2. 労働力編成	114
第4節 事例による資本と労働力編成の分析	116
1. 当初から土木業者であったもの	116
(1)概況	116
(2)事例分析	117
1) U土建株式会社	117
2) 株式会社O組	118
3) T工業株式会社	118
2. 当初は木材業者であったもの	119
(1)概況	119
(2)事例分析	120
1) K S建設株式会社	120
2) 株式会社Y	120
3. 道庁主導で設立・育成された業者	121
(1)概況	121
(2)事例分析	121
1) Hコンサルタント株式会社	121
2) S建設株式会社	122
第5節 小括	122
第6章 総括	123
1. まとめ	123
2. 林業労働力組織化の方向性	126
引用及び参考文献	128

第1章 課題と方法

1. はじめに

1985年を画期とする円高局面下で林業危機は新たな段階を迎え、「構造的な木材過剰を定着させ」「立木価格が下落し、森林所有の危機さえもが顕在化する」¹⁾といわれるまでに至った。国産材主導の市場構造が残存していた北海道もこの時期に外材主導の木材市場へと転換したといわれている²⁾。こうした状況の下で国産材の競争力を回復させるため、いわゆる「低コスト林業」³⁾の推進が喧伝されており、その焦点の一つは造林から伐採に至る林業生産に係わる労働過程の合理化、特に素材生産過程の合理化にあてられている。しかし、北海道の森林、特に国有林・道有林においては天然林の質的・量的な劣化、皆伐作業の縮小が進んだこと、拡大造林がほぼ目標を達成したことなどから森林伐採量・造林事業量が減少してきている。これにともなって素材生産資本・造林請負資本の事業量が減少してきており、木材価格の低迷とあいまってこれら資本が弱体化し、現状を自らの力で打開することはきわめて困難な状況におちいつている。こうしたなかで林業をめぐる就労の不安定化と労働者の高齢化がいつそう進行し、林業労働者の生活状況は厳しさを増し、将来にわたって林業労働者を安定的に確保すること、ひいては健全な森林の管理・経営を行うことは極めて困難になってきている。

一方で「森林」に対する社会の「要求」はますます多様化してきている。特にリゾート開発を中心としたレクリエーション利用や水資源の涵養、環境の保護といった側面から大きな期待が寄せられているが、これらの期待は都市生活における環境の悪化の裏返しとしての社会的な要求といえよう。しかしこうした要求は現実的基盤のない理念としての性格が強い。確かに一部にリゾート開発投資が行われ、森林の育成をめぐる費用分担の動きはみられるが、その担い手たる農山村住民の生活・労働を視野にいれた森林利用のあり方を真剣に考えるには至っていないのである。都市生活の貧困から発生しイメージが先行する都市民の森林利用要求と、山村生活の貧困から発生する山村住民の生活要求の齟齬はますます増大しつつある。

現代の林政に求められているのは、都市と山村における「貧困」を克服しつつ、国民的な合意の上に新たな森林利用秩序を形成することであり、その利用を保証する森林管理の担い手＝林業資本と林業労働者の確立を同時に調和をもって達成することであるといえよう。こうした課題へのアプローチとして本論文では森林管理の担い手論に焦点をあててこれを解明しようとするものである。

課題の設定に移る前にこれまでの研究史を整理し、「林業労働」概念の設定を行っておくこととしよう。

2. 研究小史

戦後林業労働力研究に先鞭をつけたのは小関隆祺である⁴⁾。小関の方法論は労働力の需要と

供給を基礎とした隅谷三喜男の労働市場論に依りつつ、詳細な実態調査をもとに北海道の林業労働分析を行い、戦後初期の林業労働者の性格を「半農的な道具もち労働者」と規定するとともに、林業労働者専門化の萌芽を指摘した。またほぼ同時期に藤本武は労働組織に関する研究を行い、北海道における労働組織は労務供給的色彩が強いとした上で、これは日本資本主義の特質としての半封建的生産関係と資本の前期性に密接に結びついているとした。このころから経済学的な林業労働分析が本格化した⁵⁾。

さらに1960年代はじめには山崎武雄と山岡亮一が『林業労働の研究』⁶⁾のなかで、「林業労働を日本資本主義における労働問題の一環として把握」しながら「林業における資本と賃労働との対抗関係を中心として考察」を行い、こうした対抗関係のなかで労働組織的には組頭制が崩壊するとともに、林業労働者の半農半労的性格が払拭され、「近代的」な資本と林業労働者が出現する必然性を明らかにした。これ以降林業における資本・賃労働関係を分析の主軸とした林業労働研究が主流となっていくのである。

さて以上のような組頭制＝前近代的資本賃労働関係から組頭制崩壊・林業労働者専門化による資本賃労働関係の近代化という論理展開を行ったグループに対して、林業における労働組織＝「組」を自生的な労働共同体であるとした旧労農派グループが存在した。宇野弘蔵監修の『林業経営と林業労働』⁷⁾はこれを全面的に展開したものであり、さらに村尾弘一は素材生産業者の分析を通じて素材生産労働者組織を自生的仲間集団と規定し、その非近代的性格は林業労働の特殊性と素材生産資本の商人的性格に根ざしているとした⁸⁾。こうした議論に関しては福島康記が東大北海道演習林をめぐる資本賃労働関係の分析のなかで、技術的低位性からくる自生的組集団の結成とその集団の組頭による支配という形で林業における資本賃労働関係の近代化論との橋渡しを試みた⁹⁾。しかし、戦後日本資本主義の急速な発展のなかに林業が急激に抱摂されるなかで、林業における労働組織を自生的な組集団とする議論の流れは急速に終息していった。

そして1960年代後半から70年代にかけては、林業における資本と賃労働対抗関係の「成立」と深化を明らかにし、それを日本資本主義の構造論と結び付ける研究が行われた。その中心的役割を担ったのは奥地正であった¹⁰⁾。奥地は戦後日本資本主義発展における林業・山村の従属的地位を明らかにした上で、国有林をめぐる労資関係の「近代化」と林業労働者の存在形態の「近代化」、生産過程の機械化と合理化を明らかにしつつ、資本賃労働対抗関係の深化を分析し、一方で民有林をめぐる森林組合と労務班の関係の非近代性、労働者の半農半労性と低労働条件を明らかにし、林業労働力市場の重層的構造を明らかにした。

北海道に関していえば霜鳥茂が1960年代に数多くの実態調査をふまえて素材生産業の総括的な分析を行っている。ここでは歴史的分析をふまえて、素材生産業者を大資本によって育成された大規模な業者と地場業者とに分類しつつその発展過程を追い、結論として土地所有・産業資本に対する従属性を明らかにしている¹¹⁾。さらに生井郁郎が60年代後半から70年代初期にかけての素材生産及び造林労働の実態を詳細に調査しており、素材生産に関しては今日につながる資本と

その労働力編成の近代的性格の形成を明らかにしている¹²⁾。

しかし日本資本主義が低成長期へと転換するなかで地域労働力市場が大きく変貌するとともに、林業生産は大きな打撃を受け林業資本・労働力の近代化が停滞、さらには後退へと転じ、国有林の経営危機が一層深刻化していった。こうした事情を反映して林業労働研究の方向性が微妙に変化していく。その一つは野口俊邦に代表される地域労働市場論からのアプローチで、野口は林業労働者の専門性の停滞を明らかにした上で地域における農業・産業構造のなかでの林業労働力の位置を探ろうとした¹³⁾。また地域農林業研究会は国有林における事業量減少・事業の下請化を受けて、地域林業形成のなかでの林業事業体の育成をテーマとし、その方向性の解明を奥地・中間・近郊の三類型にわけて行った¹⁴⁾。これに対して有永明人は限界に突き当たった国有林における労働者の直接雇用制度に関して、国家独占資本主義のもとで極めて奇形化・特殊化された形態であると評価し、山村における下からの協力・共同による組織化をもって山村住民の福祉拡大を行うことが必要であると論じ¹⁵⁾、またこれに関連して菊間満は農山村における労働者協同組合活動の拡大の必要性を訴えている¹⁶⁾。

また近年においては、若手研究者層から林業労働問題に係わる論文がいくつか発表されている。小池正雄は「林業における作業組織」において先進林業地である京北町を調査対象として作業組織としての「組」を分析しつつ、高度成長期において「組」が資本主義的な発展を遂げたことを明らかにし¹⁷⁾、また遠藤日雄は戦後造林地帯である日田を調査対象として、森林組合が「組」を上から組織化することによって地域林業の担い手が形成されていくことを明らかにした¹⁸⁾。この二つの研究成果は林業構造の相違によって素材生産資本の展開形態が異なることを示している。

以上極めて要約的に研究史をまとめたが、その主たる流れは資本賃労働の対抗関係を分析機軸として日本資本主義の循環構造の一環としての林業労働を分析することと、地域経済の従属的構造を明らかにしつつ地域労働市場から林業労働力の析出構造を明らかにしようとするのがその基本的視点ということができよう。これら研究の方法や対象をみても、前者は労働経済の一分野としての、そして後者は地域経済・労働市場論あるいは労働者組織論の一分野としての林業労働研究であり、そうした既存の経済学の蓄積を有効に活用した研究の方向性ゆえ研究の「科学的」水準を大きく引き上げることが可能となったということができよう。しかし吉沢四郎、そして森巖夫は戦後林業経済研究の流れを総括するなかで、林業労働研究とは一体何をめざしているのかとそのアイデンティティーを問いかけた¹⁹⁾。「もし、林業労働問題を労働問題一般に解消してしまうとすれば、それが林業経済研究においてもつ独自の意義は何であろうか²⁰⁾と。いまここで林業労働研究における特有の研究分野があるとするならば、日本資本主義の再生産構造のなかでの位置づけを追求しつつ、森林資源－森林経営－素材生産・造林請負資本－労働者という連関のなかで資本とその労働力編成を分析することであり、そうした分析・把握こそ戦後の研究で等閑視されてきた分野ではないのかと指摘せざるを得ない²¹⁾。従来の研究では労働者の権利保障・労働条件の改善を最大の課題とし、資本と賃労働の対抗関係を如何に明確に描き出すかが中心的

なテーマであったため、森林をいかに管理・経営し、その担い手をどのように措定するのかという視点が希薄になり、両者のつながりについても殆ど分析されなかった。現在森林の保護・保全が国民的な課題としてとり上げられるようになる一方で、林業労働力不足が極めて深刻な事態となっているなかで、両者を結び付ける視点を持って研究を行うことが必要とされている。

さて、こうした前提をもとに課題の設定にはいるわけであるが、その前に「林業労働」とは何かについて改めて概念措定を行うことが林業労働研究の意義を明確化するために必要となる。次項においてその概念措定を行うこととする。

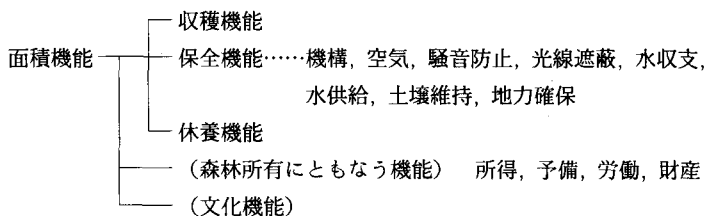
3. 林業労働概念の措定

まず、林業あるいは林業労働の範囲の措定が必要である。従来、林学においては林業生産過程のなかで用いられる労働力が林業労働力としてとりあげられ、議論が行われてきたが、その過程でややもすれば主流である造林及び素材生産のみに焦点があてられる傾向があった。しかし日本の林業予算のかなりの部分を占める治山事業や林道事業に関していえば土木労働によってその主要な部分が達成されており、これを捨象した上記のような措定の仕方はきわめて一面的であるとの批判は免れえない。さらに近年の森林の多面的な利用の保証という点からしても、改めて林業労働の概念を明確化する必要があるといえる。森林の諸機能を具体的に利用するための媒介となるのが労働であるのであるから、まず最初に森林の機能－利用形態の類型を整理し、次にこれら利用にどのような労働が対応するのかについて、日本・西ドイツ・アメリカ合衆国における代表的な見解をみてみよう。

まず塩谷勉は森林の効用を次のように分類している²²⁾。

- 生産的効用
- 国土保全的効用——水源涵養・洪水調節，土砂崩壊や土壤侵食の防止，
飛砂・風・雪・霧の害の防備，その他
- 厚生的効用——環境保全，レクリエーション・観光，自然保護

また、西ドイツの林政学者カール・ハーゼルは森林の機能は基本的に収穫・保全・休養の三つに分けられるとした上で、さらにこれに面積機能が先行するとした²³⁾。



合衆国の例としては、1960年に制定された多目的利用保続生産法（Multiple Use Sustained-yield Act）において国有林はレクリエーション・放牧・木材収穫・流域保全・野生生物・魚類のために管理経営されなければならないとした。また研究者の代表的見解をみるとクロウソンは森林の利用目的を魅力的な環境の保持・レクリエーション機会の提供・厳正な自然保護・野生生物の保護・自然水源の保全・一般的な国土保全・木材生産及び収穫の七つに分類している²⁰。

日本と西ドイツの例では生産・保全・厚生 の三つに大きく分類しているのに対し、合衆国では保全・厚生をさらに細かく分類し、それらを生産と同列に扱っており、他方、日本と西ドイツでは国土保全機能を細かく分類していることが特徴的であるといえる。とはいっても、各々の林野利用状況を反映しつつもその内容については共通する部分が多い。ここでは一番包括的に森林の利用形態を列挙しているクロウソンの分類に従って、必要とされる現場労働の内容をみていくこととする。

まず、魅力的な環境の保持は森林の一般的な外観の保持を意味するものであるが、これはさまざまな作業に対する規制という形で目的を達成させるため、このための独自の労働というものはない。またレクリエーション機会の提供に関しては、アクセスや基盤整備に対する土木作業と共に良好なレクリエーション空間としての森林を創り上げるための施業が必要である。すなわちここで必要とされる労働は土木労働といわれる林業労働といわれるものである。厳正な自然保護とはいっさい人間の手をいれずに自然を保護することであるから、ここでは現場労働は想定されない。野生生物の保護は日本でも近年その必要性が強く主張されるようになったが、この目的は一般には生息環境の改良という形で達成される。森林に関しては保護すべき野生生物の生息に適した森林に誘導するための施業と若干の土木作業を行うことが必要とされる。自然水源の保全と国土保全に関しては治山・砂防事業として行われているが、具体的な作業としては治山・砂防ダムや山腹工などの土木工事を主体としながら、森林に対し保安的機能を発揮させるための施業が行われる。木材生産及び収穫についてはいうまでもなく造林・伐採作業によってその目的が達成される。また、厳正な自然保護をのぞいては林道の作設が作業の前提になる場合が多い。

以上をまとめると森林の多目的な利用といってもそれを達成するために必要とされる労働は基本的には造林、伐採、土木と呼ばれる内容のものであることがわかる。多目的な利用を進めるためにはむしろ管理的労働の革新が必要とされ、現場労働に関してはこの指揮の下により高度な技能を獲得させることが必要とされる。そういった意味で現場労働の一部は多能工化されて、森林の管理的労働部分へと進出が進むであろうし、そのためにも一般的な労働者に対する教育が必要となってくるであろう。結果的には現代的要求に対応した森林管理の技法の発展を図りつつ、そのなかでこうした担い手の育成と担い手をめぐる諸条件の改善を図ることが必要なのである。いずれにせよ、そこでは現在の「林業」の担い手たる素材生産・造林請負資本や林業土木資本とその労働者の維持・再生産・育成を図ることが最低条件として必要とされている。

4. 課題の設定

筆者は卒業論文以来一貫して林業労働問題に関心を持ち続けてきた。卒業論文『国有林直営事業における賃労働の現段階的性格』では国有林における林業労働者の存在形態について論じた。修士論文『北海道林業の現局面と資本による労働力編成に関する研究』では労働力編成を分析の基軸として林業における資本賃労働関係を明らかにしようと試みた。こうした研究を行うにあたっての問題意識の根底には、林業労働問題を不安定就業論の一分枝として把握しようとするところがあり、資本と労働者の対抗関係を明らかにしつつ、労働者のミゼラブルな状況をえぐりだそうとすることにあつた。このことは依然として大きな課題であることには間違いはない。しかし、森林管理の中身が多様な意義を持ち始め、また持たざるを得なくなっている現代社会において従前のような林業「労働問題」研究は片手落ちの謗りを免れ得ないであろう。すなわち、現在の林業労働研究は単に労働者の存在形態とその前近代的な搾取の状況を明らかにするだけでなく、長期的な森林の管理の方向性を見通すなかで、担い手のあり方を考察することが要求されているのである。

しかし、現実としては森林の多目的管理は萌芽はみせているものの、林業労働の現場に限っていえば林業生産に係わるものが依然として主体でありその大部分を占めているのであり、その意味で今後の森林管理のあり方自体が極めて大きな研究のテーマであり、「政治的」課題でもある。こうした状態のなかで、まず行わなければならないことは森林をめぐる社会経済情勢の大きな流れと、それに対応して変化してきた森林資源の内容を把握しつつ、そのなかに現実の林業生産をめぐる資本と賃労働を位置づけつつその現状を正確に認識し、その再生産をめぐる課題を明らかにすることである。また、林業労働概念の措定で述べたように、林業労働概念は大きく伐採・造林など直接林業生産に係わるものと、林道や治山など生産基盤や防災施設整備に係わるものがあるが、この二者は労働内容・技術、それを組織する資本の存在形態が大きく異なっており、特に後者に関しては実際に作業に携わっているのが土木資本であり森林に係わる部分は極めて小さい場合が多い。そこで本論文では、その労働が直接的に森林に関わり、労働力を編成する資本も林業に大きく依存している素材生産・造林請負資本を分析の中心におき、後者に関しては治山を事例にとりあげて、その現状と前者との相違に関して明らかにし、今後の森林管理労働の組織化を考える上での課題提起を行うこととする。

また、本論文においては北海道林業の現局面を「転換期」として把握しこの期に関する分析を行うが、ここで時期区分について明らかにしておこう。二つの点から現段階は転換期であると規定できる。第一は林業生産・木材経済の面からであり、基本的には小関隆祺によって区分された1974年以降の「停滞期」²⁰⁾の延長線上にあつて、道内森林の資源的制約と外材圧力のもとで林業生産活動が極めて停滞的に推移しつつあることに加えて、第二次石油ショックと85年以降の新たな段階を迎えた円高のもとで外材主導の林業構造へと大きく転換しつつある「転換期」である。第二は森林資源内容の変化という点であり、戦後集積された人工林が面積的に全道森林面積の3

割弱に達し、これら人工林が次第に生産力化し、間伐を中心に伐採量が特に一般民有林において急増してきている。従って国有林・道有林の天然林主導で形成されてきた北海道林業に民有林を中心とする人工林林業が大きな要素として登場してきた「転換期」であるといえる。後者に関しては前者の時代区分とほぼ重なるので、74年以降を本論文での「転換期」と規定して分析の対象としている。ただ、85年以降北海道林業をめぐる状況はより一層厳しくなり、林業をめぐる資本と労働力に関しても深刻な影響を与えているという状況がみられるため、74年以降を分析の対象としつつも特に80年代後半の状況について詳しく分析している。

このような時代画期のもとで分析を試みるが、以下のように課題を設定する。

第一の課題は北海道林業の現局面を把握し、そこに林業諸資本を位置づけることである。上に述べたように本論文は主として現段階たる「転換期」の分析であるが、森林をめぐる社会経済情勢と、その影響を受けて変化してきた森林資源に規定されている資本と労働力をみようとされている。何故なら、素材生産・造林請負資本は森林の資源内容と森林経営にその存在を大きく依存しており、林業をめぐる社会経済情勢の影響を大きく受けるからであり、こうした関係に視点を据えることが長期的な森林管理と担い手のあり方という大きな問題に対して一定の解答を与えてくれるからである。そこで、資本と労働の展開するステージとしての森林資源の形成と現状、経営体の現状、林業生産活動水準、それをとりまく社会経済情勢を明らかにすることが必要となってくる。より具体的には、円高の影響を受け林業が深刻な不況下にあり、社会的には森林の役割が多目的機能の発揮という方向で再認識されはじめ、資源的には天然林の資源内容の劣化と人工林資源の成熟化が進む北海道林業の状況を総合的に捉え、そのなかで林業諸資本²⁰⁾の位置づけを与えることとなろう。

第二の課題はこうして位置づけた林業諸資本の動向と労働力編成について分析を行うことである。具体的な労働問題の分析にあたっては資本-賃労働関係を機軸として行うが、資本賃労働関係は相互規定的な対抗関係にあるものの、基本的にその関係を規定するのは資本であることは言をまたない。そうした意味で資本の動向をおさえつつ、その労働力編成を分析することによって資本と労働者の状態について統一的分析を行うことが可能となるのである。また、この分析に関しては国有林・道有林をめぐる資本と労働力編成と、民有林を中心としたカラマツ人工林をめぐる資本と労働力編成にわけて行った。前者では主として公的な森林所有における天然林を対象とした生産活動が行われ、後者では主として一般民有林における人工林を対象として生産活動が行われていることから、伐出技術や林業生産構造において素材生産・造林請負資本の占める位置が異なっており、個別に分析を行うことが必要なのである。こうした分析は北海道の林業が大きく天然林主体から天然林・人工林併存へと移行し、民有林が生産力化してきたことを反映した新たな林業生産構造の分析の一端を担うものともなる。

第三の課題は治山事業に係わる資本とその労働力編成について明らかにすることである。先に述べたように森林管理の担い手を論じる場合に土木資本とその労働力編成の分析が欠かせない

が、これまでこの分野についての分析は殆ど行われることがなかった。ここでは治山事業に焦点をあてて、関連資本の動向とその労働力編成について明らかにする。治山事業は林業政策の一分野ではあるが、直接的に林業生産に関わっていないため、まずその展開過程と現状について概説する。またそのなかで治山事業における時期区分及び「転換期」の意味について改めて明確にする。具体的な労働問題の分析の視点については第二の課題のところで述べたのとおりである。

本研究を行うにあたって以下のような方法をとった。

まず第一に既存の統計・資料類の整理・検討を行い、北海道林業の現局面を把握することに努めた。第二に素材生産・造林請負資本及び治山関連資本に対して聞き取り調査を行ったほか、労働者に対する個別面接調査を行い、資本の動向と労働力編成について分析を行った。この分野に関する統計・資料類はほとんど皆無といってよい状況であり、数値的に全体的な動向分析や類型区分を行うことは不可能である。このため個別資本・労働者に対する聞き取り調査と、団体・官庁・関連資本に対する聞き取り調査を合わせて行いつつ全体的な動向を把握し、さらに必要な調査対象を選定して個別聞き取り調査を行うという方法をとった。調査を行った素材生産・造林請負事業体の数は約100、治山関連事業体は23で、地域的にもほぼ全道にわたっており、充分とはいえないまでもほぼ誤りのない把握ができたものと考えられる。

叙述の順序は先にも述べた課題とも大きく関連している。第1章で課題と方法について明らかにした。第2章において北海道林業の現局面と資本の動向の概要の分析を行う。ただし治山事業投資の概況については一般の林業生産活動と性格が異なるため、この章ではふれず、第5章において資本、労働力分析とまとめて述べることにした。続いて第3章において国有林・道有林をめぐる資本の動向と労働力編成、第4章において一般民有林をめぐる資本の動向とその労働力編成、さらに第5章において治山事業をめぐる資本と労働力編成について分析を行った。これらの各章において共通していることは、まず資本をとりまく状況について明らかにした後、資本の動向の分析を行い、さらに労働過程と労働力編成の特徴をおさえた上で、各々について類型区分を行い類型ごとに事例分析を行うという手順をふんだことである。さらに終章において以上の総括を行い今後の課題を提示した。

本研究を進めるにあたって北海道大学農学部森林政策学教室霜鳥茂教授には終始ご指導をいただき、厚く感謝の意を捧げるものである。また、同農業経営情報学教室七戸長生教授、同森林施業計画学教室和孝雄教授、同森林政策学教室石井寛助教授には貴重なご助言とご援助をいただき、心より御礼申し上げます。また、故小関隆祺名誉教授には生前懇切なる御指導を賜わり、深謝の意を捧げたい。

調査にあたっては、数多くの業者・労働者の方々、北海道宮林局・道庁をはじめとする官庁の方々、業界団体の方々に御協力いただいた。こうした現場に係わる方々の御教示によって本研究は形をなすことができた。厚く御礼申し上げます。

注

- 1) 安藤嘉友：新展開の日本資本主義下の木材・林業問題，林業経済研究 No. 114, 1988, P3
- 2) 例えば石井寛：北海道林業をめぐる近年の動向，林業経済 No. 497, 1990, P28
- 3) 例えば，餅田治之：日本の林業コスト低減はいかにあるべきか，林経協月報 No. 314, 1987
- 4) 代表的な論文は，小関隆祺：林業賃労働の性格と構造，林業経済 No. 125, 1959
- 5) 藤本武：林業労働組織の現状と課題，林業経済 No. 37, 1951
- 6) 山崎武雄・山岡亮一：林業労働の研究，1963
- 7) 宇野弘蔵監修：林業経営と林業労働，1954
- 8) 村尾行一：わが国の素材業について，林業経済 No. 180-181, 1963
- 9) 福島康記：素材の生産構造，林業経済 No. 212, 1966
- 10) 奥地正：戦後日本資本主義と林業山村問題の展開構造，立命館経済学 Vol. 22 5-6, 1974, 同：林業生産の「合理化」と林業労働，日本経済と林業山村問題，1978
- 11) 霜鳥茂：北海道における素材生産業の性格，北海道林業の諸問題所収，1968
- 12) 生井郁郎：素材生産の構造変化と伐出労働の諸問題，林業経済 No. 332, 1976, 詳細な実態調査については北海道農林研究37, 39, 43号に報告が掲載されている。
- 13) 野口俊邦：山村労働市場の構造変化と伐出労働の諸問題，転換期の林業山村問題，1983
- 14) 地域農林業研究会：地域林業と国有林，1982
- 15) 有永明人：戦後国有林経営の展開と労働力編成，戦後日本林業の展開構造所収，1988
- 16) 菊間満：雇用・失業問題と労働者生産協同組合の課題，林業経済 No. 447, 1986
- 17) 小池正雄：林業労働の研究，1988
- 18) 遠藤日雄：わが国民有林における伐出労働組織に関する研究，九州大学農学部演習林報告 No. 61, 1989
- 19) 吉沢四郎：林業労働問題研究の一検討，林業経済 No. 232, 1968, 森蔵夫：林業経済研究の足跡，林業経済論所収，1983
- 20) 森蔵夫，前掲，p415
- 21) こうした統一的な分析を試みた論文として安藤嘉友：国産材生産の停滞と伐出業の再編，日本資本主義と林業・山村問題，1978. があげられる。
- 22) 塩谷勉：林政学，1973, p22-27
- 23) カール・ハーゼル（中村三省訳）：林業と環境，1979, p23-126
- 24) Marion Clawson：Forests for whom and for what, 1975, p30-41
- 25) 北海道山林史戦後編編集者会議：北海道山林史戦後編，1983, p12.
- 26) 本来的には林業資本は極めて多様な形態を含んでいるが，本論文では林業諸資本を林業生産に直接関わっているものに限定した意味で使用している。具体的には本論文であつかっている素材生産・造林請負・森林土木の各資本である。森林経営体であってもこれら生産を直営直用で行うものも含んで考えている。

第2章 北海道林業の現局面と資本の動向

第1節 北海道林業の現局面

1. 伐採と造林の動向

前章でみたように現在までの北海道林業は，狭義の林業生産を中心として営まれてきている。

治山事業は投資額や労働投下量は多量にのぼるが、主として局所的な土木事業として行われてきており、森林との係わりは間接的である。このため森林経営をめぐる資本と労働の現状を明らかにする上で、造林面積と森林伐採量が基本的な指標として有効であるといえよう¹⁾。本節ではこの基本的指標によって戦後林業生産活動のあゆみを振り返り、それら諸活動の結果として存在している森林の資源状況を把握し、資本と労働が生産活動を展開する舞台を描き出すこととする。

まず、図2-1は北海道における森林伐採量の推移をみたものである。敗戦直後、一般民有林の伐採量の伸びから一時的に高水準を記録するが、その後数年間は800万㎡を上下する。1954年の洞爺丸台風による風倒処理にともない伐採量が大きく増加したが、さらに55年に始まる高度経済成長にともなう木材需要の急速な伸長が伐採量をさらに引き上げ、61年および66年には1,300万㎡のピークを記録し、71年に至るまで1,200万㎡を前後する高水準の伐採量を維持し続けるのである。こうした高水準の伐採を可能とさせたのが、国有林の生産力増強計画および木材増産計画であり、この期の北海道の全木材生産量の約4分の3は国有林から生産されたのであった。しかし、66年のピーク以降は木材需要そのものは増加するものの伐採量は減少傾向に転じ、外材輸入が活発化し、さらに第一次石油ショックを直接の契機とする低成長期にはいと木材需要そのものも減少に転じるとともに外材輸入量が急速に増加し、伐採量が急減した。70年代後半からは800万㎡台で「低位」安定をみせるが、85年からの円高局面で800万㎡を大きく割り込んで87年には伐採量は735万㎡にまで低下した。こうした伐採量減少傾向のなかで、特に目立つのは国有林伐採量の減少で、道内伐採量に占める国有林材の比率は低下傾向にあって近年では6割を割り込むようになっているが、その一方で一般民有林からの伐採量が相対的にも絶対的にも上昇傾向にあることが特徴的である。全体的な伐採量の減少—特に85年以降—の原因としては外材輸入による圧迫があげられるが、特に国有林において伐採量が大きく減少してきている原因として高水準の伐採を続けたことから森林内容の質的な劣化が顕著となっていること、自然保護運動の高揚の

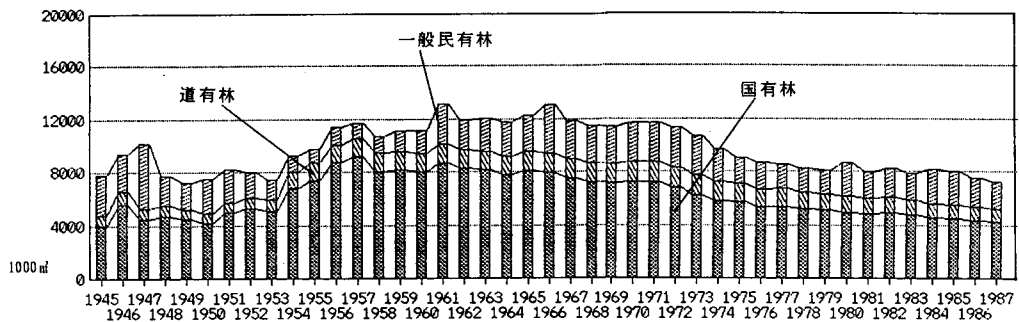


図2-1 北海道における森林伐採量の推移

資料：北海道林業統計

表2-1 人工林伐採材積の推移

単位：千 m^3

年度	合 計		国 有 林		道 有 林		一般民有林	
	主伐	間伐	主伐	間伐	主伐	間伐	主伐	間伐
1981	649	895	105	213	4		521	558
1982	916	984	92	186	21	118	795	678
1983	7	1,125	69	233	24	194	629	691
1984	881	1,213	60	323	26	181	788	701
1985	729	1,352	63	421	20	207	641	718
1986	1,330	1,403	705	509	11	186	611	700
1987	629	1,427	62	545	33	131	535	744
1988	698	1,557	58	562	27	147	614	848

資料：北海道林業統計

表2-2 伐採方法別伐採面積の推移

単位：ha

年度	合 計			国有林			道有林			一般民有林		
	皆伐	択伐	間伐	皆伐	択伐	間伐	皆伐	択伐	間伐	皆伐	択伐	間伐
1958	105,83	99,344	5,615	85,718	61,036	5,615	5,933	25,629	—	13,810	8,721	—
1960	54,623	76,311	16,041	33,318	33,884	4,809	4,696	12,880	787	16,407	26,235	10,230
1962	67,421	73,518	8,041	34,741	55,615	3,963	7,314	7,016	1,763	25,086	7,860	2,266
1964	72,950	58,286	11,756	34,283	42,831	6,164	12,324	1,054	638	21,285	8,943	4,207
1966	74,991	65,308	36,739	31,150	42,390	30,470	4,487	5,274	—	33,942	12,142	4,306
1968	58,743	49,648	3,157	25,810	34,220	26,638	3,845	6,097	775	23,904	4,657	3,328
1970	67,187	57,583	17,342	29,528	37,434	12,059	3,587	8,778	1,112	29,873	7,532	3,080
1972	64,530	73,170	11,501	25,268	51,135	3,356	3,077	11,777	1,124	31,118	6,317	5,514
1974	59,304	80,430	15,192	18,717	59,455	6,357	2,436	13,100	2,153	24,831	5,675	4,809
1976	37,697	75,753	18,376	15,856	53,714	7,544	2,927	13,576	2,606	17,401	5,260	5,592
1978	34,270	72,429	21,491	15,143	52,414	7,164	2,090	13,241	2,318	14,245	4,098	9,437
1980	37,573	64,630	38,412	13,279	48,140	9,431	1,107	11,368	4,253	20,954	3,104	20,722
1982	28,041	64,459	39,666	11,413	47,455	6,333	565	13,217	2,624	14,135	1,958	24,520
1984	27,180	67,486	46,913	9,250	52,223	9,483	588	11,342	4,651	15,672	2,508	26,854
1986	19,593	83,091	55,906	6,464	67,380	14,442	125	13,199	5,390	11,705	1,496	29,267
1988	16,819	86,451	63,159	4,986	70,917	16,565	91	11,729	3,965	10,611	1,858	33,818

資料：北海道林業統計

なかで施業に対する制限が大きくなったことがあげられよう。民有林では国有林・道有林における伐採量の低下傾向に対して76年以降伐採量はほぼ横ばいないし微増傾向にあり、これは後述するように戦後集積された人工林が生産力化してきていることを反映しているといえる。

ここで人工林伐採量の推移をみると表2-1のようになる。ここでは資料の制約から1981年以降の数字を掲げてあるが、この間にも間伐の進展から人工林伐採材積は約1.5倍に増加し、全伐採材積に占める比率はほぼ30%に達している。林野所有体別にみると、一般民有林の比重が圧倒的に高いが、国有林においても間伐が急速に進んでいることからその比率が高まりつつある。また一般民有林は主伐の比率が高いことが特徴的であるが、これは樹種的に成長の早いカラマツ

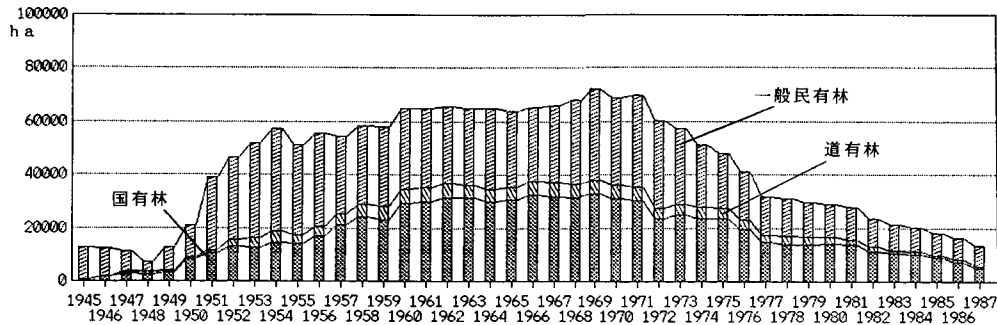


図2-2 北海道における人工造林面積の推移

資料：北海道林業統計

が主体を占めていること、農地等への林地転用が進んでいることが原因といえよう。

次に伐採方法別に伐採面積をみると表2-2のようであり、全体的な傾向としては皆伐の絶対的な減少、択伐の相対的な上昇、間伐の絶対的な増加が指摘でき、天然林における施業の制限、人工林の成長にともなう伐採方法の変化が如実に現れているといえよう。これを各林野所有体別にみると、まず国有林・道有林においては皆伐が極めて急激な減少を示しているのが特徴であり、この30年間で皆伐主体から択伐主体へと完全に転換した。一方、一般民有林では間伐の急増が1970年代後半からの極めて短期間に生じていることが特徴であり、人工林資源の成長と人工林保育・間伐に対する各種補助事業²⁾の効果が現れたものとみることができよう。

次に第2の指標である造林面積の推移をみてみよう。図2-2は北海道における人工造林面積の推移を示したグラフである。第二次世界大戦直後、きわめて低調であった人工造林は1950年ころから急速に伸び始め、60年から71年に至るまで年間6-7万haの高水準を維持し、人工林の集積が大きく進んだ。こうした人工造林の担い手としてまずたちあられたのは一般民有林であり、続いて国有林においても活発化した。面積にすれば全道森林面積の約3割弱を占めるにすぎない一般民有林であるが、二次林化した生産性の低い森林がほとんどであったことから皆伐・一斉造林による林業生産力の増強を図ってきており、このため全道人工林面積に占める民有林の比率は約5割という高い値を示している。71年以降は拡大造林がほぼ一巡したこと、外材輸入の影響による木材価格の低迷のため造林意欲が衰えたことから、急速に造林面積が減少している。87年にはピーク時の約19%におちこんでおり、減少傾向はまだとまっていない。

以上二つの指標から北海道の林業生産活動をみると、「昭和28, 9 (1953, 4) 年ころから48 (1973) 年ころまでの20年間がもっとも盛んな時期で」³⁾あり、この後活動水準は急速に低下していき、現在極めて低位な水準にある。しかしそのなかでも人工林をめぐる伐採量は着実に増加し、88年には道内伐採量の3割を占めるなど北海道林業の重要な一角を占めるようになってきており、

北海道林業は天然林・人工林併存時代を迎えたといえることができるであろう。このことはまた、上述のように一般民有林が道内林業においてかつてない重要な地位を獲得してきていることも意味するのである。

さて、こうした林業生産活動の「結果」としての森林資源の現状—それはとりもなおさず「現在」の林業生産活動の対象としての森林資源の現状—について次にみていくこととしよう。

2. 森林資源の現況

表2-3は北海道における森林蓄積の推移をみたものであるが、総体としてはまさに林業生産活動が活発であった時期に減少してきており、1970年ころを画期として漸増傾向にある。これを林野所有体別にみるとまず国有林では天然林の蓄積が過伐によって大きく減少してきているが、

表2-3 北海道における森林蓄積の推移

単位：1000㎡

	総 計			人 工 林		
	国有林	道有林	一般民有林	国有林	道有林	一般民有林
1945	418,998	73,599	36,082			
1947	418,400	72,774	34,428			
1949	396,888	69,918	34,596	1,876	220	2,938
1951	399,519	68,199	53,787	1,346	216	2,817
1953	401,363	68,066	53,676			
1955	403,533	66,233	66,436			
1957	370,205	64,225	68,738	1,430	580	5,717
1959						
1961	398,447	62,160	71,390	1,349	746	6,511
1963	403,754	61,014	73,544	2,055	960	7,368
1965	394,273	62,898	73,294	2,308	1,628	7,998
1967	386,915	64,423	73,366	2,482	2,166	8,551
1969	374,252	62,859	80,741	3,141	2,958	11,061
1971	358,817	62,246	84,945	4,327	2,714	13,456
1973	353,583	61,331	92,686	5,644	3,537	20,179
1975	341,314	60,684	99,033	7,212	4,244	24,709
1977	334,339	60,209	106,598	8,464	5,002	31,020
1979	330,473	59,430	113,071	11,708	5,799	36,735
1981	328,032	58,484	120,498	15,467	6,970	47,362
1983	328,587	60,422	130,462	19,134	7,653	51,237
1985	328,851	59,734	138,925	22,261	7,831	57,730
1987	329,740	59,132	147,482	27,093	7,711	64,610

資料：北海道林業統計

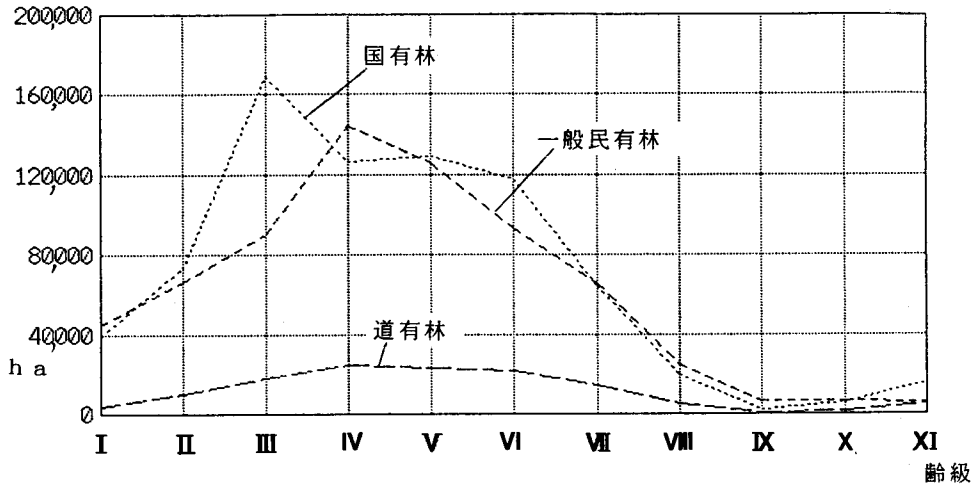


図2-3 北海道における林野所有体別齢級別人工林面積 (1988年)

資料：北海道林業統計

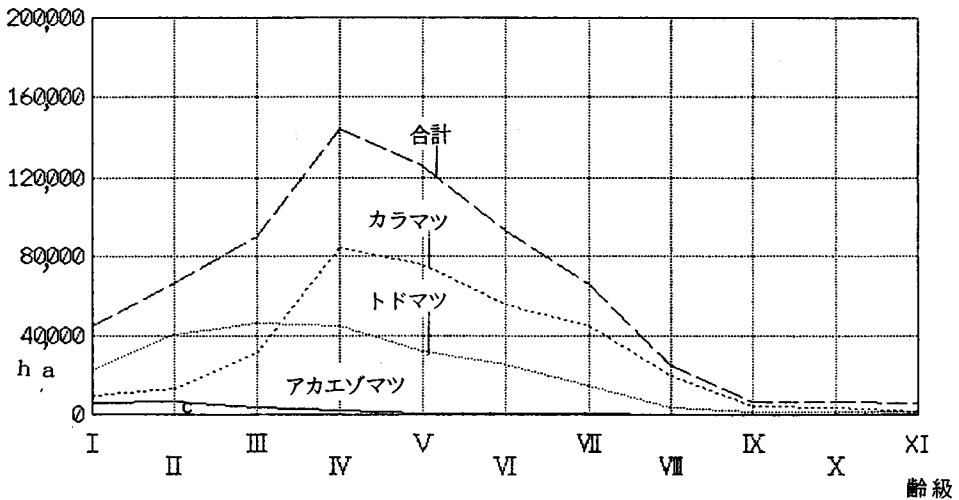


図2-4 北海道における一般民有林齢級別人工林面積 (1988年)

資料：北海道林業統計

人工林の成長による蓄積増加がこの減少をカバーできるほどないため、全体として蓄積を大きく減らしてきている。しかし減伐を長期にわたって続けていること、人工林が一定程度成長してきていることから近年わずかながら上昇に転じてきている。道有林においてもほぼ同様な傾向を示すが、蓄積減少の比率は少ない。これに対して一般民有林では、天然林の人工林へのおきかえが進み、人工林が良好な成長を示していることから70年頃からかなり早いスピードで蓄積を増やしてきており、全道森林蓄積に占めるウェイトも急速に大きくなった。一般民有林全体の蓄積の上

昇は人工林蓄積の上昇によっているのであり、国有林・道有林に比べて一般民有林において人工林資源が急速に育成されてきているといえる。

さらに人工林資源について齢級構成をみると図2-3に示すとおりである。全国的にいえることだが、人工造林が60年代を中心とする短期間に集中して行われてきたため、IV齢級を中心とした比較的若齢級の林分が多く、きわめて偏った齢級構成になっている。またこの傾向は各林野所有体ともに同様である。さらに一般民有林について樹種別に齢級構成をみると図2-4のようになる。比較的古い齢級を中心としてカラマツが最大の資源量を集積しているが、III齢級以下ではその比率を大きく落している。カラマツは成長が早く、一般民有林の人工林蓄積を押し上げている原動力となっているのであるが、資源の保続性という点でみるときわめて脆弱な資源であるといえよう。

さて、人工林に関しては齢級構成や樹種構成などから資源状況をかなりの程度把握できるが、天然林の資源内容の把握はきわめて困難である⁹⁾。一般的には道内の天然林の資源内容は質的にも量的にも劣化しているといわれてはいるが、統計的にその実態を明らかにすることは不可能である。今後、こうした森林資源の量的・質的な内容把握を行うためのデータの蓄積、評価の方法を確立することが求められる。とりあえずこの場では、一般的な評価を要約する形で、径級が大きい立木・有用な樹種・質が高い立木が減少し、量的・質的な劣化が進んだことを確認しておくこととしよう。

以上をまとめるとつぎのようになる。戦後、天然林の伐採が進みその資源内容が質的・量的に劣化する一方で、人工林化が進み森林面積に占める人工林面積は26.5%にまで達するとともに資源内容が一定程度の成熟化をみ、天然林と人工林の並存時代が本格化した。林野所有体別にみると広大な天然林を主体とする国有林・道有林は資源的に劣化が進み、減伐を余儀なくされている状況にある。一般民有林についてはカラマツを中心とした人工林資源の成熟が順調に進んでいるが、齢級構成がきわめて偏っており、一過性の資源ともなりかねない危険を抱えているのである。

3. 森林・林業をめぐる社会・経済的現状

北海道山林史戦後編において1974年以降の北海道林業は「停滞期」として定義された。すなわち「木材需要は停滞し、外材比率はさらに高まり、森林伐採量も人工造林面積もいっそう低落した。……林業生産活動は戦後復興期の後半の水準まで落ち込んだことに⁹⁾なったのである。80年代後半に入っても基本的な状況は変わっていない。むしろ85年以降の円高不況下でこうした事態はいっそう悪化し、さらに知床伐採問題やリゾート開発問題等新たな問題を抱えて森林管理の方向性に関しても混迷を深めた時期といえるであろう。

図2-5は木材需要の推移を示したものである。第一次石油ショック以降需要量の伸びは止まり停滞が続けたが、第二次石油ショック以降さらに一段階低下した水準での停滞が続けている。

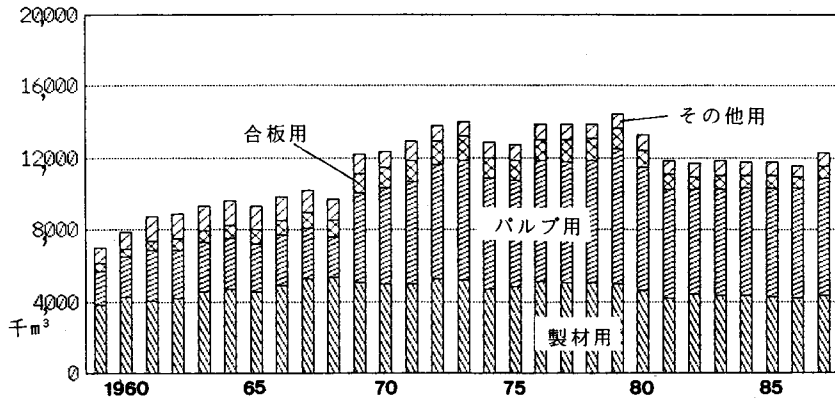


図2-5 北海道における木材需要の推移

資料：北海道林業統計

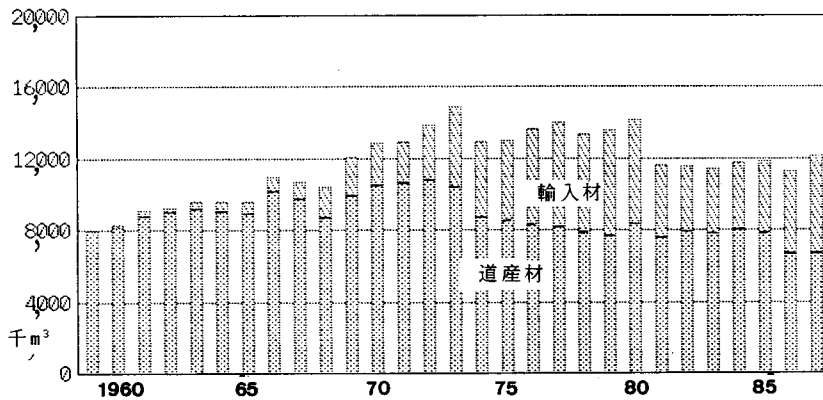


図2-6 北海道における木材供給の推移

資料：北海道林業統計

1987年以降は景気回復に伴って上昇に転じてきてはいるが、住宅建築の非木質化が進んできており、木材需要がこの先大きな増大をみることはまずないと考えられよう。

これに対して木材供給の推移を、外材・道産材別にみたものが図2-6である。北海道においては豊富な木材資源の存在を背景として1960年代までは需要のほとんどを道産材でまかなう自給体制を維持していた。しかし国有林・道有林では環境問題が生じたことや資源内容が劣弱化してきたことから伐採量を減少させざるをえなくなり、一方で増加する木材需要に対応するため外材の輸入が本格化し、外材が木材供給面で欠くべからざるものとなった。さらに85年以降の円高と、景気回復のなかでの木材需要量の増加が相まって外材依存が一段と深化し、北海道の木材市場は道産材主導から外材主導へと構造転換したといわれるまでになった⁶⁾。図2-7は木材価格の推移を示したものであるが、73年には第一次石油ショックによるインフレーションの一環を構成して、また80年には第二次石油ショックによるインフレーションと北米木材資本による一方的な値上げ

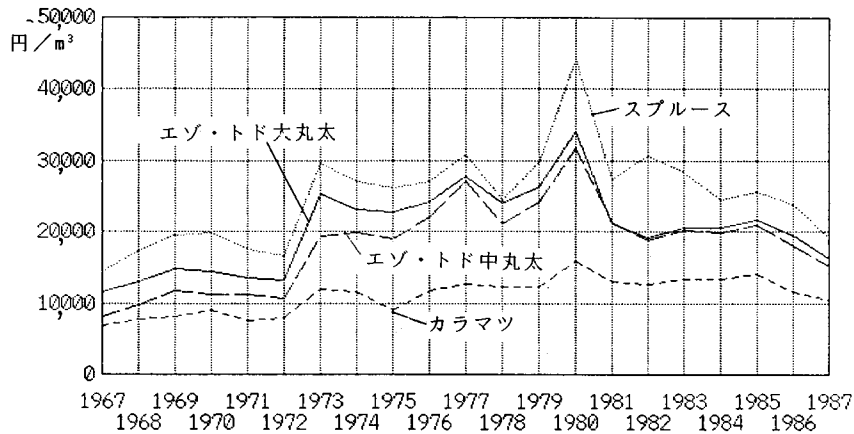


図2-7 札幌市における木材価格の推移

資料：北海道林業統計

の影響で急激に上昇したが、80年代初期の不況で80年以前の価格へと下がり、85年以降の円高のなかで一層下降を続けており、北海道林業は極めて深刻な不況下にある。また価格体系についても85年以降外材主導の体系へと移行したとみられている。

道産材は、天然林材は量的・質的に劣化しており、一部広葉樹材を除いて外材に対する量的・質的な対抗力は低く、人工林材に関しても現在伐採されているカラマツは主として梱包材・パレット材など低質材として使われている。このような状況のなかで1985年以降円高が進行して輸入材価格が急激に低下してきたことから、道産材の競争力が大きく減退しており、こうした現状は木材需要が堅調であること、外材は輸出規制は厳しくなっているものの急激な減少は現在のところ考えられないことから当面続くと考えられる。以上のことから北海道林業の課題として、長期的には質的に高い天然林の育成ということはあるものの、当面は「低コスト」林業による国際競争力を持った林業の構築が最重要となっているのである。低コスト林業は素材生産から最終消費段階にいたる生産・流通コストをさまざまな手段によって低下させて、国産材に対して輸入材に対する価格競争力をもたせようとするものであるが、現在高性能機械の導入を軸とした素材生産過程の近代化・合理化が焦点となっている⁷⁾。

さて、狭義の北海道林業は以上のような大きな課題を抱えているが、さらに広く北海道の森林・林業を考えた場合リゾート開発や知床森林伐採問題などにみられるような、森林の多目的な利用と森林保全・保護の方向性をどのように設定するかというきわめて重要かつ困難な課題を抱えている。すなわち今までの森林利用は狭義的林業と密接に結びついており、林業生産活動を行うことによって森林を活性化し公益性を増進させることができるという「思想」に基づいて森林経営が行われてきたといえる。しかし、きわめて多様な役割が森林に対して期待されている現在、こうした「思想」をもって林政の基礎とすることには国民的な合意が得られない⁸⁾。また多目的利用の一つとして、また過疎町村振興の起爆材としてリゾート開発が大きく注目され、計画が目

白押しの状態であるが、資本による自然及び地域社会の破壊という批判もあり、大きな問題となっている。

こうしてみると北海道森林・林業の現段階は林業「停滞」期であるとともに、森林に対する多様な要求をどう調和させ、森林をこれからどう管理していくのかという、森林管理目標の設定を模索している「混迷期」ということができよう⁹⁾。この方向性を設定することは林政・林政学の今後の最も重要な課題である。

第2節 林野所有体の動向

一般に素材生産・造林請負資本が行う造林・保育・伐採といった生産行為はその対象たる森林の所有体の経営のもとで行われる。林野所有体ごとの資源内容の相違からこれら資本は概ね所有体ごとに「すみわけ」をしている傾向があり、林野所有体の性格・経営動向によってこれら資本は大きな影響を受ける。本節においては各林野所有体の動向についてその労働力編成を中心にみていくこととする。

1. 国有林

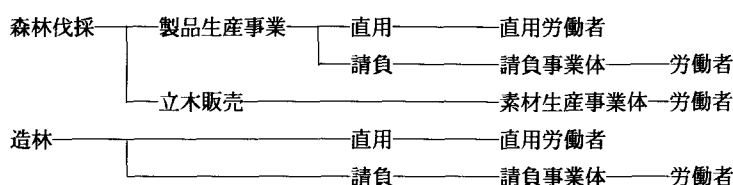
国有林においては生産力増強計画以降、現実成長量を大きく越える伐採が大面积皆伐を主体として行われ、皆伐跡地には一斉造林が行われてきたが、この結果として資源的内容を劣化させ、さらには自然保護運動からの国有林批判を招いたことから1970年以降ほぼ一貫して伐採量を減少させてきた。また、皆伐面積減少ともなって造林面積も大きく減少させてきたが、森林の公益的機能評価の動きに対応して、73年には「国有林における新しい森林施業について」の通達がだされ、天然林施業が志向されるようになり、施業の「合理化」を進める中でさらに造林面積を減少させていった¹⁰⁾。

伐採量の減少、木材価格の低迷と諸経費の増加は深刻な経営収支悪化をもたらし、北海道では早くも1961年には現金収支が、62年には損益が赤字へ転落し、全国でも69年から損益が、75年からは現金収支が赤字に転落し、以後収支は悪化の一途をたどり89年度末で累積欠損金は8,494億円、債務残高は2兆726億円にもものぼっている。これに対して78年には「国有林野改善特別措置法」が制定され、これに基づく「改善計画」にあわせて「経営改善」が進められた。北海道にそくしてこれを具体的にみると5営林局体制を1営林局4営林支局体制とし、営林署・担当区・事業所の統廃合を進める等機構の「合理化」、79年に北見営林支局で製品生産事業に請負を導入するなど請負化による「合理化」、新規採用の抑制や高齢職員の退職勧奨など大幅な人員削減による「合理化」が強行されてきているほか、土地の切り売りによる収入確保が行われてきている。しかし収支が一向に改善されないことから、国有林は行政改革の一つの焦点となり、経営形態自体までが問題にされるに至っている¹¹⁾。

こうした一方で知床伐採問題にみられるように、国有林が貴重な自然環境の重要な一環をな

していることが国民の間で広く認識されだし、国有林にたいして国民の多面的な利用を保障することが要請されてきている。国有林の目的として林産物の安定的供給・地元経済への寄与・公益的機能の発揮の三つがあげられている。かつてはこの三つの目的は木材生産を通じて調和的に達成できるとされてきたが、上記のような経営状況・資源状況・国民の環境への期待の高まりのなかで必ずしも三つの目的を調和的に達成できないことが明らかになってきている。すなわち、国民の多様な要求を含めた複雑な「連立方程式」を解くことが必要とされてきているのである。国民のための国有林を再建することが現在の喫緊の課題なのであり、そうした議論のなかで今後の林業労働者問題を考えなければならないのである。

次に国有林の労働力編成の動向についてみてみよう¹²⁾。使用労働力形態別に事業をみてみると次のように分類できる。



まず森林伐採についてみると、国有林伐採量に占める製品生産事業によるものの比率が上昇傾向を経て近年停滞しており1988年現在で32%、さらに製品生産事業の請負率は70年代後半以降上昇してきており88年現在で38%となっている（表2-4）。すなわち国有林全伐採量のうち直用労働力によって実行される比率は約2割にすぎず、残りの8割が民間事業体とそれに雇用される労働者によって担われているのである。また、表2-5は北海道営林局直轄管内における造林請負率の推移をみたものであるが、製品生産事業以上に請負化が進行しており、60年代半ばにはすでにすべての作業について請負率が70%を越え、80年前後には作業によっては9割近い状況になっている。しかし、造林作業量自体が大きく落ち込んできていることから請負率は近年停滞的傾向にある。

次に直用労働力編成の動向を簡単にみておこう。表2-6は雇用形態別の延べ雇用者数の推移をあらわしたものであるが、大量の労働者を排出しつつも労働運動の進展を背景として雇用の安定化が進んできたことがわかる。まず、1950年代後半までに臨時日雇いの月雇・定期化が行われ、さらに60年代後半にかけて臨時雇用者の急激な削減が行われ、延べ雇用者数に占める臨時雇用者の比率は著しく低下し、相対的に雇用の安定化が進んだ。69年前後には男子の基幹部分を中心として定期雇用者の常用化が行われ、さらに78年には基幹作業職員制度が発足して常用労働者のほとんどが基幹作業職員となり、定員内労働者とはほぼ同格の労働条件を得るに至った。こうして国有林直用労働者は民間林業労働者とは隔絶した高い労働条件を獲得したが、それはとりもなおさず地域労働市場から隔絶した存在となることも意味した。こうした現状から直用の意義に対する

表2-4 北海道国有林製品生産事業における請負率の推移

単位：%

	1978	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89
請負比率	24	24	24	25	27	30	30	32	34	36	38	40

資料：国有林資料

表2-5 北海道営林局直轄管内における造林請負率の推移

単位：%

	1961	66	69	72	78	81	85	89
地 拵	63	74	77	70	77	78	65	81
植 付	46	80	81	74	87	84	77	82
下刈	50	74	74	77	87	88	85	86

資料：北海道動山林史戦後編及び北海道営林局資料

表2-6 北海道国有林の雇用形態別延べ人員の推移

単位：千人

年	基幹作業職員	常用作業員	定期作業員	臨時作業員（月雇）	臨時作業員（日雇）
1955		492	514	1,976	2,524
1957		562	998	2,967	1,438
1959		916	1,471	2,530	949
1961		342	1,552	1,577	765
1963		408	2,051	861	1,352
1965		435	1,770	301	407
1967		386	1,569	225	
1969		1,065	1,134	183	
1971		1,269	718	96	
1973		1,214	593	37	
1975		1,184	442	61	
1977	254	924	419	36	
1979	1,058	89	331	20	
1981	999	67	260	17	
1983	962	51	223	5	
1985	810	39	190	4	
1987	729	29	157	2	

資料：国有林野事業統計

疑義を表す意見もあるが¹⁰⁾、基幹作業職員制度の持つ先進的意味を評価することが必要であり、むしろこうした制度を国有林における管理の中枢を担うべき技術者・作業員集団の形成に結び付けることができなかつた点が問題となろう。

表2-7 道有林製品生産事業量と
請負率の推移

年度	事業量	単位：m ³ ，%
		請負率
1953	80,778	19.7
1955	121,373	39.8
1957	118,075	58.4
1959	116,139	57.4
1961	120,629	75.9
1963	136,629	80.2
1965	158,345	94.6
1967	171,621	97.9
1969	195,339	97.4
1971	222,734	9.5
1973	221,673	99.5
1975	202,773	99.9
1977	190,419	100.0
1979	185,493	100.0
1981	153,962	100.0

資料：北海道山林史戦後編

表2-8 道有林造林事業請負率の推移

年度	地拵	植付	単位：%
			下刈
1959	28.6	6.8	20.0
1961	31.7	14.1	27.5
1963	36.1	28.4	31.7
1965	44.0	40.0	40.8
1967	56.0	59.2	49.5
1969	79.2	81.7	72.6
1971	90.2	87.9	83.0
1973	96.7	97.2	95.6
1975	98.2	96.9	97.6
1977	100.0	99.3	99.2
1979	99.9	100.0	100.0

資料：北海道山林史戦後編

いずれにせよ、林政審議会答申などをみても、基幹作業職員制度のみならず作業員の直接雇用ということ自体が廃止される公算が強く、国有林における民間事業体の位置づけは今後ますます高まっていくだろう。しかし国有林における森林伐採量は相当期間にわたって現在より低いレベルで推移せざるをえず、造林面積は引き続いて減少が予想されることから素材生産事業体・造林請負事業体は一層不安定化し、林業労働者の就労の不安定化が一層深化し、林業労働者の再生産は完全に行き詰まることが予測される。

2. 道有林

道有林の経営展開については石井寛が詳細に論じている¹⁰⁾。石井によれば道有林の経営展開は大きく三期に分けられる。1951年から56年までの復興期は模範林と公有林が同一会計制度のもとで新たな出発をした時期である。57年から71年までの林力増強期は生産力の高い森林経営を目標とした時期で人工林化と経営基盤の強化が進んだが、その一方で61年に策定された第二次林力増強計画において木材供給の限界に撞着したといわれる状態に立ち至ったほか、60年代初頭には財政赤字問題が生じて事業の請負化や天然林施業の積極的な導入が行われた。72年以降は転換期とされ人工林資源の未成熟・天然林資源の劣弱化という国有林と共通した資源状況の悪化のなかで公益的機能の重視が進む一方で、財政自賄い主義の破綻が生じた。72年策定の第一次基本計画以来道有林の経営目標として①森林資源の充実②公益的機能の強化③経営の安定化が掲げられて

おり、縮小した経営のなかでの資源の充実・体制整備をはかろうとしている。しかしこの間にも財政赤字は一層深刻化して累積債務は2,000億円に達し、赤字処理・経営改善のための新たな対応を迫られている。

さて道有林における労働力編成において特徴的なことは直用労働力を殆どもっておらず、造林・製品生産事業ともにすべて請負で事業を行っていることである。表2-7・表2-8は製品生産及び造林事業の請負率の推移を示したものであるが、60年代の赤字問題を大きな契機として請負化が進展していったことがわかる。製品生産事業では請負率は早い時期から高く、1968年以降は「造林労働力のつなぎ仕事として直営で人工林間伐を行うにすぎなく」¹⁵⁾なり、70年代後半に至って完全に請負化された。造林についても60年代に急速に請負化が進み、70年代後半に至ってほぼ100%請負化された。現在直用労働力によって実行している事業は育苗のみであり、その雇用労働力のほとんどは女子定期・臨時作業員である。

以上のように道有林の林業生産事業はそのほとんどを民間事業体にゆだねており、国有林のように削減すべき直用労働力を持たないことから、今後事業実行体制の「改善」の具体的な措置としては、民間事業体の淘汰育成が焦点とならざるを得ないといえよう¹⁶⁾。

3. 一般民有林

一般民有林においては1950年代はじめから60年代終わりまで年間3~4万 ha に及ぶ高水準の造林活動が続けられ、89年現在で674,358ha に達する造林地を集積した。拡大造林の進展にともなう造林適地の減少、木材不況にともなう造林意欲の減退から人工造林面積の実行量は急速に低下し現在は低位水準にあるが、集積された人工林が生産力化してきていることから人工林伐採量は一定の水準を保つようになってきており、国有林・道有林の伐採量が減少するなかでその相対的地位を上昇させてきている。特に成長の早いカラマツ人工林の間伐材が行政による補助政策もあって生産ルートにのぼってきており、十勝や網走地方では一大産地が形成され北海道林業の重要な構成要素となってきた。

一般民有林の人工林面積は全道人工林面積の約47%、人工林蓄積は全道人工林蓄積の約64%を占めていることから、人工林が主伐期を迎えるにつれて北海道林業における一般民有林の地位はさらに上昇していくことが予想される。しかし木材価格の低迷から人工造林、特に再造林は近

表2-9 北海道一般民有林における作業種類別労働投下量の推移

単位：人日

年	植林	下刈等手入れ	間伐	伐採・搬出	その他	合計
1971	179,000	380,260	117,110		41,320	717,690
1978	74,000	253,700	97,500	40,400	6,100	471,700
1985	21,000	141,900	200,500	77,300	25,200	465,900

資料：林業動態調査結果報告書

表2-10 北海道一般民有林における使用労働別労働投下量

単位：人日

年	世帯員	直接雇用	委託請負せ
1971	377,800	129,000	206,200
1978	209,100	66,600	192,200
1985	175,200	59,000	231,500

資料：表2-9に同じ

表2-11 北海道一般民有林における所有規模別・使用労働別労働投下量（1985年）

単位：1,000人日

所有規模	世帯員	直接雇用	委託請負せ	合計
5-20ha	98.0	9.0	117.1	224.1
20-50	51.1	26.5	71.6	149.3
50-100	14.6	8.0	22.3	44.8
100-500	11.1	12.7	14.2	38.0
500ha以上	0.6	2.8	6.3	9.7

資料：表2-9に同じ

年ほとんど行われておらず、資源の保続性という点からいえばきわめて問題が多い。カラマツの価格がきわめて低位であることから林家の森林経営意欲が低水準に停滞していることが最大の要因であり、この点が今後の民有林活性化の大きな課題であろう。

さてここで一般民有林の労働力編成について「林業動態調査結果報告書」からみてみよう。表2-9は作業種別労働投下量を示したものである。まず総労働投下量をみると1971年から78年まで大きく減少したが78年から85年にかけては微減にとどまっている。こうしたなかで作業種別の労働投下量は大きく変化し、間伐、伐採・搬出の比率が大きく上昇して85年にはこれら作業への投下量が全体の6割を越えるに至っている。人工林成熟化にともなう伐採活動が木材不況と呼ばれるなかでも活発に行われていることが示されている。78年から85年にかけては全国では総労働投下量が大きく減少しており、北海道において伐採活動の興隆によって労働投下量が微減にとどまったことは極めて特徴的である。

表2-10は使用労働別労働投下量の推移を示したものであるが、一貫して世帯員労働の比率が低下する一方で委託請負せの比率が上昇してきており、1985年には総労働投下量に占める前者の比率は4割を割るとともに後者の比率はほぼ5割に達するまでに至った。また労働投入量のなかには立木販売に係わる伐採・搬出労働投下量が含まれていないので、これを試算して一般民有林における林業生産に関わる総労働投下量をもとめ¹⁷⁾、これに委託請負せ労働投下量を加え、世帯員労働投下量と対比してみると前者が約6割、後者が約3割となる。一般民有林をめぐる林業生産活動は主として様々な素材生産・造林請負事業体によって担われているといえるのである。

表2-12 北海道一般民有林における作業内容別・作業種類別労働投下量 (1985年)

単位：1000人日

作業内容	世帯員	直接雇用	委託請負	合計
植 林	3.3	0.7	17.0	21.0
手 入 れ	64.9	23.7	53.2	141.9
間 伐	79.5	21.4	99.5	200.5
伐採搬出	8.2	12.2	56.9	77.3

資料：表2-9に同じ

さらに森林所有規模別に使用労働別労働投下量をみると所有規模が大きくなるに従って世帯員の労働投下の比率は低下するが、委託請負せの比率は何れの階層でも高い比率を占めている(表2-11)。また作業種類別の使用労働形態をみると下刈・手入れにおいて世帯員投入の比率が高くなっているが、間伐や伐採搬出において委託請負せの比率が高くなっている(表2-12)。すなわち今後人工林資源の一層の成熟化にともなって伐採搬出に関わる労働投下量が上昇するにつれて委託請負せ形態の比率がさらに高まることが予想されるのである。

以上のように一般民有林においても委託請負せ形態の労働投入の比率、すなわち素材生産・造林請負事業体による作業の実行形態がかなり一般化してきており、その傾向は今後もさらに深まることが予測されるのである。

第3節 資本の動向

表2-13は事業内容別林業事業体数を示したものである。全体的に事業体数が大きく減少しているが、素材生産と造林請負を兼業するものの比率が相対的に高まる一方で素材生産専業の事業体は10年間にほぼ半減してその比率を下げていることがわかる。本節では現状を簡潔に把握するために素材生産資本と造林請負資本にわけてその動向を叙述し、両者の兼業形態については必要に応じてふれていくこととする。また素材生産・造林請負ともに国有林・道有林関連資本と民有林関連資本とでは性格が異なっているが、本節では統計上の制約もあるため概括的な動向について述べることにする。ただし森林組合については統計的にもある程度整備され性格を異にしているので項目を別にして叙述を行う。

表2-13 北海道における事業内容別林業事業体数

単位：業者数、%

年度	合計	素材生産のみ	素材生産+造林	造林のみ
1970	2,010 (100)	1,252 (60.9)	444 (22.1)	341 (17.0)
1980	1,202 (100)	631 (52.5)	346 (28.8)	225 (18.7)

資料：世界農林業センサス

1. 素材生産資本

規模別素材生産事業体数の推移を示したのが表2-14である。機械化の進展・紙パルプ資本による淘汰選別・伐採量の減少等によって事業体数はこの20年間で約2/5にまで減少した。階層別の動向をみると1980年までは1万㎡未満層の一貫した脱落と1万㎡以上層への一貫した集中が特徴的であり、道内素材生産事業体の分解基軸は少なくとも1万㎡以上にあると考えられた。詳しくは後述するが、北海道の素材生産業では伐木から山土場巻立てまでを10名程度のセットの中で行うのが一般的であり、このセットで年間10カ月程度の雇用を維持するためには約1万㎡強から2万㎡の立木を必要とする。これが分解基軸となり、1万㎡を越える事業量を持つことが素材生産事業を安定的に行うための基本条件となっている。ところが80年以降全般的な規模縮小化傾向が生じており、1万㎡以上層という中核部分の素材生産事業体が相対的にも絶対的にもかなり減少してきている一方で、1万㎡未満層が相対的にも絶対的にも増加してきているほか、平均規模も縮小してきている。「林業動態調査」によってみても1978年から85年にかけて2,000㎡以上層の比率が低下している。こうした点から「転換期」の素材生産資本の動向を概略的に規定すると、二極分解しつつ淘汰が進んだが引き続き伐採量の減少の影響でさらに厳しい状況に陥っており、80年以降それは明白な形で現れているといえよう。80年代以前の1万㎡以下層転落と上層事業体の相対的安定という段階から、上層事業体も含めた全般的な規模縮小・低落傾向の段階へと素材生産資本をめぐる危機的状況が一段と深化してきているのであり、国有林・道有林の伐採量減少が従来の中核部分の資本にまで脱落の危機をもたらすようになってきているのである。ただ各階層別の素材生産量をみると5,000㎡以上層が圧倒的比重を占めている状況に変化はなく、下層事業体のウェイトが高まったとはいえ北海道における素材生産業の主要な担い手は依然として大規模素材生産事業体であることに変わりはない。

次にこうした素材生産事業体の性格について主として「林業動態調査」からみていくこととしよう。表2-15に示したように業態別では会社形態が多い。また専業兼業別にみると専業事業体及び素材生産を従とする事業体の比率が上昇してきており、特に後者でその伸びが著しい。兼

表2-14 北海道の階層素材生産業者数の推移

年度	単位：業者数				合計
	1,000㎡未満	1,000-5,000	5,000-10,000	10,000㎡以上	
1967	349	714	234	237	1,534
1971	220	460		660	1,340
1972	215	446	180	188	1,029
1976	272	466	215	189	1,142
1980	144	265	159	257	825
1983	114	278	137	231	760
1987	151	297	162	172	782

資料：北海道山林史戦後編、北海道の林産業（昭和63年版）

表2-15 北海道における経営形態素材生産業者の推移

						単位：業者数
年	個人	会社	森林組合	協同組合	合計	
1971	300	900	90	30	1,320	
1978	250	640	50	30	970	
1985	170	510	80	10	870	

資料：表2-9に同じ

表2-16 北海道における兼業種別素材生産業者数の推移

						単位：業者数
年	製材業	木材加工業	育林・造林業	農業	その他	
1971	650	250	30	60	70	
1978	270	230	100	60	70	
1985	260	110	110	20	60	

資料：表2-9に同じ

表2-17 北海道における素材生産業者の階層別兼業種構成（1983年度）

							単位：%
	50,000㎡ 以上	50,000- 20,000	20,000- 10,000	10,000- 5,000	5,000- 1,000	1000㎡ 未満	
専業	13.3	21.7	39.1	48.9	43.5	44.7	
木材加工	20.0	25.3	17.3	15.3	17.3	7.0	
造林	13.3	8.4	10.5	16.8	19.8	28.1	
木材加工・造林	46.7	20.5	18.8	13.9	5.4	1.8	
木材加工・造林・土木	6.7	8.4	2.2	1.5	1.8	1.8	
造林・土木	-	8.4	3.0	1.5	6.8	9.6	
木材加工・土木	-	2.4	6.0	1.5	2.2	-	
土木	-	4.8	3.0	0.7	3.2	7.0	

資料：1983年度木材業者登録を集計

業の内容についてみると製材・木材販売・造林といった林業関連業種でほとんどを占めている（表2-16）。このうち造林との兼業が多いのは国有林・道有林関連事業者が造林請負を要請されてきた経緯によるものである。また少し古い資料であるが階層別に兼業の状況をみると表2-17のようであり、素材生産規模が小さいものは専業が多いが、規模が大きくなるにつれて専業の比率が低下する一方で造林や木材加工を兼業するものの比率が高くなり、5万㎡以上層ではこの二つを兼業するものが5割を越えている。このような資本は素材生産資本として大規模というより、「林業総合資本」ともいうべきものであり、なかには年商100億円を越えるようなものも散見される。

素材生産の直営請負別実行量を規模別にみたのが表2-18である。1971年及び85年の直用請

表2-18 北海道における素材生産規模別・直営請負別素材生産量の推移

単位：1000㎡

	素材生産規模	直営素材生産量	請負素材生産量
1971年	50-200	9	-
	200-500	15	-
	500-1,000	57	5
	1,000-2,000	196	41
	2,000-5,000	779	183
	5,000㎡以上	5,737	2,861
1985年	50-200	1.6	-
	200-500	7.7	2.2
	500-1,000	14.4	25.7
	1,000-2,000	71.4	27.0
	2,000-5,000	239.0	254.8
	5,000㎡以上	5,758.8	2,816.7

資料：表2-9に同じ

表2-19 北海道における素材生産規模別・直用請負形態別素材生産業者数（1985年）

単位：100業者

素材生産規模	直営のみ	主として直営	主として請負	請負のみ
50-200	0.1	-	-	-
200-500	0.2	-	-	0.1
500-1,000	0.2	-	-	0.3
1,000-2,000	0.4	-	0.1	0.1
2,000-5,000	0.5	0.2	0.1	0.5
5,000㎡以上	1.9	1.7	1	0.1

資料：表2-9に同じ

負別素材生産量を比較すると請負化が中小規模階層を中心に進んでいることがわかる。さらに直用請負形態別の事業者数を規模別にみると表2-19に示したとおりであり、上層事業者ほど直営と請負をともに行う比率が高くなっている一方で、下層事業者は直営のみと請負のみに明確に分かれている。伐採量が落ち込むなかで事業量を維持するために比較的規模の大きい事業者は直営を維持しつつ他の事業者からの下請けを増加させていること、一般民有林での人工林間伐・主伐が活発化していることに伴って小規模な下請伐採事業者が発生していることがこうした現象を生じさせたと思われる。

次に規模別に国有林・民有林別の素材生産量をみると表2-20のようであり大規模層ほど国有林の伐採量の比重が高く、これらは国有林による淘汰選別によって生き残ってきた事業者であることを示している。事業者数で見ると小規模事業者では民有林のみの比率が高いが、5,000㎡

表2-20 北海道における素材生産規模別・国有林民有林別素材生産量 (1985年)

単位：1000㎡

素材生産規模	国有林伐採量	民有林伐採量
50-200	—	1.6
200-500	1.9	7.9
500-1,000	5.4	34.7
1,000-2,000	25.4	73.0
2,000-5,000	82.1	411.8
5,000㎡以上	5,377.9	3,196.6

資料：表2-9に同じ

表2-21 北海道における間伐比率別素材生産業者数

単位：100業者

年	主伐のみ	間伐2割未満	2-4割	4-6割	6-8割	8割以上	間伐のみ
1978	6.2	1.6	0.5	0.7	0.4	—	0.5
1985	3.2	2.3	0.9	0.5	0.3	—	0.4

資料：表2-9に同じ

以上層では全事業者が国有林・民有林双方で生産を行っており、大規模層は国有林の他に道有林・社有林等生産対象を多様化させていることが推察される。

伐採方法別素材生産事業者数をみると主伐のみの比率が低下し、間伐を行う事業者が半数以上となった。規模別にみても階層間でほとんど差がなく間伐を行っており、人工林の成熟化と多様な施策を背景とした間伐が進展し、大規模層においてもこれに対応せざるを得なくなっていることを示している。(表2-21)

以上をまとめると、素材生産資本は、素材生産部門に関しては主として国有林を生産領域としつつも経営の多角化を進め林業総合資本的な性格を持つようになった上層事業者と、一般民有林を生産領域とした伐採の活発化と森林組合作業班の請負業者化に伴って事業展開している小規模な素材生産を専業に行っている下層事業者とに大別できるが、総体としてみると素材生産部門の全階層的な規模縮小は明らかであり、素材生産実行組織の弱体化が深刻化してきているとみることができよう。

2. 造林請負資本

表2-22は経営形態別の造林請負事業者数を「農林業センサス」によって示したものである。総数が減少するなかで、個人・その他の形態をとるものが著しく減少して全体に占める比率が約1/3に低下した一方、森林組合・会社はわずかな減少にとどまりその比率を高めた。ところで北海道においては「造林生産の対象をめぐる、国有林の請負事業者、道有林の請負事業者、民有林造林を担う森林組合と、事業者間に一定の生産領域分化がみられる。」⁸⁾ 国有林・道有林においては

表2-22 北海道の経営形態別造林請負業者数の推移

年度	合計	森林組合	会社	山林労組	グループ	個人	その他
1970	785	134	267	1	33	320	30
1980	571	128	227	20		195	

資料：世界農林業センサス

造林請負を始めるにあたって、以前から関連のあった素材生産資本に請け負わせて行ったため、現在でも素材生産兼業で法人形態の資本が多く、労働者を直接雇用している。これに対して民有林においては政策的に森林組合が造林の実行部隊として位置づけられたため、次節で述べるように民有林造林の殆どが森林組合によって担われているが、これら森林組合では作業の下請け化が進められており、その傘下に個人業者・労働者グループを広範に存在させている。造林請負資本に関しては総括的な資料・統計類が存在しないため、次項において森林組合の現状に関する総括を行うこととする。

3. 森林組合

一般民有林における林業生産活動において森林組合の果たす役割は造林を中心として大きい。表2-23は一般民有林における造林面積と森林組合による一般民有林造林面積を対比させたものである。1970年代前半からの造林面積の急激な減少に対して森林組合が一般民有林から請け負った造林面積の減少が緩やかであったため、森林組合のシェアが次第に上昇し、現在までほぼ100%に近い面積が森林組合によって行われており、一般民有林造林活動において森林組合は決定的に重要な役割を果している。しかし造林の総面積が依然として減少を続けてきているため、森林組合による請負面積も70年代前半をピークとして減少し続けているのである。次に保育であるが、森林組合が行った保育面積は表2-24に示したとおりであり、人工林が成長してきたことと、その保育作業の実行部隊として森林組合作業班が政策的に位置づけられたことから急速に伸長し、80年代には10万 ha を上下するまでに至った。保育対象林分は今後減少傾向に転じることが予測されることから保育面積はほぼ上限に達しているとみられるが、人工造林面積が減少するなかで森林組合利用事業における保育事業の位置づけはさらに重要になってきているといえるであろう。一方、素材生産量をみると増減を繰り返しながらも長期的には増加傾向にあるが、一般民有林の総生産に占めるシェアは概ね20%を上下しており、低位な状況にある。造林・保育作業に関しては政策的な位置づけもあって一般民有林における森林組合の地位は極めて高いが、素材生産においては森林組合の地位は依然として低いのが特徴で、一般民有林をめぐる生産活動が造林から間伐・主伐へと移行してきているという構造変化に充分対応できていないのが現状といえよう。ただカラマツ製材業の発展に牽引されてカラマツ人工林の伐採活動が活発になってきた網走・十勝地方などでは素材生産においても森林組合が一定の地位を持つところがでてきている。

表2-23 北海道における一般民有林造林面積と森林組合造林面積
単位：ha

年	一般民有林造林面積	森林組合造林面積
1970	32,991	15,065
1975	20,891	13,236
1978	14,081	10,542
1979	12,838	10,531
1980	12,490	11,422
1981	12,070	10,742
1982	10,783	10,836
1983	9,760	10,549
1984	9,121	9,116
1985	8,446	8,033
1986	8,212	8,374
1987	7,568	7,657

資料：北海道林業統計

表2-24 北海道における森林組合の保育作業量

単位：千ha, 億円

年度	面積	金額
1970	45.0	4.8
1975	61.4	14.1
1980	108.4	52.4
1985	100.8	52.6
1986	97.9	50.0
1987	99.1	52.1
1988	102.5	57.5

資料：北海道森林組合統計

ここで森林組合の動向を簡単に整理しておくこととする。(表2-25)

組合数は一貫して減少してきているが、これは基本法林政の構造政策のもとでの森林組合経営基盤の「強化」を目的とした諸政策のなかで組合の広域合併が進められてきたためであり、こうした政策のなかで一組合当たりの組織及び経営基盤・規模が拡大してきたのである。しかし、地域林業資本として順調な発展を遂げている組合がある一方で、専従の職員がおらず地元市町村の職員が兼務で業務を行っている組合も数多くあるほか、加入面積が200haに満たないような劣弱な組合も依然として存在しており、組合間格差が極めて大きく、それが拡大しつつある状況にある。また事業内容の動向をみると、一般民有林の林業生産動向に合わせて、造林から保育さらには販売・林産主体へと事業の主体が移行してきている。しかし林産関係の事業は木材不況の影響や既存の林産業者との厳しい競争関係のなかで順調に伸びているとはいえ、全体的にみて森

表2-25 北海道の組合の動向

年度	組合数	組合員数	組合員所有 森林面積 (万ha)	払込済 出資金 (万円)	収益(億円)			
					計	販売	購買	利用
1960		66,566	104.5	23,330	15.2	3.6	2.2	1.6
1965	196	75,250	120.7	40,101	40.4	23.5	6.5	9.1
1970	183	75,149	119.8	75,273	89.0	47.8	12.6	26.1
1975	168	67,167	113.9	136,427	188.8	96.0	30.0	58.8
1980	158	60,575	111.0	226,305	342.4	181.9	26.9	127.9
1981	158	59,998	110.6	250,882	299.6	146.8	27.6	119.3
1982	157	58,721	107.2	264,769	314.6	155.1	27.4	126.1
1983	157	58,183	109.2	272,164	317.1	163.5	27.4	120.1
1984	157	57,502	108.9	287,533	333.3	184.4	22.7	120.2
1985	157	57,245	107.3	301,576	340.0	194.5	21.2	117.2
1986	154	55,543	106.7	312,654	301.9	164.5	19.8	111.4
1987	154	55,859	106.5	320,480	294.4	155.0	19.2	114.3
1988	152	55,403	104.3	327,895	313.5	166.1	19.1	122.7

資料：森林組合統計

林組合の経営基盤は劣弱化しているとみられ、今後の森林組合経営に課題は多い。

森林組合は造林・保育・間伐を中心として民有林業の担い手として位置づけられてきたことから、労務班の設置・拡充が積極的に行われ、1988年には労務班を抱えている組合は102組合、班員数は1,531名となっている。しかし直用でこうした労務班を抱えている組合は極めて少数であり、その多くは個人業者・労働者グループを「作業班」として、あるいは請負業者として組織しているのが実態である。こうした状況を統計から明らかにすることは困難であるが、例えば国有林の請負事業のみを行っている事業体を除いた造林請負事業体を調査対象とした「昭和56年度造林請負事業体調査結果報告」が現状の一端を明らかにしてくれる。表2-26は造林請負事業体が造林事業の斡旋を受けた先を示したものであるが、何れの形態の請負事業体も森林組合から事業の斡旋を受けており、特に個人業者では70%、グループでは100%が主たる斡旋を受けた先を森林組合と回答している。林産事業についても状況はほぼ同じとみられ、森林組合傘下には広範に小規模な請負事業体が存在しているとみてよい。

以上本節では林業生産をめぐる資本の動向についてみてきたが、素材生産資本については比較的規模の大きな国有林関連資本とその他の零細なものに大きく分かれそれぞれ性格が異なっており、造林請負資本も森林所有体ごとに一定のすみ分けがなされている。これは天然林を主体とした国有林・道有林と、戦後集積されたカラマツを中心とした一般民有林が北海道林業の二つの大きな潮流をなしていることと対応関係にあると考えてよい。次章以降で国有林・道有林と、一般民有林に分けて資本の動向と労働力編成についてみていくこととする。

表2-26 北海道の造林請負業者が造林請負の斡旋を受けた先
単位：%

区 分	直 接	森林組合	そ の 他
グループ	50.0 (0.0)	100.0 (100.0)	30.0 (0.0)
個 人	40.0 (20.0)	90.0 (70.0)	20.0 (10.0)
会 社	50.0 (37.5)	100.0 (37.5)	37.5 (12.5)

資料：昭和56年度造林請負事業体調査結果報告書

注：（ ）内は最も多く請負の仕事（金額）を斡旋してくれたもの別の比率

第4節 北海道の資本とその労働力編成の全国対比

従来の研究で明らかにされてきたように北海道における林業諸資本とその労働力編成は特徴のある性格をもっている。それは一言でいえば、国有林と紙パルプ資本の結び付きのなかで資本優位の構造が形成されてきたことであり、比較的規模の大きな資本が近代的な労働力編成を行っているということである。本節では既存の統計を用いて北海道と道外の素材生産・造林請負資本とその労働力編成について対比しながら、北海道の相対的な位置を明らかにすることとする。ただ、現在のところこうした分析を行える統計は限られており、ここでは年度的には多少古くなるが、素材生産事業体の動向に関しては「昭和60年 林業動態調査」、民有林の造林請負事業体の動向に関しては「昭和56年度 造林請負事業体調査結果報告書」、林業労働者の動向に関しては「昭和57年度 林業労働力流動化調査結果報告書（伐出労働者）」、「昭和58年度 林業労働力流動化調査結果報告書（造林労働者）」を利用した。

1. 素材生産事業体とその労働力編成

ここではまず「林業動態調査」を用いて素材生産事業体の動向についてみていくが、一つ注意しなければならない点は、本調査が標本調査であり、北海道においては総体として標本数が少なく、特に2,000㎡未満層について各階層とも一桁台の調査数であり、必ずしも実態を反映しているとはいえない部分があり、道外との比較には問題があるということである。ただし北海道の素材生産事業体の中核であり最も「北海道」らしい規模の大きい層に関しては標本数が多く問題が少ないので、この層を中心にしてみていくこととしたい。

表2-27は素材生産事業体の規模別の比率の推移を示したものである。これをみるとわかるように、例えば1985年の数字をみると道外においては1,000㎡未満の小規模事業体が6割近くに達しているのに対して、道内では5,000㎡以上の事業体が6割以上を占めており、道内素材生産事業体の規模が道外のそれに比べて格段に大きいことがわかる。また71年からの動向をみると、道内・道外ともに小規模層の減少・大規模層の増加という相対的な規模拡大傾向がみられるが、道外の事業体が1,000㎡を分解の機軸としているのに対して、71-78年の道内のそれは5,000㎡以上であり、道内においてより大規模な層への集中が進んでいたことが指摘できる。ただし、先に

表2-27 規模別素材生産業者比率

単位：％

年度	地域	50㎡以上 200㎡未満	200- 500	500- 1,000	1,000- 2,000	2,000- 5,000	5,000-
1971	道内	6.7	3.7	6.0	12.7	21.6	49.3
	道外	30.7	22.3	17.1	13.7	10.0	6.3
1978	道内	—	4.1	5.2	6.2	83.5	
	道外	26.3	20.8	17.0	15.9		20.0
1985	道内	1.3	3.9	6.5	7.8	18.2	61.0
	道外	23.0	17.9	16.6	16.5	15.7	10.3

資料：林業動態調査

表2-28 素材生産業者1業者当り素材生産量

単位：％

年度	地域	1業者当り伐採量
1971	道内	7431.6
	道外	1376.3
1978	道内	6621.3
	道外	1332.3
1985	道内	11971.7
	道外	1892

資料：表2-15同じ

も指摘したように78-85年をみると道内では500-2,000㎡層の比率が高くなってきており、一貫して規模拡大傾向をたどっている道外に対して傾向の相違がみられる。こうした規模拡大過程を反映して素材生産事業者1事業者当りの素材生産量は表2-28に示したように85年には道内で1万㎡を越えており、道外事業者の約6.3倍の規模となっている。71年時点では道内事業者の平均規模は道外事業者の約5.4倍であり、全国的に規模拡大が進むなかでも道内事業者の規模拡大がより早いスピードで進んでいたのである。以上のように道内と道外では規模拡大傾向が異なる傾向にあるものの、北海道における素材生産は全国的にみてきわめて規模の大きな事業者によって担われているのである。

さてこうした素材生産事業者の経営形態をみると、表2-29のようであり、規模の大きな事業者が多数を占める道内は会社形態をとるものの比率が高く、一方規模の小さな事業者が多数を占める道外は個人形態をとるものの比率が高くなっている。森林組合の占める比率は道内・道外ほぼ同じ比率になっている。また、兼業の状態は表2-30のとおりである。道内においては専業が少なく、兼業、特に素材生産を従とするものの比率が高いことが特徴である。また規模別にみると道外において規模が大きくなるに従って素材生産を従とするものの比率が減少しているが、道内では5,000㎡以上層でも素材生産を従とするものの比率が7割近くを占めており、専業は極

表2-29 経営形態別素材生産業者の比率 (1985年)

							単位：%
	個人	会社	森林組合	協同組合	共同	その他	
道内	22.1	66.2	10.4	1.2	—	—	
道外	61.2	24.8	10.0	0.9	2.8	0.3	

資料：表2-15に同じ

表2-30 専業別、規模別素材生産業者比率 (1985年)

									単位：%
	道内				道外				合計
	専業	兼業Ⅰ	兼業Ⅱ	合計	専業	兼業Ⅰ	兼業Ⅱ	合計	
(㎡)	11.7	26.4	61.7	100.0	15.8	34.5	49.6	100.0	
50-200	—	—	100.0	100.0	9.2	24.5	66.4	100.0	
200-500	—	—	100.0	100.0	15.8	29.5	55.8	100.0	
500-1,000	—	50.0	50.0	100.0	13.5	42.9	43.9	100.0	
1,000-2,000	33.3	—	66.7	100.0	15.8	41.1	42.5	100.0	
2,000-5,000	36.4	36.4	27.3	100.0	27.4	40.3	32.3	100.0	
5,000-	2.3	27.9	69.7	100.0	22.8	39.2	39.2	100.0	

資料：表2-15に同じ

注：兼業Ⅰは素材生産が主なもの、兼業Ⅱは従なもの

表2-31 兼業種別素材生産業者 (1985年)

										単位：%
		製材	木材加工	木材販売	育苗	造林	農業	その他	合計	
道内	個人業者	9.1	9.1	18.2	—	27.3	9.1	18.2	64.7	
	会社	503	6.0	18.0	2.0	14.0	2.0	8.0	98.0	
道外	個人業者	19.7	3.3	28.4	4.1	5.4	28	10.8	81.5	
	会社	39.8	10.8	23.7	7.8	8.2	2.1	8.7	90.7	

資料：表2-15に同じ

めてわずかの比率を占めているに過ぎない。次に兼業種をみると、前節でも述べたように道内事業体においては製材と造林が高い比率を占めているのに対して、道外では農業・木材販売の業態比率の高いことが特徴的である。(表2-31) 道外においては小規模な農家兼業タイプの素材生産事業体が多いこと、木材販売を通じた利潤形成に依存した商人資本的な事業体が残存していることからこうした兼業種の構成になっていると思われる。北海道の素材生産規模の大きい事業体は、木材関連資本としても大規模であり、素材生産部門の比重が低いのに対して、道外の事業体では素材生産規模の拡大が素材生産比重の上昇、専門化を結果しているのである。

次に国有林・民有林別の素材生産の状況をみたのが表2-32である。資源背景の相違から道内において国有林に係わる事業体数・生産量の比率が高くなっている。規模が大きいほど国有林

表2-32 国有林・民有林別素材生産業者、生産量比率（1985年）

単位：％

素材生産規模	合 計		国 有 林		民 有 林	
	業者数	生産量	業者数	生産量	業者数	生産量
合計	100.0	100.0	57.1	59.6	87.0	40.4
道内						
50-200 (㎡)	100.0	100.0	—	—	100.0	100.0
200-500	100.0	100.0	33.3	19.4	100.0	80.6
500-1,000	100.0	100.0	20.0	13.5	100.0	86.5
1,000-2,000	100.0	100.0	33.3	25.8	83.3	74.2
2,000-5,000	100.0	100.0	14.3	16.6	100.0	83.4
5,000-	100.0	100.0	80.9	62.7	80.9	37.3
道外						
合計	100.0	100.0	27.0	32.7	93.6	67.3
50-200	100.0	100.0	7.9	7.3	95.0	92.7
200-500	100.0	100.0	9.7	6.5	96.8	93.5
500-1,000	100.0	100.0	18.0	11.6	93.6	88.4
1,000-2,000	100.0	100.0	29.8	18.7	94.2	81.3
2,000-5,000	100.0	100.0	52.8	32.2	91.4	67.8
5,000-	100.0	100.0	71.0	40.4	87.9	59.6

資料：表2-15に同じ

注：国有林・民有林双方の伐採を行う業者があるので業者数の合計は100%にならない。

に係わる比率が高くなるのは道内・道外とも同様であるが、特に道内においてその傾向が強い。

直用・請負別の素材生産の状況を示したのが表2-33である。これをみると道内において直営と請負を両方とも行っている事業者の比率が高く、道外において直営のみの比率が高いことがわかる。これは特に規模が大きい層で顕著であり、先に述べたように道内事業者の場合、淘汰・選別の過程のなかで両者を併用して規模拡大をしてきたのに対して、道外事業者は立木購入に係わるいわゆる「うまみ」を得られた直営形態をいまなお維持し続ける事業者と、請負に特化して合理化を進めてきた「社会的分業をもたらすような近代的意味における請負」⁹⁾事業者の二つに分化しているためである。

さて、ここで素材生産事業者による労働力編成についてみてみよう。表2-34は雇用形態別の労働者と平均雇用日数を示したものであるが、道内においては常雇の比率が道外に比べて低いが、臨時的労働者の比率も10ポイント低く、定期雇用の比率が高い構成になっている。平均雇用日数をみると、常雇で若干低いほかは季節雇いで道外の約1.4倍、臨時雇いで2.3倍とかなり長期的な雇用になっている。両者を総合すると、道内の事業者は季節的な制約から常雇の比率は低いが、比較的雇用期間の長い季節雇用の比率が高く、また短期雇用の比率が低い形態になっている。一方道外の事業者は常雇の比率が高いものの、また短期雇用の労働者を多用しており、きわめて対象的な構成になっている。これは道外において大規模事業者を中心に常用化が進む一方で、

表2-33 直用・請負別素材生産業者比率 (1985年)

						単位：%
素材生産規模	直営のみ	主として直営	主としての請	請負のみ	合計	
合計	42.9	24.7	15.6	15.6	100.0	
道内						
50-200 (m ³)	100.0	-	-	-	100.0	
200-500	66.7	-	-	33.3	100.0	
500-1,000	40.0	-	-	60.0	100.0	
1,000-2,000	66.7	-	16.7	16.7	100.0	
2,000-5,000	35.7	14.3	7.1	35.7	100.0	
5,000-	40.4	36.2	21.3	2.1	100.0	
道外						
合計	65.6	10.7	6.8	16.9	100.0	
50-200	72.7	6.7	4.2	16.8	100.0	
200-500	67.6	11.4	7.0	14.6	100.0	
500-1,000	72.7	5.8	4.7	16.9	100.0	
1,000-2,000	63.7	11.7	6.4	18.1	100.0	
2,000-5,000	56.4	15.3	11.0	17.8	100.0	
5,000-	52.3	18.7	11.2	17.8	100.0	

資料：表2-15に同じ

表2-34 雇用形態別雇用者比率，雇用日数

		単位：%，日		
年度	地域	常 雇	季 節	臨 時
1985	道内	23.2 (194.1)	57.1 (130.3)	19.7 (51.0)
	道外	38.8 (205.3)	31.5 (93.2)	29.7 (22.2)
1978	道内	36.8 (154.5)		63.2 (90.6)
	道外	43.6 (178.6)		56.3 (56.9)

資料：表2-15に同じ

注：（ ）内は平均雇用日数

表2-35 伐採労働者の就労日数

		単位：%				
	50日未満	50-100	100-150	150-200	200-250	250日以上
道内	11.8	11.8	16.9	20.2	32.0	7.3
道外	7.5	7.5	14.6	21.8	30.0	22.2

資料：昭和57年度林業労働力流動化調査結果報告書

依然として兼業形態の労働者が多数存在し，こうした労働者に依存した小規模事業者が高い比重を占めていることが原因であると考えられる。

ここで「林業労働力流動化調査結果報告書」を用いてさらに詳しく労働者の状況をみてみよう。

表2-36 専業兼業別伐採労働者

単位：％

	兼 業				専 業
	農 業	伐採以外の 林業労働	林業労働以外の 賃労働	そ の 他	
道内	34.8	10.1	5.6	1.2	47.8
道外	51.5	19.7	8.4	5.4	33.5

資料：表2-23に同じ

表2-37 伐出労働賃金収入

単位：％

	100万円未満	100-200	200-300	300-400	400万円以上
道内	29.2	18.0	33.1	19.1	—
道外	17.4	45.5	30.2	5.9	1.1

資料：表2-23に同じ

う。まず就労日数をみると、表2-35のようであり、「林業動態調査」の結果と異なって、道内において短期雇用者の比率が高くなっている。この調査の対象となった道内素材生産事業体は20事業体で平均雇用人員が約9人となっており、「林業動態調査」が77事業体を対象として平均雇用人員が約19人であることと対比して、調査対象が少なく、規模が小さい層に偏っていることが原因と考えられる。以下の分析結果についてもこの点を留意されたい。

次に労働者の兼業状態をみると（表2-36）、道内において専業の比率が高く、道外において農業兼業の比率が高いことが特徴的である。また、兼業種は複数回答になっているが、道内については複数回答がないのに対して、道外では兼業を行っているものの約1/4強が複数の兼業種に従事しているとみられる。道内においては賃労働者としての専業化が進んでいること、道外においては農業に従事しつつ兼業として様々な賃労働に出ていることからこのような結果が生じていると考えられる。農地・山林の所有状況をみても道内労働者の57%が所有していないのに対して、道外労働者では66%が所有しており、このことから半農的な性格をもった道外労働者、土地所有から切り離された道内労働者という対照的な性格が浮かび上がってくる。

年間賃金額をみると表2-37のようであり、道内では雇用期間が相対的に短いにもかかわらず賃金収入が高いことがわかる。これは従来から指摘されていることであるが、道内労働者が専業化しており、農村の過剰人口率が道外に比べて低いことが原因と考えられる。以上のように道内の素材生産労働者は専業化が進み、賃金水準が高いのが特徴である。

2. 造林請負事業体とその労働力編成

造林請負事業体については「造林請負事業体調査結果報告書」が国有林の造林のみを請負う

ものを除いた事業体と森林組合労務班に対する調査結果を明らかにしているのので、これを用いて分析を行うこととする。

まず表2-38は経営形態別の造林請負事業体を示したものであるが、道外においてグループの比率が高いのに比べて道内においては会社の比率が高く、法人化が進んでいる。次に、1事業体当りの造林請負金額をみると（表2-39）、道内において請負金額1,000万円以上の事業体が全体の90%、4,000万円以上も25%を占めているのに対して、道外では1,000万円以上は37.3%を占めるに過ぎず、300万円未満が1/4以上を占めており、道内事業体が相対的にかなり規模が大きいことが指摘できる。

表2-38 経営形態造林請負事業体
単位：%

	グループ	個人	会社
道内	10.0	50.0	40.0
道外	38.6	48.5	12.9

資料：昭和56年度造林事業体調査結果報告書

こうした造林請負事業体の性格について、その兼業の状況をみたのが表2-40である。道内事業体は道外に比べて10ポイント程度専業形態であるものの比率が高いほか、兼業事業体において総収入に占める造林請負からの収入も相

表2-39 請負金額別造林請負事業体

単位：%

	300万円 未満	300- 500	500- 700	700- 1,000	1,000- 1,500	1,500- 2,000	2,000- 3,000	3,000- 4,000	4,000万円 以上
道内	-	-	5.0	5.0	10.0	20.0	25.0	10.0	25.0
道外	26.5	11.7	14.8	9.8	10.6	8.7	7.2	4.2	6.4

資料：表2-26に同じ

表2-40 専業・兼業別造林請負事業体

単位：%

	専業	兼業	兼業事業体において総収入に占める造林請負収入の割合			
			30%未満	30-50	50-70	70%以上
道内	40.0	60.0	25.0	8.3	25.0	41.7
道外	27.2	70.8	34.2	27.8	24.6	13.4

資料：表2-26に同じ

表2-41 造林請負事業体の兼業種

(造林請負以外の収入で最も大きい収入をあげたもの)

単位：%

	農業	素材 生産業	製材業	苗木 生産業	土木事業	しいたけ 生産	その他
道内	16.7	41.7	8.3	-	16.7	-	16.7
道外	62	17.6	1.1	2.1	3.2	2.7	11.2

資料：表2-26に同じ

対的に高いものが多く、道内では造林請負を中心にすえた事業者の比重が高いことが特徴である。さらに兼業種についてみたのが表2-41であるが、道外事業者のほとんどが農業兼業であるのに対して、道内事業者の場合は素材生産業や土木事業の比率が高いことが目をひく。以上を合わせて考えれば、道外の事業者はグループや個人営業で、農業等を兼業して片手間に造林を行うものが多く、請負額もきわめて少額であること、これに対して道内の事業者は造林請負事業額が多く、専業や造林請負を主たる収入源としているものの比率が高いなど、造林請負事業者としての基盤が強く、兼業種としても素材生産業・土木業などの比率が高く、「資本」としての性格をもっていることが推測できよう。

次に事業者が造林を請け負った相手と、その斡旋を受けた相手についてみたのが、表2-42と表2-43である。請負の相手方では、道内においては国や市町村などの公的な森林所有体や会社からの請負が多いのに対して、道外では公団・公社の比率が高いことが特徴である。道内においてはその森林所有面積の大きさから公的な所有体からの請負が多く、道外では私有林における造林が実質的に公社・公団造林によって行われるようになってきていることからこうした構成になっているものとみられる²⁰⁾。一方造林請負の斡旋を受けた先であるが、道内では森林組合から斡旋を受けたものの比率が高く、道外では直接請け負ったものの比率が高いほか地元の人からの斡旋が一定の比率を占めている。先に分析したように道内においては造林請負事業者は国有林・道有林請負を主体とするものと森林組合下請を主体とするものに大きく分かれ、一般民有林に関しては森林組合下請けを中心に実行されているのに対して、道外事業者は一般民有林に関しても公社・公団の下請が多いほか、府県的な村落構造を基礎として地元の人を斡旋相手とする場合があり、森林組合を斡旋先とする比率が低くなっているものと思われる。

ここで造林労働者の性格について「昭和58年度 林業労働力流動化調査結果報告書」からみてみよう。まず専業・兼業別労働者をみると（表2-44）、道内においては専業及び造林以外の林

表2-42 請負相別造林請負業者

単位：％

	国	都道府県	市町村	財産区	公団	公社	会社	個人	その他
道内	20.0	—	15.0	0	5.0	—	20.0	35.0	5.0
道外	7.2	13.3	4.9	3.0	8.3	18.6	6.8	32.6	5.3

資料：表2-26に同じ

表2-43 造林請負の斡旋を受けた相手（最も多く受けた相手）

単位：％

	直接	森林組合	地元の人	市町村	その他
道内	25.0	60.0	—	10.0	5.0
道外	53.0	33.3	5.7	3.8	4.2

資料：表2-26に同じ

表2-44 専業兼業別造林労働者

単位：%

	兼 業				専 業
	農 業	造林以外の 林業労働	林業労働以外の 賃労働	その他	
道内	22.2	33	8.5	4.7	40.1
道外	66.2	22.7	10.3	4.7	20.7

資料：昭和58年度林業労働力流動化調査結果報告書

表2-45 造林労働者の就労日数

単位：%

	50日未満	50-100	100-150	150-200	200-250	250日以上
道内	3.8	12.3	12.3	36.8	3.3	3.3
道外	6.0	14.2	14.2	25.9	18.8	10.8

資料：表2-32に同じ

表2-46 造林労働賃金収入

単位：%

	100万円未満	100-200	200-300	300-400	400万円以上
道内	20.2	48.6	31.1	—	—
道外	44.7	39.2	13.7	2.3	0.0

資料：表2-32に同じ

業労働の比率が高く、両者の合計が73%に達し、林業労働者としての専門化が進んでいることがうかがえる。これに対して道外の場合は農業兼業の労働者が7割近くを占め林業労働者としての専門化が進んでいないだけでなく、賃労働者としての純化が進んでいないことがわかる。ただ、就労日数をみると（表2-45）、府県の多くは通年で造林作業ができるのに対して、道内では一般に造林作業が可能なのは無積雪期に限られるため、就労日数は相対的に短くなっているが、100日未満の短期雇用者の比率は低くなっている。造林労働によって得られる収入をみると表2-46のようであり、道内においては300万円以上の収入を得ている雇用者はいないものの、道外に比べて相対的に高い収入を得るものが多くなっている。先の「造林請負事業体調査結果」から1日当りの賃金額をみても道内は相対的に高額になっている。ただし、専業労働者の比率が高いことを考えると、年間総所得は必ずしも高いとはいえず、道外農業兼業労働者に比較してその生活水準が高いとはいえないのである。

3. 森林組合作業班

「造林請負事業体調査結果報告書」は造林を主とする森林組合作業班について分析のできる材料を提供している。以下この報告書をもとに道内森林組合作業班の特徴について明らかにしよ

う。

まず、森林組合の仕事以外の仕事をした作業班をみると、道内では全体の34%を、道外では18%を占めていた。すなわち森林組合作業班とはいいながらも森林組合以外から仕事を請け負うものがあり、特に道内ではその比率が高くなっている。これは本論文でも繰り返し述べているように、森林組合において「合理化」のため作業班を下請け化するばかりではなく、作業班のための事業量確保も放棄している状況を現わしている。

表2-47は作業班長の職務内容をみたものである。道内では道外に比べて仕事をみつけるといった分野を行うものの比率が低い一方で、労働者をみつける・賃金を決めるといった分野を行うものの比率が高いことが特徴である。これは道外の作業班がグループ的な性格を持つものが多く、地縁・血縁をつかって仕事を探す等の行動をとるのに対して、道内ではむしろ班長が班員を組織・掌握している傾向が強く、仕事の獲得に関しては森林組合に依存していることが読み取れる。こうした作業班の性格を賃金形態からみると表2-48のようになる。道内においては定額月給・班長定額月給班員出来高の比率が高いのに対して、道外では出来高・共同請負の比率が高くなっている。道外においてはグループ的な性格を持つためメンバー間の関係がフラットであり全員が出来高または共同請負の形態をとるものが多いのに対して、道内では上から作業員を組織化することが多いため、森林組合が作業班全体を掌握した場合定額月給、班長が組織した場合班長定額月給班員出来高・班長請負の形態をとるものとみられる。

さて次にこうした作業班の班長の性格をみてみよう。表2-49は班長としての就労日数を示したものであるが、道外に比べて道内が相対的に短期間であることがわかる。これは先ほどから述べているように道内における労働の季節的制約が大きな原因であると思われる。作業班長とし

表2-47 森林組合作業班長の仕事

	仕事を見 つける	仕事の見 積をする	森林組合 からの仕 事を選択 する	仕事の段 取りをす る	作業班員 を確保す る	臨時の労 働者をみ つける	班員の賃 金を決め る	森林組合 に対して 班員の賃 金を交渉
道内	10.5	34.2	7.9	97.4	50	57.9	42.1	39.5
道外	30.3	48.5	25.8	97.8	49.1	29.7	21.5	38.7

資料：表2-26に同じ

表2-48 作業班長と作業班員の賃金形態

	定額月給	班長定額月給 班員出来高	出来高制	班長請負	共同請負
道内	21.1	15.8	39.5	15.8	7.9
道外	1.5	1.8	54.2	16.1	27.3

資料：表2-26に同じ

表2-49 作業班長としての就労日数

	30日未満	30-50	50-100	100-150	150-200	200-250	250日以上
道内	—	5.3	2.6	26.3	34.2	21.1	10.5
道外	1.2	0.6	7.3	9.4	23.0	31.2	27.3

資料：表2-26に同じ

表2-50 作業班長としての仕事以外の仕事に就労した場合の就労先

	班長以外の仕事をした比率	班長以外の林業労働	農業	農業以外の自営業	林業以外の賃労働	その他
道内	60.5	43.5	34.8	17.4	8.7	21.7
道外	69.3	29.4	90.6	12.2	7.8	20.0

資料：表2-26に同じ

表2-51 仕事班長としての仕事以外に就労した場合の就労日数

単位：%

	30日未満	30-50	50-100	100-150	150日以上
道内	8.7	4.3	47.8	13.0	26.1
道外	22.7	12.9	32.9	18.8	12.5

資料：表2-26に同じ

ての仕事以外に就労した場合をみると、道外よりも道内のほうがひくく、專業度が若干高いことがわかる。また道外の場合は作業班長以外に複数以上の仕事を行うものの比率が高い。具体的に仕事の内容をみてみると（表2-50）、道外では圧倒的に農業が多く、これに班長以外の林業労働が続いているが、道内では班長以外の林業労働が最も多く、これに農業が続いている。道外については農業兼業で、作業班長をやりながらも他の仕事もするという就業形態であるのに対して、道内では作業班長專業の比率が高いほか、班長以外の林業労働をつないで就業しているものの比率が高く、両者を合わせると8割近くが林業專業賃労働者であるとみられる。作業班長以外の仕事に就労した場合の就労日数をみたのが表2-51であるが、道外では短期間のものが多いのに対して道内では比較的長期のものが多い。これはひとつには作業班長としての雇用期間が道内において短期であるということを反映しているが、一方で賃労働專業のもの比率が高いため班長以外の仕事に関しても相対的に安定した就労の場を確保していることの現われとみることができよう。

第5節 北海道における低コスト林業への取り組み

第1節でもふれたように、木材不況からの脱却のための方策として現在「低コスト林業」が脚光を浴びており、その一つの焦点は素材生産過程、特にその機械化にあてられ、現在北海道においては多機能・高性能の林業専用機械の導入を積極的に進めようとしている。こうした動きは単に素材生産コストを低減させるだけでなく、素材生産業の構造再編につながる可能性を持って

いる。そこで本節では北海道における高性能機械の導入の現状と課題について述べてみたい。

北海道において「低コスト林業」の推進は当初より素材生産過程における高性能機械の導入に集中していたが、それは素材生産の規模が大きく道外に比較して林地の傾斜が平均的に緩いため北米・北欧で使用されている高性能機械を導入しやすいことと、素材生産業の体質が弱体化するなかで何らかの具体策を講じなければならないというところからでてきたものである。こうした動きのなかで特徴的なのは北海道の林務行政がイニシアティブをとって機械の導入をすすめ、機械化素材生産作業法の確立に大きな役割をはたしていることである。国の補助事業を積極的に導入すると共に、道単独の補助事業を設定し、また機械フェアの開催等環境づくりなども行ってきた。表2-52は道の施策を整理したものである。こうした諸施策の結果として1990年3月末現在でフェラーバンチャー17台、プロセッサ10台、ハーベスタ8台、スキッダー13台、フォワーダー3台の計51台の高性能機械が導入された²¹⁾。

こうした機械の使用形態をみるとこれまでは規模の大きな事業者による利用が主体であったため、ひとつの事業者による専用の使用であったが、最近では協同組合を設立しての共同利用形態が出始めている。前者の形態としてはM木材が道内でも早くから積極的に高性能機械を導入し、

表2-52 素材生産過程の機械化のための施策

〈林内作業効率化の総合的検討〉	
林内作業効率化対策事業（1988-）	林内作業効率化の総合的検討
〈効率的な作業システムの改善〉	
間伐機械化促進対策事業（1986-87）	小型機械による作業システムの開発
高能率森林施業システム開発事業（1984-87）	路網と関連された作業システムの開発
林内作業効率化対策事業（1988）	高性能機械の作業システムの現地適応
〈作業技術の向上・効率的な作業普及啓発〉	
林内作業効率化対策事業（1988-）	優良事例の調査・研修会
	林業機械展の開催
〈高性能機械の導入促進〉	
林業機械化普及促進事業（1987-）	林業機械化レンタル事業者への利子補給
素材供給基地整備パイロット事業（1988）	地域の協調体を制作り・道産材の安定供給基地作り
高性能機械導入促進事業（1989-）	高性能機械を導入する広域共同利用組織の確立
素材生産業体質強化事業（1989-）	素材生産業の体質を強化するため、高性能機械の導協業化の促進
	高性能機械導入に対する利子補給に必要な資金造成
地域流通加工システム高度化事業（1989-）	地域材の利用促進のための加工高度化施設の整備等
〈試験研究の推進〉	
林内走行型新機種の利用技術（1988-）	

資料：道庁資料

現在では機械化セットを2セット編成して事業にあたっている。M木材において機械導入後これまでに生じている問題点をあげると次のようになる。第一にオペレーターの養成を企業内で行うことは困難で、大きな負担が事業体にかかるということである。こうしたオペレーターの養成は実際に作業を行わせながらやらざるを得ないが(On the job training)、高価な機械の購入という負担の上に、効率的な作業が実行できるまでかなりの期間(おおむね1年間)を要するわけであり、M木材という規模の大きな事業体ゆえ可能となったという側面がある。また養成した若いオペレーターが準職員化されたにもかかわらず一般土木業者に転職する事態も生じており、機械化を進めても労働力問題が全て解決されるわけではないのである。第二には素材生産をめぐる既存の業者の「なわばり」が強固であり、高性能機械を導入してスケールメリットを追求することが困難であることがあげられる。コストを低くしても国有林の随意契約はもとより他業者からの請負事業の受注を増加できるような構造にはなっていないのである。第三には森林所有者の売り払い方法が機械化に適合していないことがあげられている。売り払い林分の選木がこうした機械の導入を前提としていないものであったり、切株への刻印を義務づけているためオペレーターが伐倒する毎に機械からおりて刻印しなければならぬ等が事例としてあげられる。

ここで、共同利用の形態を取っているN林業機械利用協同組合を事例としてとりあげその問題点にふれてみよう。この組合は1989年に結成され、11団体が加入しているが、中核団体となっているのはSK木材である。SK木材から社員1名と作業員2名を選抜し、3名でセットを組ませて素材生産にあたらせているが、まだ手探りの養成期間といった段階であり、前述のM木材と同じくオペレーターの養成と作業手順の確立がネックとなっている。最終的には年間15,000 m^3 を通常事業費の7割くらいで実行することを目標としている。ただ、こうした作業体系が標準化して行くと組合員のなかでも零細な事業体の淘汰・再編に行きつかざるを得ず、こうした問題との兼ねあいのなかで機械化を進める必要があるといえよう。

以上のように素材生産における機械化はとりあえずは順調なスタートを切ったものの多くの問題を内包しており、今後の展開にあたって問題が山積している。これを例えば「素材生産業協同組合」が行ったアンケートからみても、まず機械を導入する上での問題点として「機械の価格が高い」ことをあげており、これに続いて「機械を使うほどの立木量がない」、「適切な機械がない」などをあげられている。また国や都道府県に援助してほしいこととしては「機械の導入に対して補助してほしい」と「立木が手に入りやすいようにしてほしい」に集中していた。機械の性能・価格にかかわる面と資材不足面の二つが大きな問題として認識されている。ここでは後者の問題について検討してみたい。

高性能機械を導入することによって大きく生産性をあげることができる一方で、こうした機械の利用に関しては林地の傾斜等森林の状態と施業の二つの面から制約を受け、機械を利用できる現場はある程度限られてくる。すなわち規模の大きな素材生産事業体以外は単独で機械を導入することはできず、共同化や業界再編が必然化されてくるのである。新たな生産技術の導入に際

して生産組織の再編は避けて通ることはできない。かつてチェーンソー・ブルドーザによる素材生産体系の確立が国有林直営直用作業において率先して行われ、またこの導入の過程で素材生産事業体の淘汰・再編が行われた。森林の経営・施業と素材生産過程とは密接に結びついているものであり、立木販売政策は素材生産事業体の再編に大きな力を及ぼしている。こうした意味で行政主体で機械化が先導されてきたが、森林所有体が積極的に関与しない限り早晚限界に突き当たるものと思われる。また特に一般民有林では森林所有者・森林組合あるいは行政が資源管理に対して一定の方針をもって規制しない限り、機械導入によって森林資源の破壊・劣化が進む恐れを否定することができない。

また機械化の問題をぬきにしても素材生産事業体の再編問題は雇用の安定化ともかかわって大きな問題である。すでに脱落の危機を迎えている事業体があるなかでの新たな生産体系の導入は事業体の淘汰・選別を必然化するであろう。また国有林を中心とした経営目的の揺らぎは森林施業に大きな影響を与える。従って機械化と森林施業の関連については十分な検討がされて然るべきであるが、現状ではそれがなされているとはいいがたい。機械化を本格化するためには、こうした問題に対して新たな方針を確立することが必要であり、そこには森林所有者の積極的な関与と、素材生産業の再編という極めて抵抗の大きな問題を内包していることを認識しなければならない。また、国有林・道有林を中心に殆どの森林所有者は経営的に危機的な状況にあり、その克服のためには行政と森林所有者の有機的な関係を築くことが必要とされているといえる。

注

- 1) 造林面積と森林伐採量を林業動向把握の指標とすることは多く行われており、たとえば『北海道山林史戦後編』においてもこの二つの指標によって北海道林業の展開を把握し時期区分を行っている。ただこうした指標を用いることは狭義の「林業生産」の分析に有効であるが、より広く森林と人間社会との関係をとらえようとする場合には一面的な指標であり、新たな分析指標・方法の追求が大きな課題といえるであろう。
- 2) 従来保育に関わる補助事業は存在しなかったが、1973年には保安林に限って下刈・雪おこしが補助対象に組み込まれ、続いて74年にはⅡ・Ⅲ齢級の間伐も補助対象になったほか、75年には一定要件のもとに普通林にまで育林補助が行われるようになった。79年には森林総合整備事業が発足し森林総合整備地域での保育事業に高率補助がなされるようになり、間伐を飛躍的に伸長させる原動力となった。
- 3) 北海道山林戦後編編集者会議編：北海道山林史戦後編，1983，p 7
- 4) 人工林の蓄積に関するデータの信頼性に関する疑問視するものが多い。いずれにせよ質的な評価も含めた森林資源の内容に関する正確な評価が求められている。
- 5) 北海道山林史戦後編編集者会議編：前掲，p 12
- 6) 石井寛：北海道林業をめぐる近年の動向，林業経済 No.497，1990
- 7) 北海道林業改良普及協会：北海道林業の機械化をめざして，1989，等を参照のこと。
- 8) 柿沢宏昭：国有林経営・管理をめぐる合意形成に関する研究，北海道大学農学部演習林研究報告 Vol. 46 No. 3，1989，を参照のこと。
- 9) 今後の動向によっては本論文でいうところの「転換期」は北海道林業史における大きな時代画期になる

ことも考えられる。

- 10) 北海道における国有林の戦後の展開について霜鳥は三つの時期区分を行い、事業量・労働力・機械・収支の面から詳細にこれを跡づけている。(霜鳥茂：戦後における北海道国有林の展開過程とその問題点(英文)、北海道大学農学部演習林研究報告 Vol.41 No.2, 1984)
- 11) 国有林の合理化の現段階については、野口俊邦：国有林経営「改革」の現段階、林業経済研究 No.110, 1986, 同：森林・林業における土地所有と土地問題、戦後日本の土地問題, 1989を参照のこと。
- 12) これについては、有永明人：戦後国有林経営の展開と労働力編成、戦後日本林業の展開過程, 1988. に詳しい。
- 13) 例えば有永明人：前掲, p 52
- 14) 石井寛：道有林経営の展開過程と労働力編成、戦後日本林業の展開過程所収, 1988.
- 15) 北海道山林史戦後編：前掲, p 636
- 16) 道有林の経営改善に関しては1989年に「道有林経営のあり方に関する答申」がだされ、減伐を行って資源を充実させること、そこから発生する財政問題については知事らに高度の判断を迫っている。(石井寛：前掲 1990, p 30)
- 17) 85年の「林業動態調査」によれば委託請負せによる伐採量は117,300㎡、立木販売による伐採量は86,000㎡であった。委託請負せによる伐採労働投下量は56,900人日であるので、委託請負せと立木販売に関わる伐採の労働生産性をほぼ同じと仮定し、単純比例で立木販売による労働投下量を41,700人日と試算した。
- 18) 北海道山林史戦後編編集者会議編：前掲, p659.
- 19) 餅田 治之：素材生産業の動向、林業を担う主体の動向, 1987, p92
- 20) こうした状況については北川泉：公社・公団造林の現段階的意味、林業経済研究 No.109,1986がくわしい。
- 21) 同じ時期における全国での高性能機械の導入は71台であり、北海道は全国の導入実績の約7割を占めているのである。

第3章 国有林・道有林をめぐる素材生産・造林請負資本の動向と労働力編成

第1節 国有林・道有林をめぐる素材生産・造林請負資本の動向

1. 素材生産資本の動向

国有林・道有林をめぐる素材生産資本の動向は紙・パルプ資本による支配・系列化と、国有林・道有林当局による淘汰育成と密接に係わっている。ここではそうした関連の中で素材生産資本の展開をあとづけ、現状を明らかにする。

道内紙・パルプ工業は「(昭和)30年代に……, パルプ材集荷のために資本間の競争関係を内包する寡占的協調関係を特徴とする戦後的なパルプ材市場の形成を行い、造材業者のみならず、造材業、チップ業を兼営する製材業者を系列化、組織化して市場編成を行なった。」¹⁾そして、大規模から中小規模まで多くの素材生産業者を系列化していった。さらにこうした状況の中で行われた国有林の共同買い受けの促進は1件当たりの販売材積が大きかったため、紙・パルプ資本によって系列化された素材生産業者の経営規模を拡大し、下層素材生産業者を切り捨てる役割を果

たすために機能した。また、1974年の国有林の販売制度の改正は紙・パルプ資本に対する随意契約（以下随契と略す）を廃止し、これにかわって素材生産・チップ資本を随契販売対象者に加えた。こうしたことから紙・パルプ資本の原木集荷は主としてチップ工場の再編・系列化による間接的な方法によって行われるようになり、素材生産資本は相対的に独立化したが、随契対象者選定基準は大規模生産業者を対象としていたため²⁾、素材生産業者の淘汰選別は一層進んだのである。一方、国有林の素材生産請負も第2章第3節で述べたような過程で進められてきたが、国有林野事業改善特別措置法に基づく諸政策の中で事業「合理化」のための請負業者の育成強化が一つの課題となった。78年12月に出された長官通達「国有林野事業の素材生産および造林の請負実行に係わる林業事業体の整備について」は請負業者の登録制度の導入を主眼とするものであったが、その内容は業者の過去の事業実績と資本形態・規模等によって選別・格付けを行うものであり、素材請負業者の淘汰選別を行う性格を強くもっていた。こうした一連の上からの淘汰・選別・再編の動きと、素材生産の機械化・合理化によるコスト低減競争の流れの中で国有林をめぐる素材生産資本は小規模零細層が大幅に脱落し、中・大規模層の相対的に安定した資本のみが生き残ったのである。

こうした過程で一定の役割をはたしてきたのが素材生産業協同組合であった³⁾。素材生産業の近代化のために協同組合＝素材生産業協同組合（以下素生協と略す）を結成する動きは1960年代からあったが、73年には素材生産業界の要求統一・社会的発言力の強化のために全国素材生産業者連絡会議が結成され、さらに74年には民有林行政において「素材生産・流通近代化対策事業」がスタートし、道県段階での共同化が進められ、75年には7道県の素生協によって中小企業等協同組合法に基づく「全国素材生産業協同組合連合会」が結成された。素生協を結成することによって素材生産業界の「社会的発言力を強化できる」とともに、「協同組合化によって始めて現実の補助対象者となり得⁴⁾」たのであり、「素材生産・流通近代化対策事業」に続いて「国産材供給安定事業」、さらには「素材生産業体質強化事業」とこうした協同組合を政策対象とした諸施策が実施されていったのである。また前述のような国有林における素材生産業者の淘汰選別過程は必然的に規模の大きな素材生産業者育成という性格をもっており、こうした業者は素生協のメンバーであるのが一般的であった。すなわち素生協の社会的性格は「主として国有林地帯のごく限定された比較的大規模な伐出業者によって組織された協同組合⁵⁾」と規定できるものであり、こうした層に対して集中的に助成を行い、国有林野事業の担い手として育成していったのである。さらに行政改革のもとで素生協は「国有林野事業の担い手として明確に位置づけられる方向にある⁶⁾」といわれている。

さてここで現在の素生協の機能に関してみておくこととしよう。例えば東北海道素生協の主要事業をみると一般・銘木の素材共同販売事業、補助事業によって導入した林業機械のレンタル、補助・融資制度の窓口、資料・情報等の提供などとなっている。このうち共同販売事業は一般・銘木あわせて年間取扱い量は3万㎡弱で、会員業者にとって銘木を高価格で販売できる、

相場等の市場情報を得られる等のメリットがあるほか、素生協を社会的に認知させる場となっている。また道内単位素生協の連合体である北海道素生協連合会の主要事業をみると国有林及び道に対する陳情⁷⁾、教育・情報提供等となっている。以上をみればわかるように素生協の機能は素材生産業をめぐる情報の伝達、陳情等による関係省庁への圧力、補助事業の受け皿等であり、会員業者の利便を図りつつ、会員の要求を統一して圧力団体として活動することが中心となっている。あとも述べるが素生協が1987年に行った意向調査においても会員業者が素生協に望む活動としては国の行政機関に陳情・要望を行うことが第一位で、続いて素材生産業に関わる中央の情勢等を流すこと、都道府県に援助等が受けられるように働きかけることとなっており、現状の活動範囲に要望が集中している。素生協は補助金の受け皿として「協同組合」の形態をとっているものの実質的には業界の圧力団体の色彩が強く、大規模層を中心とした業界利益の追求が主たる課題となっているといえよう。それゆえ、素生協の側からの各素材生産業者に対する発言力は弱く、素材生産業の構造改革といった直面する大きな課題に関して現状の素生協では十分な役割を果たすことは極めて困難である。

以上、国有林を中心に述べてきたが、道有林においては1960年代から立木販売の買い手の素材業者を対象に協同組合の結成促進・育成を図り、基本的に立木販売はこの協同組合に対して行うこととし、協同組合の中で素材生産作業の実行を有力な業者に集中させるという形で、素材生産業者の育成を行ってきた。ただし、国有林のように大規模業者への集中を進めるというより、地域の中小業者を育成することが一貫して基調にあったとみられる。

さて、現段階の素材生産業は、以上のような淘汰再編過程が進み相対的に安定した業者による実行体制が形成されたものの、国有林・道有林の減伐がいつそう進行したことから再び再編期に入ってきているとみることができる。現在までに、請負業者に関しては比較的大規模な業者への淘汰選別が完了し、また立木販売に関しても立木購入業者に対する随意契約のシェアはほぼ固定化して推移してきており、こうした立木の素材生産をめぐる請負関係等業者間のつながりもほぼ固定化してきている。すなわち素材生産の実行に関しては、ある一つの業者を取りあげてみれば国有林に対して一定のシェアの請負量と一定のシェアの立木購入量、固定的な関係を持った請負先を持っているのであり、各業者への材の配分のシェアはほぼ固定化してきているのである。チェーンソー・ブルドーザを機軸とした生産体系が一般化し、これを越えて段階をことにする技術革新がなく各業者の技術水準がおおむね平準化していることもこうした固定化を促進したといえることができる。そうした状況のもとで全体的な伐採量の減少が続いていることから、第2章で指摘したように中規模層から大規模層に至るまで各素材生産業者は事業量を減少させてきており、こうした業者の中でも底辺に位置しているものはセットを維持するのが困難になるまでに至っている。しかしここで問題なのは、現在存在している素材生産業者はある程度の規模をもったものであるため、かつてのような淘汰が容易に進まないということである。事業量が少なくなりながらも素材生産事業に踏みとどまり、結局そのしわ寄せは雇用の不安定化という形で労働者に押

しつける結果となっている。大規模業者への集中化を簡単に肯定すべきではないが、減少しつつある立木をめぐる業者間の拮抗状況は労働者の雇用状況をさらに悪化させると共に、素材生産業全体の力量を低下させ、将来への見通しを極めて不透明なものとしているといえる。換言すれば、国有林や道有林が素材生産業者「保護」のために立木随契枠を確保することが素材生産業者を弱体化させているともいえる事態が生じているのである。素材生産業界において「自由競争」が機能しえない現状の中で、森林経営体の伐採動向が素材生産業者に極めて大きな影響を与えるものであり、従って森林経営体にとって生産体制の長期的な安定を図ることが極めて重要なことを認識すべきである。国有林や道有林は短期的な市場の変化が素材生産業者へ与える影響に関しては責任はないが、森林経営の結果としての資源の劣化に伴う素材生産業者への影響に対する責任は負わなければならないのではないだろうか。

最後に素生協が1987年に行った組合員の意向調査をもとに、素生協に結集している比較的規模の大きな素材生産業者の現状をみておくこととしよう。まず表3-1は86年度の伐採量を示したものであるが1社平均の年間伐採量はほぼ25,000㎡となっており道内においても大規模であること、国有林に対する依存度が約6割と比較的高いこと、請負量も約4割を占めていることがわかる。兼業の状況を見ると104社中素材生産業専業は14社にすぎず、事業内容別に兼業状況をみると製材業60社、チップ生産54社、土木業21社等となっており素材生産業は一部門にすぎない会社が多くなっている（表3-2）。次に雇用状況を見ると、現場作業員の雇用者数は1,976名のうち常雇は454名にすぎないものの、ほぼ通年雇用とみられる9ヶ月から12ヶ月雇用は943名でありこの両者が全体に占める比率は71%となっている（表3-3）。また雇用保険の加入率は94%、厚生年金の加入率は77%である。賃金の支払形態をみると出来高給のみは極めて少なく、日給制・出来高給と請負の混合が大半を占めている（表3-4）。雇用に関しては常雇化は進んではいないものの一定の条件が整備されてきていることがわかる。

表3-1 素生協組合員の伐採量

	札幌	旭川	北見	東北海道	帯広	合計
	18社	28社	10社	35社	13社	104社
伐採量	624,412 (34,690)	721,623 (25,772)	258,184 (25,818)	481,340 (13,752)	461,471 (35,498)	2,547,030 (24,491)
うち請負伐採量	272,634 (15,146)	444,010 (15,857)	81,511 (8,151)	60,282 (1,722)	193,536 (14,887)	1,051,973 (10,115)
うち国有林伐採量	362,123 (20,118)	436,867 (15,602)	172,938 (17,294)	237,296 (6,780)	298,083 (22,929)	1,507,307 (14,493)

資料：素生協による組合員意向調査

注1：（ ）内は平均

2：国有林伐採量には請負も含む

表3-2 素生協組員の兼業状況

兼業種	業者数
製材業	60
チップ加工業	54
その他木材加工業	23
森林経営業	21
農業	0
土木建設業	21
建築業	5
殆ど素材生産業	14
その他	23

資料：表3-1に同じ

注1：複数解答

注2：質問は「素材生産業のほかにやっている仕事は何ですか。主なものを教えて下さい。」

表3-3 素生協組員の素材生産部門の雇用状況

雇用機関	人員
常雇	454
9-12ヶ月	943
5-8ヶ月	588
1-4ヶ月	191
日雇	30
合計	2206

資料：表3-1に同じ

表3-4 素生協組員における賃金支払方法

支払形態	業者数
日給（時間給）のみ	40
出来高給と日給の混合、	57
出来高給のみ	7
請負のみ	1
日給、出来高給、請負の混合	6
その他	3

資料：表3-1に同じ

表3-5 素生協組員が抱えている問題（1）
立木の入手で困っている

問題	業者数
立木の質が悪くなった	78
立木の価格が高い	70
1ヶ所の立木量が少ない	57
立木を買うのに競争者が多くて困る	42
立木を売る人が少ない	37
請負をしたくても仕事がない	32
立木の場所が遠くなってやりにくい	25
立木を買うのにそれほど苦労していない	0

資料：表3-1に同じ

次にこうした業者が現在抱えている問題点についてのアンケート結果をみてみよう。まず最も基本となる立木入手に関しては表3-5のようであり、立木の質が悪くなった、立木価格が高い、一ヶ所の立木の量が少ない、ということ半数以上の業者が指摘しているほか、立木量の確保の困難さを訴える業者も多く、苦労していないとした業者は皆無である。これは国有林を中心とした天然林の質的・量的な劣化、減少する伐採量をめぐる業者間の過当競争といった事態を示しているものである。また素材生産実行にあたっての問題点としては高齢者が多くなったというのが

表3-6 素生協組合員が抱えている問題（2）
素材（丸太）生産で困っていること

問 題	業者数
高齢者が多くなった	84
効率が下がってきた	49
コストが高くなった	46
労働者の通勤に時間がかかる	34
労務者の技術が低下している	23
労賃が高くなった	23
必要な作業員がなかなか雇えない	18
新しい技術や機械を導入しようと思うが うまく行かない	18
林道が少ない	7
労働災害が多い	3

資料：表3-1に同じ

表3-7 素生協組合員が抱えている問題（3）
作業員雇用に関して困っていること

問題点	業者数
高齢者が多い（若いものが少ない）	80
技術のすぐれた作業員がいない	45
賃金が高い	25
作業員を探すのに苦勞する	16
作業員はいるので大して苦勞していない	14

資料：表3-1に同じ

圧倒的多数を占め、続いて能率低下、コストの上昇といった労働者に係わるものが多いことが特徴といえよう（表3-6）。作業員の雇用に関する問題点としても、高齢者が多く若い人が少ないことが圧倒的多数を占め、技術の優れた作業員が少ないというのがこれに続いている。これに対して作業員を探すのに苦勞するという問題点をあげた業者は少なく、事業量が減少する中で労働力不足より労働者の高齢化が当面する大きな問題となっており、将来的な労働力「不足」が潜在的に進行しているのが現状といえよう（表3-7）。さらに今後国や道から援助してほしいと思う点は、新しい機械等の購入と立木の確保が多数を占めており、労働力問題を別とすれば、素材生産過程の効率化・低コスト化と、事業量の安定的確保が大きな課題であることが改めて認識される（表3-8）。

表3-8 素生協組員が抱えている問題(4)
国や道に援助してもらいたいこと

要 求 項 目	業者数
新しい機械の購入について補助してもらいたい	65
立木がもっと手に入りやすいようにしてもらいたい	61
もっと低利の融資が受けられるようにしてもらいたい	38
労働安全対策について援助してもらいたい	36
税金について改善してもらいたい	32
林業労働力問題について援助してもらいたい	32
経営基盤強化・技術向上等についての 教育・研修会をしてもらいたい	29
原木市場の開設・運営について援助してもらいたい	6
その他	9

資料：表3-1に同じ

2. 造林請負資本の動向

国有林・道有林において造林作業の請負化が本格的に進められたのは1960年代に入ってからであった。その場合以前から関係のあった素材生産業者にこれを請け負わせ、造林請負業者として育成して行くのが一般的な方法であった。素材生産業者に対する半ば独占的な資材の供給体であった国有林・道有林はその立場を利用して請負業者をつくり出していった訳であり、当初は造林に関わる技術も労働者もまったく所有していなかったにもかかわらず素材生産業者はこの要請を断りきれず、赤字を計上しながらも事業を行いだした。しかし開始後数年で利益を計上できるようになり、第2章でも述べたように国有林・道有林において急激な下請化が進んだため事業量が増加し、市況の変化に係わりなく一定の利益をあげられる事業のため、多くの業者において造林請負は重要な事業部門となった。以上のような経緯から国有林・道有林の造林請負業者は素材生産業との兼業が多く、例えば少々古い69年の国有林では「(造林)事業体の70%弱は伐出ま

表3-9 道内国有林の造林請負業者数の推移

年度	1961					1971					1979					1981					1985				
	会 社	森 林 組 合	団 体	個 人	計	会 社	森 林 組 合	団 体	個 人	計	会 社	森 林 組 合	団 体	個 人	計	会 社	森 林 組 合	団 体	個 人	計	会 社	森 林 組 合	団 体	個 人	計
北海道	53	4	-	29	86	45	3	-	13	61	42	1	-	2	45	43	2	-	-	45	43	2	-	-	45
旭川	68	3	-	15	86	59	9	2	11	81	48	4	4	2	58	46	4	5	-	55	45	4	5	-	54
北見	33	1	3	10	47	40	3	1	9	53	23	2	2	3	30	24	2	2	1	29	23	2	2	1	28
帯広	32	1	-	7	40	36	-	-	2	38	32	-	-	-	32	32	-	-	-	32	32	-	-	-	32
函館	10	4	1	22	37	15	-	4	23	42	13	-	3	7	23	17	-	3	3	23	10	-	6	-	16
計	196	13	4	83	296	195	15	7	58	275	158	7	9	14	188	162	8	10	4	184	153	8	13	1	175

資料：鈴木喬「造林事業体の展開と構造」林業経済研究No.101,「林業事業者登録者名簿」1981, 1985年版

では71%が木材業者であり、また道有林では同じく80年に86%が素材生産業との兼業であった。

次に業者数の推移をみてみよう。表3-9は国有林の造林請負業者数を経営形態別にみたものである。61年から71年にかけては造林事業量が高位水準で推移し、なおかつ請負化が急進展してきた時期であるため、個人業者が主として淘汰されつつも微減にとどまった。しかし71年から79年にかけては造林事業量自体が減少したことで国有林による業者の淘汰・選別が強く進められたことから、業者数が大きく減少すると共に経営形態も会社形態をとるものにほぼ純化された。79年以降は淘汰がほぼ一段落ついたことから業者数に大きな変化はみられないが、造林事業量の減少が依然続いており、国有林財政もさらに悪化していることから全階層的に請負金額の削減、請負単価の切り下げが行われている。道有林についてもここ数年業者数に大きな変化はないが、造林事業の下請率100%という状況の中で造林目標をほぼ達成してきていること、国有林と同様財政状況が極めて悪化していることから造林事業量は急減し、したがって一業者当たりの事業量も大きく減少している。

以上のように素材生産業と同様に事業量が急速に減少する中で、生き残った業者が拮抗しているのが現段階の特徴といえる。ただ造林作業は個人作業であり大型機械等も必要としないほか、素材生産業者の一部門である場合が多いため、事業量の変化に労働者数を対応させれば請負事業を維持できる。このため造林請負の場合事業量の減少のペースが素材生産よりもさらに激しく、業者当たりの造林請負事業はかなり小規模のものが多くなってきているものの、造林請負業者として存在し続けることができるのである。そういった意味で造林事業部門が非効率化してきているものの、素材生産業者にみられるような再編問題がそれほど顕在化してきているとはいえない。とはいえ大規模な造林請負業者では過剰化した造林労働者の処遇が問題となり、国有林が人工林の間伐を優先的に下請けさせるかあるいは売り払いすることによってこうした労働力を燃焼させている事例がみられる。これについては次章でより詳しくみることにしよう。

第2節 労働過程と労働力編成

1. 素材生産をめぐる労働過程と労働力編成

(1) 労働過程と労働内容

北海道における天然林を対象とした一般的な素材生産の過程は、図3-1に示したようにチェーンソー・ブルドーザを機軸として機械化されたもので1970年前後にほぼ完成された。

これに係わる労働者は大きくは伐倒・枝払・玉伐に従事するチェーンソー作業員、集材・巻立てに従事するオペレーター、ワイヤー掛け・土場雑務に従事する一般作業員に分けられ、これら労働者を現場状況に応じて何名かずつ組み合わせて「セット」を編成して作業にあたっている。こうしたセットのメンバー構成は、作業の準備・後かたづけの段階を除いては一定しているのが普通である。ここでまず各職種ごとにその労働内容についてみてみよう。

普通である。ここでまず各職種ごとにその労働内容についてみてみよう。

① チェーンソー作業員

使用する道具は鋸からチェーンソーへと変わったが「旧型熟練」職種といえる。国有林・道有林の伐採はほとんどが天然林のため、広葉樹を中心に通直でない立木が多く径級も太いものが混在し択伐が多い等、立木が通直で径級が比較的細く皆伐が多い人工林伐採に比して作業条件が複雑である。径級が多様で曲がりが多く重心を見きわめるのが極めて困難な立木を適切な方向に安全に伐倒しなければならず作業の難易度が高い。このため何年もの経験を積んでやっと「一人前」として認められるのであり、カラマツ人工林程度の伐採しか行えないものとはまったく異なった、極めて特殊で高度な技能をもつ労働者なのである。その技術は経験の中で形成されているものであるが、ぎりぎりまで作業過程が合理化されている日常的な作業の中ではOJT (On the Job Training) が非常に困難で、かつ公的な教育過程が欠如している状況にあって、現在新規の労働力の養成は殆どなされておらず、チェーンソー作業員の高齢化は著しく進み、「労働力不足」が現出しつつある。

土場における玉伐は伐採を担当するものが交代で行うこともあるが、特に技術を要するものではないので、土場の玉伐専門の作業員をおいたり、土場雑役と兼任させたりしている場合も多い。

② オペレーター

重機の導入によって生まれた職種で、ブルドーザによる集材路作設・集材、ログローダによる土場巻立てが主たる職務である。技術的には一般土木作業における重機運転と大きな相違はないが、急峻な斜面や不安定な場所での作業が多いため危険度が高く、そうした危険に対処できるだけの技術を必要とする。運転技術の習得に関しては職業訓練所や教習所などでの重機運転資格の取得が第一歩となり、その後経験の中で「平均的」な作業量をこなせる熟練を身につけていくのである。また日常的な機械整備を行うためにメカニックとしての知識や技術を一定程度要求される。この職種は機械運転の技能職で、建設業とも共通する一定の普遍性を持った職種で、技術習得の機会も多いため、比較的若齢者の参入も多く、相対的に平均年齢も若い。

③ 一般作業員

一般作業員の職務は伐倒現場での集材ワイヤー掛け、土場でのワイヤーはずし、土場雑役、積雪期に行う根堀などが主たるものである。技術や体力を必要としない単純作業であり、このた

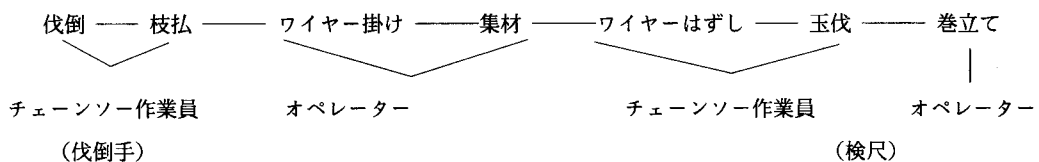


図3-1 天然林における素材生産労働過程

の浅いものがこの職種についていた。しかし、素材生産過程の合理化の中でワイヤー掛けをチェーンソー作業員やオペレーターに行わせたり、土場雑役を玉伐を行っているチェーンソー作業員やオペレーターに行わせるという形で一般作業員が削減されてきており、現在では単純作業のみを行う一般作業員は殆ど存在しなくなっている。

(2) 労働力編成

労働力編成について次にみてみよう。福島康紀は素材生産業について「規模の大きな業者は昭和40年代に入りほぼ作業の季節性を解消し、技能度の高い専門的労働者を固定的に使用し、それらを中核にして、補充的に臨時労働者を使用する」⁹⁾という傾向を指摘したが、こうした体制は現段階の北海道で一般化しているといつてよい。すなわち上述のようなセットを編成して作業を行うわけであるが、セット要員＝基幹部分は日雇い形態を維持しつつも固定的な専門労働者をほぼ通年雇用して直接掌握し、必要に応じて定期・季節労働者をこれに補充する形態がほぼ定着している。こうした形態が生じた主たる要因としては次の三点が考えられる。

第一には機械化したセット体制において最大限に生産性をあげるために、良質かつ均質な労働力を各々の職種ごとに一定数ずつ配置し管理掌握することが必要になったこと。第二には技能労働者、特にチェーンソー作業員を中心に技術的に優れた労働者が不足傾向にあるために、技能の高いものを固定化する必要が生じたこと。資本としても低賃金で低レベルの技術の労働者を雇用するよりは、高い技術を持った少数の労働者を固定的に雇用したほうが作業管理・安全管理が容易で、保険料の雇用主負担や飯場をはる場合の宿舍賃など雇用に係わる間接費も相対的に安価にあげられるのである。第三に各業者の素材生産事業の「領域」がおおむね確定している状況のもとで、減少しつつあるものの毎年一定程度の事業量を確保することが可能となったことがあげられる。

ところでセットの構成は地域、業者によって異なっているが、おおむねチェーンソー作業員4-8名、オペレーター3-6名、一般作業員0-2名となっている。生井郁郎¹⁰⁾によれば70年代初期のセット構成はチェーンソー作業員3-4名、オペレーター3-4名、一般作業員2-3名となっており、一般作業員の削減、チェーンソー作業員とオペレーターの増加という形で、チェーンソー使用時間規制下での新たな合理化と労働者の多能工化が進んでいるのである。特に一般作業員は現在ではほぼ姿を消し、チェーンソー作業員とオペレーターのみでセットを構成し、両者であらゆる仕事をカバーするところまで合理化が進んでいる。

また生井はブルドーザ労働者所有の萌芽を指摘していたが¹⁰⁾、現在では労働者所有が一般的となり会社所有のブルドーザを中心に作業を行っている業者は例外的に存在するのみである。これは資本の側が固定投資を回避し、機械維持・保守、危険負担を全て労働者に押しつける「合理化」の一つの結果である。こうした形態を可能にさせているのは労働者の固定化が進んだことであり、また逆に高額な機械をもたせることによって就業先への固定化を促したということができ

よう。

こうした労働力編成と係わって賃金形態も変化してきた。従来林業労働においては出来高制賃金が一般的であったが、現在では日給制あるいは能率給をとるところが増加してきている。これは一つには振動病予防のための行政的な指導によるものであるが、基本的には労働者を固定化・通年化することによって企業帰属意識を醸成しつつ労働力を管理・掌握できるようになってきていることのあらわれと見ることができよう。

以上のように国有林・道有林をめぐる素材生産資本による労働力編成は固定化・専門化・通年化がほぼ完成し、その中での「合理化」を行いつつ一定の労働条件を保障する形態となった。しかし伐採量の急激な減少の中でこうした形態は早くも崩れつつある。セットを通年維持するためには年間おおよそ1万 m^3 強から2万 m^3 の立木を必要とするが、小規模資本を中心にこうした立木量を維持できない資本が現われだしてきており、セットの下請化、雇用期間の短縮、人員削減によるセットの縮小が広まりはじめている。こうした事態は今後さらに深刻化していくことが予測されるが、さらに事態を悪化させているのが労働者の高齢化であり、質的低下である。特に伐倒手に関しては新規参入が殆どないまま著しい高齢化が進んでおり、労働力の世代間再生産はまったく停滞している。逆にいえばこうした事態が事業量減少にも関わらず労働力「過剰」をさほど厳しい形で現出させなかったともいうことができよう。いずれにせよ労働者にとっては雇用の不安定化・労働条件の悪化が進行し、資本にとっては労働力過剰の問題に当面しながらも長期的には極めて深刻な労働力不足を抱えているという出口のない状況にある。

2. 造林をめぐる労働過程と労働力編成

(1) 労働過程と労働内容

造林の作業は手作業による植え付け、つる伐り除伐、主として刈払い機を使用しての地拵え、下刈に分けられる。これら作業に関しては職種としての分化はみられず、同一の労働者が各々の作業の季節的適期にあわせて行っていく。地域の気象条件によって異なるが、おおむね5月と10月が植え付け、6月から8月にかけてが下刈、9月が地拵え、11月以降がつる伐り・除伐となっている。近年では地拵えをブルドーザで行う場合もでてきており、素材生産業者のオペレーターがこうした作業に重機ごとチャーターされる場合が多くなってきている。

以下、作業ごとに労働内容をみていくこととしよう。

- ①植え付け：地拵えをした林地に苗木を一本ずつ植栽していくのが植え付けで、まったくの単純手作業であり特別な技術は要しない。しかし苗木の活着が造林作業において決定的な重要性をもつために、作業のスピードが一定程度要求されながらも作業の確実さがより一層要求される。
- ②地拵え・下刈：刈払い機を用いての作業で、下刈の場合苗木を伐らないように注意しなければならない以外単純な作業であるため、一シーズンも経験すれば平均的な能力に達することができるが、激しい重筋労働である。このため新規参入者が造林労働者として生き残れるか否かは

この作業をこなせるかどうかにかかっている。

- ③つる伐り・除伐：この作業はおおむね手作業で行われるが除伐ではチェーンソーを使用することが多い。除伐は低年齢の人工林を対象として行うので、伐採に関して特別な技能を要せず、初心者でも容易に技術を習得することができる。除伐の延長線上に間伐があり、近年では造林木の成長にともなって間伐作業が増加しているため、造林労働者を訓練して間伐作業にあたらせる場合が増えてきている。間伐作業の労働過程は次章で改めて詳細に述べる。

(2) 労働力編成

以上述べた造林作業はいずれも個人作業であるので、労働者を何人投下するかは作業量と作業期間によって決定される。個人による単純作業であり、作業行程管理は出来高制賃金の導入によって容易にできることから下請化しやすい作業といえ、森林組合作業班などでは下請化が進んでいるが、国有林・道有林では請負作業の一括再下請が禁止されているため請負業者は概ね直営直用で作業を実行している。

造林に関しても資本による労働力の固定化・専業化・通年化は一定程度進んでいる。北海道においては造林作業は季節的な制約を受けて積雪期にできる作業はつる伐り除伐のみに限られるため、現在でも女子の大部分や男子の一部の造林労働者については夏期約半年間の雇用を保障するのみであるが、男子の多くについては冬期間に素材生産作業等に従事させて雇用を通年化させ、この通年化した層を中心に労働力の固定化を進めたのである。賃金形態と係わらせてみると植え付けは日給、下刈・地拵えは出来高制が一般的になっている。作業の確実さが要求される植え付けについては日給制として一定額の賃金を保障しつつ、下刈・地拵えは出来高制によって短期間に高収入をあげさせることを意図しており、体力のある基幹的労働者は出来高制の場合一カ月で60万円以上を稼いでいる。賃金単価を相対的に切り下げながらも、一定水準以上の技術をもつ労働者に対しては土建水準を抜く高い賃金の獲得を可能とさせるのが出来高制賃金なのであり、こうした賃金制度によってこれら日雇労働者を管理しつつ、固定的な関係を形成してきたということができよう。

通年化に関しては、冬期の素材生産は積雪の中の作業になるため雪掘りなどのためのセット要員を増強する場合があります、これに造林労働者を充用したり、伐木技術を持つ造林労働者を使用してセットを新設・増強するなどして対応している。また、先にも述べたように造林労働者を間伐に従事させることが多くなってきている。戦後集積された人工造林地の生育にともなって要間伐林分が増加してきているが、それほど大がかりな機械装備や技能を必要としない間伐を、国有林・道有林の天然林伐採を対象とした既存のセットで実行するとコストがかかりすぎて対応できない。しかしこれを造林労働者を教育して行えば、低賃金で間伐向きのセットを編成することによってコストを節減し、かつ通年雇用することによって労働者を安定的に掌握することができるのである。ここで注目しなければならないのは、近年では造林事業量の急激な低下による「仕事

不足」への対応として間伐事業を積極的に導入するようになってきたということである。特に従来造林請負を積極的に展開してきた業者では「仕事不足」のため労働者の雇用を維持できなくなる状況が生じてきたため、国有林の側で間伐事業を優先的に回して業者と雇用の安定を図っているのが現状であり、単に冬期間のつなぎ仕事というだけではなく、造林労働者を年間間伐に従事させることが多く行われるようになってきているほか、これら労働者を下請的な労働者グループに再編したりする事例が見られるようになってきている。素材生産事業においても技術・機械化段階が低位で作業管理が容易な場合には合理化の一手段として直接的な雇用関係を解消し、下請化する行動をとるのである。

近年造林作業量が急速に落ち込んでいるため、高齢化による造林労働者の引退が急速に進みながらも労働力過剰が顕在化しており、人工林間伐作業へのシフトが進んでいるのが特徴である。国有林・道有林がほぼ人工林化を終了し、天然林施業へと大きく比重を移している現在、造林作業量のより一層の減少や作業内容の変化が避けられず、造林請負資本及び造林労働者は大きな転換期を迎えていると見てよいだろう。

3. 地域労働市場における位置づけ

本論文は資本とその労働力編成に焦点をあてて分析を行っているが、林業労働力の問題を考える上で地域労働力市場との関連性を把握しておくことが重要である。ここでは北海道における地域労働市場の構造とその中の国有林・道有林をめぐる林業労働者の位置づけについて述べることにする。

まずきわめて簡単に地域＝北海道農山村の就業構造をシェーマ化すると次のようになる。まず、日雇い労働者と一般常用労働者がそれぞれの内部に階層構造をもちながら、分離した形で地域就業構造を形成している。日雇い労働者については、職種別に経験及び技術段階による階層が形成されている。そして、その底辺にいる非熟練労働者の賃金水準は、基本的に高校卒初任給、すなわち単身者の労働力再生産水準に規定されており、年齢と賃金との関連は非常に緩い「へ」の字型カーブを描いている。さらに職種によって階層的に「へ」の字型カーブが積み重ねられていく形になっており、日雇い技術職種の賃金は定年以後の常用労働者の賃金とほぼ等しい水準にあり、中途就職の常用労働者との関連性が予測される。

常用労働者については日雇いとはまったく別個な構造をもっており、主として経験と年功による連続的な階層性が形成されている。しかし北海道の農山村部において、こうした年功による階層性を形成しているのは公務員や農協職員、一部の規模の大きな建設・製造業職員のみであり、その他の小規模零細資本に雇用される常用労働者、特に生産労働者は身分的には日雇いより幾分安定しているものの、その雇用は資本の脆弱性に基本的に規定されており、賃金についても「日雇い的」なカーブと水準をもっているのである。

そして常用労働市場と日雇労働市場はほぼ完全に分断されており、大きなきっかけがない限

りこの両者の間を移動するという事は少ない。また両者間を移動する場合、江口英一によって指摘されているように、日雇から常用への上向移動は非常に困難であるが、反面常用から日雇への下降移動は非常に容易であり、一般的には転職または解雇されるたびに下降していくのである¹¹⁾。こうした過程を少し詳しくみてみよう。まず上向過程であるが、日雇い労働者と常用労働者とは完全に分断されており、日雇いから常用への上向は例外的事例であり、常用内部での年功・経験による上向、及び日雇い内部において技術習得による職種的な上向などが通常な形態である。その一方で下降過程は極めて「自由な」形でおこりうる。上向に際して日雇いと常用の間にあった厚い壁もここにはまったくない。倒産による解雇であれ、自己都合による退職であれ、労働災害による労働力破壊であれ、待ちかまえているのは開放的な日雇い労働力市場なのである。都市部からUターンしてきた場合も直接的に日雇い労働者として働き出すものが多くを占める。また、労働災害発生率の高い日雇い屋外労働者の場合、振動病など労働力破壊によって下降移動が起こり、この場合は被保護世帯にまで転落することが多い。

以上のような状況から、日雇い労働者は高齢者の比率が高く、非熟練労働職種にはこうした労働者の滞留がみられる。その逆に公務などにおいては若齢者の比率が比較的高くなっている。国勢調査によって年齢階層別に就業先をみると、日雇い労働者を多数雇用している建設業・林業において高齢者の集中化がみられ、その一方で卸売・小売業や公務では若齢者への集中がみられ、また製造業は安定した年齢構成を示している。またこうした傾向は各年度でほとんど共通しており、下層転落傾向が一貫した特徴であることが指摘できる。こうした傾向は日雇い内部などにもみられ、例えば機械化によって旧型熟練工であったものが「非熟練化」され、若齢者が技術を習得して「熟練工」となるということなどは一般的に起こってきたのである。

さて、こうした構造を持つ地域労働市場において国有林・道有林関連業者の労働者はどのような位置を占めているのであろうか。まず、素材生産一般作業員及び造林労働者は地域就業構造の最底辺にある日雇非熟練労働者の一角を占め、賃金水準も年間200万円台前半にとどまる場合が多い。重機オペレーターは一定の技能を所有する階層であり、このうちの一部は常用的労働者の性格を持つものもある。賃金は400万円弱程度であり、就労の安定度が比較的高い。チェーンソー作業員は特殊技能者として熟練日雇労働者として日雇労働市場の中では最高に近い待遇を受けている。労働力供給と関連づけていえば、チェーンソー作業員は資本による淘汰選別の中で熟練を形成しつつ生き残ってきたものであり、重機オペレーターは「近代的」な資格制度と経験を基礎とした技能労働者で比較的若年者の参入が多く、一般作業員・造林作業員は未熟練労働者や下降転落してきた非熟練労働者によって構成されているとみることができる。

他産業との関連でいえば、重機オペレーターおよび一般作業員・造林労働者には土木建設業との間で移動がみられるが、比率としては低い。これは第一には資本による労働者の固定化が進んでいること、第二には労働者が高齢であることが理由である。第二の点に関していえば、労働者は若年のうちは業者・業種を越えた頻繁な動きを示すが、高齢化するとともに定着する傾向が

あるということである。

いずれにしても労働力を編成するものは「地域」ではなく資本であり、「地域」の概念は資本が必要とする労働力の性格によって異なってくる。例えば素材生産資本に関していえば、特殊技能者であるチェーンソー作業員の場合は広域な市場が形成されており、一般作業員に関していえば極めて狭い市場において調達が可能であろう。地域労働市場は重層的なものであることを認識しなければならない。

第3節 類型区分による資本とその労働力編成に関する分析

1. 類型区分

筆者はかつて国有林・道有林関連の素材生産・造林請負資本に関して比較的規模の大きな資本と、中小規模の資本では資本の性格や労働力編成に相違がみられることを指摘した¹²⁾。それは、比較的規模の大きな資本の場合、広域的に活動し製材加工等様々な分野の事業を行う「林業総合資本」、あるいはさらに林業の枠を越えて発展の道を探ろうとしている性格をもち、労働力編成にあたっては長い歴史と強力な労働力募集機能をもっているゆえに労働力の固定化や通年雇用化があまり進んでいないが、比較的規模の小さい資本の場合は、地域に密着した地場資本であり、労働力編成にあたっては地場の労働者を固定的にほぼ通年雇用しているという相違であった。この類型区分の基本的構造は変化していないが、これまで述べてきたような資本をめぐる情勢の変化・労働市場の逼迫からその内容は変化してきている。本節では上述の類型区分に従いつつ、前節までに示した全体的な概況の中での類型別の資本の動向と労働力編成に関して、具体的な事例を示しながら分析していくこととする。この場合比較的規模の大きな資本と小さな資本をどこで分けるかが問題となるが、ここでは実態調査の結果を参酌して一応の目安として、労働者をおおむね50名以上雇用し、複数の事業所を持って事業を行うものを比較的規模の大きな資本、それ以下を比較的規模の小さな資本とした。

2. 比較的規模の大きな資本

(1) 概況

比較的規模の大きな資本の多くは紙・パルプ等大資本の下請けとして発展してきたものがほとんどである。紙・パルプ等大資本はその資金力と古くからの国有林との特権の結びつきによって莫大な立木量を支配してきたが、これに対する労働力の調達と労務管理の代行を主たる任務とした入付供給請負業をその出自とし、戦後に至って相対的に独立した素材生産資本へと性格を変化させつつ、製材・加工・商材・造林請負・土木といった分野へと資本展開し、「林業総合資本」へと発展してきたというのが代表的なパターンである。紙・パルプ等大資本との直接取引関係を相対的に弱めながらも、現在でも資本参加・役員派遣といった形で系列化されており、直接的または間接的にその支配下におかれている。素材生産・造林請負の対象は以上のような経過から主

として国有林であり、大規模社有林や道有林の事業を行うものもある。またこうした系列とは別に「国有林専属請負人」のような形で展開してきたものもある。いずれにせよこの層の資本は大資本の系列下にあたり、国有林との強い結びつきをもち、比較的資本力があることから、他資本を系列化したり、その事業を請け負ったりするなどしており、この層への事業量の集中が進んできた。しかし伐採量・造林量の減少は数年前よりこの層をも例外なく巻き込み始めており、各資本とも事業量を大きく減少させてきている。第2章で述べたようにまさに全階層的な停滞・縮小傾向が生じているのであり、素材生産・造林請負に関しては規模の大きな資本といえども資本力を生かした「自由競争」による資本の新たな展開という余地が既になくなってしまったという事態に立ち至っているのである。こうした中で資本力を生かして林業以外の部面へと積極的に事業拡大を進めようとしている資本も存在している。こうした多角化の内容は住宅建設等林業とつながりがあるものから、不動産、コンピュータ・ソフト、レクリエーション等々の資本により極めて多様であり、全体として明確な方向性というものはない。

1980年代前半時点におけるこの層の資本の基本的な労働力編成をみると、素材生産では10ヶ月以上雇用する労働者、造林では夏期6ヶ月のみ雇用する労働者で基幹部分を固め、これをそれぞれ臨時労働者で補完するという形態をとっていた。また、道内地元外・道外出稼ぎ労働者を多用しており、短期雇用者の比率も比較的高く、固定化が遅れている傾向がみられたほか、事業地が数カ所にまたがっていることから各々の事業地毎の事業量の多寡によって労働者を移動させることが多く、地元外労働者が多いということとあいまって飯場宿泊型の性格が強かった。こうした労働力編成が形成されてきた要因としては、前述のように大資本が立木を獲得した地域に地元とのつながりがなくまま入り込み、地元外労働者を大量に投入していた構造が弱まりこそすれ残存していたこと、強力かつ広範な労働力募集能力をもっていたことがあげられよう。またこれを維持させた条件として、資本力があるため飯場を維持することができたこと、少なくなったとはいえ一定数の地元外労働者がいるため募集を効率的に行うことができたこと、これら地元外労働者、特に道外労働者は仕送りのための高賃金獲得のため自ら労働強度を高めるため資本として管理し易かったといったことがあげられよう。

しかし、以上のような大規模特有の性格は徐々に希薄になってきており、1980年代後半の現段階では労働者の地元化、固定化、造林労働者も含めた雇用の通年化、飯場の廃止がかなり進んできており、比較的規模の小さな資本の類型に近づきつつあるといえる。その原因としては近年の好況・労働力需給逼迫のもとで道外労働力を吸引できる条件がなくなりつつあること、高齢化が進み良質な労働力の確保が困難となり地元定着型の労働者を確保・組織する必要がでてきたこと、資本力が相対的に弱まっているため合理化を積極的に進める必要があり、労働者の地元化を進めつつ飯場を廃止してきたということがあげられる。比較的規模の小さな資本が事業量減少から雇用を不安定化させているのに対して、規模の大きな層で相対的に雇用の安定化が進んでいるとみられる。ただ、上記のような過程は労働者を排出しつつ進行してきたのであり、また事業量

とみられる。ただ、上記のような過程は労働者を排出しつつ進行してきたのであり、また事業量の減少は現在も進行中であり、今後雇用の不安定化が顕在化することが予測される。

(2) 事例分析

1) S K木材株式会社

S K木材は、1890年創業のS K造材部から発展してきた。S K造材部は当初御料林の造材請負や三井物産の造材流送請負を行っていたが、1908年には王子製紙と専属契約を結び、以後戦前期においては王子の原料確保の展開に合わせて造材事業を展開してきた。しかしその「事業内容」は、「作業請負に限定されており」、専属請負人の性格は「請負契約という形式を取りつつも実態的にはS K木材は組頭や庄屋などの人夫供給請負人に依拠しつつ、王子製紙に対する人夫供給請負業として存立していた」¹³⁾ものであった。戦後48年には富川に柁工場を建設し、49年には法人に改組、株式会社化した。なおしばらくは事業の中心は伐出・流送であり、その作業を組頭に依拠していた形態にも基本的な変化はなかった。しかし、50年代から国有林経営方針の転換、王子製紙の原木調達方法の変化の影響を受けつつ事業内容は大きく変化していった。第一に王子製紙は購入立木のうち針葉樹立木のみを請け負わせ、広葉樹立木は買い受け価格でS K木材に譲渡するのが通例であったため、国有林が大面積一斉皆伐を開始してからは、広葉樹販売を伴う商材部門を拡大していった。第二には素材生産のみならずチップ化過程をも経営外に押し出し原料獲得の合理化を図っていた王子製紙の要請に応じ、59年に日高町に最初のチップ工場を建設、さ

表3-10 S K木材素材生産量の推移

単位：m³

年	国有林立木購入	同左他社より買い	民有林立木購入	素材生産請負	合計
1975	60,523	13,208	4,565	43,100	121,396
1976	75,894	6,048	10,015	39,311	131,268
1977	83,149	8,591	31,021	40,974	163,162
1978	98,792	5,244	18,151	40,974	163,161
1979	84,628	10,970	13,933	42,650	152,181
1980	69,847	15,701	9,091	62,713	137,352
1981	74,245	12,391	8,328	43,806	138,770
1982	75,859	11,597	4,809	47,990	140,235
1984	87,618	11,410	4,650	55,406	159,084
1985	86,418	10,220	4,211	55,554	156,403
1986	84,458	9,621	4,142	46,767	144,988
1987	82,208	8,570	4,163	44,372	139,313
1988	77,390	5,795	3,750	40,747	127,682

資料：S K木材資料

注：1983年については資料を得られなかった

らに61年に平取町、上士幌町に相次いでチップ工場を新設しチップ部門を拡大していった。第三に本別営林署で52年から官行斫伐請負事業を、定山溪営林署で57年から造林請負事業を開始するなど国有林の製品生産・造林請負を本格的に開始した。また前節で述べたような国有林の立木販売方法の変化によって王子製紙からの素材生産請負量は相対的にも絶対的にも減少し、国有林からの直接購入が増加していった。第四には68年に北洋木材日高工場を買収、75年に本別製材を系列化するなど既存の製材工場を傘下に入れることによって製材部門を新設・拡大していった。労働力編成では戦後も根強く存在していた組頭制が、組頭の老齢化・労働力募集能力の低下、伐出過程の機械化体系への移行

とその完成によって、60年代後期には完全に近代的な雇用関係に組み替えられた。以上のような過程の中で王子製紙からの事業取引関係における相対的な独立化が進みながら「林業総合大規模資本」へと発展してきたのである。また61年には経営危機乗り切りのため王子製紙から資本参加を受け、系列会社となった。

さて、近年の素材生産・造林請負部門の推移をみると表3-10・表3-11のようである。素材生産量をみると80年代前半までは増加・横ばい傾向にあったが、84年以降一貫して減少してきているほか、造林請負に関しても請負金額は81年をピークにしてほぼ一貫して減少してきている。

表3-11 SK木材造林請負額の推移

単位：万円	
年	請負額
1978	8,713
1979	9,936
1980	10,465
1981	12,910
1982	10,976
1984	10,833
1985	9,327
1986	9,106
1987	8,487
1988	7,774

資料：表3-10に同じ

表3-12 SK木材職種別労働者数

単位：人

年 度	総 計	チェーンソー 作 業 員	オペレーター	一般作業員	造林作業員
1978	300	74	45	111	31
1979	361	90	50	147	31
1980	320	86	42	104	51
1981	295	74	44	94	44
1982	296	68	48	84	62
1984	253	63	49	73	40
1985	256	63	54	73	40
1986	226	54	50	69	28
1987	176	48	42	34	33
1988	145	40	34	38	17

資料：表3-10に同じ

注1：総計にはその他作業員および管理労働者も含む

表3-13 SK木材の雇用期間別労働者比率

単位：%

職 種	年 度	-2ヶ月	3-4	5-6	7-8	9-10	11-12
チェンソー作業員	1978	2.7	4.1	9.5	6.8	60.8	16.2
	1980	12.8	2.3	5.8	8.1	47.7	23.3
	1982	1.5	1.5	2.9	25	47.1	22.6
	1984	4.8	1.6	4.8	19	39.7	30.1
	1986	1.4	5.6	1.4	1.4	64.8	24.1
	1988	0	2.5	2.5	15	57.5	22.5
オペレーター	1978	4.4	0	11.1	15.6	51.1	17.8
	1980	0	7.1	11.9	2.3	33.3	45.2
	1982	4.2	2.1	4.2	4.2	27.1	58.3
	1984	2	2	4.1	22.4	26.5	42.9
	1986	2	8	2	8	38	42
	1988	0	8.8	2.8	14.7	44.1	29.4
一般作業員	1978	18	7.2	8.1	7.2	40.5	18.9
	1980	10.6	3.8	15.4	8.6	29.8	31.7
	1982	9.2	11.5	4.6	16.1	35.6	23
	1984	23.3	8.2	5.5	15.1	34.2	13.7
	1986	23.1	10.1	4.3	2.9	36.2	23.2
	1988	23.6	10.5	18.4	7.7	23.7	15.8
造林夫	1978	6.5	9.7	29	51.6	0	3.2
	1980	23.5	21.6	43.1	7.8	0	3.9
	1982	19.4	21	46.8	9.7	0	3.2
	1984	25	7.5	52.5	7.5	5	2.5
	1986	3.6	3.6	71.4	21.4	0	0
	1988	11.8	0	70.6	17.6	0	0

資料：表3-10に同じ

全体的な素材生産量・造林事業量の減少の中でもその資本力を直接・間接に生かして自社事業量の維持を図っていたが、こうした資本にしても事業量を大きく減少させざるをえない事態に立ち至っているのである。

以上のような状況と生産過程の合理化から労働者数を大きく削減させてきている。表3-12をみればわかるように事業量が減少する以前から合理化のために作業員を削減してきていたが、事業量が減少しはじめてからそれが一層激しいものとなった。職種別にみると特に造林手と一般作業員の削減が大きくなっている。一般作業員の減少は素材生産過程の「合理化」を反映してい

表3-14 S K木材の出身地別労働者比率

単位：％

職種	出身地	1978	1980	1982	1984	1986	1988
チェーンソー 作業員	地 元	55.4	65.1	61.8	66.6	72.2	77.5
	道 内	16.2	16.3	16.2	11.1	5.6	2.5
	道 外	28.4	18.6	22.1	22.2	22.2	20.0
オペレーター	地 元	84.4	88.0	85.4	89.8	88.0	94.1
	道 内	13.3	9.5	12.5	8.2	8.0	5.9
	道 外	2.2	2.4	2.1	2.0	4.0	—
一般作業員	地 元	85.6	88.5	81.6	78.1	91.3	76.3
	道 内	10.8	9.6	16.1	19.2	8.7	10.5
	道 外	3.6	1.9	2.3	2.7	—	13.2
造林作業員	地 元	25.8	39.2	29.0	35.0	21.4	17.6
	道 内	12.9	11.8	12.9	20.0	25.0	5.9
	道 外	61.3	49.0	58.1	45.0	53.6	76.5

資料：表3-10に同じ

注：出身地とは自宅所在地をさす

表3-15 S K木材労働者に占める勤続3年以上の者の比率

単位：％

職 種	1978	1979	1980	1981	1982	1984	1985	1986	1987	1988
チェーンソー作業員	65	52	60	82	86	86	86	89	92	88
オペレーター	69	72	90	98	94	94	83	84	90	94
一般作業員	63	44	51	68	70	70	59	61	91	76
造林作業員	68	52	37	50	68	68	60	71	66	64
合 計	63	52	57	71	76	76	72	74	86	82

資料：表3-10に同じ

表3-16 S K木材の労働者年齢構成

単位：％

年度	職 種	-20	21-25	26-30	31-35	36-40	41-45	46-50	51-55	56-60	61-65	66-
1982	チェーンソー作業員				2.9	7.4	19.1	41.2	16.2	10.3	2.9	
	オペレーター	2.1	10.4	14.6	20.8	6.3	20.8	10.4	10.4	4.2		
	一般作業員		3.4	5.7	8.0	11.5	13.8	17.2	13.8	13.8	8.0	4.5
	造林手		6.5	4.8	6.5	11.3	11.3	29.0	22.6	3.2	3.2	1.6
1988	チェーンソー作業員					2.5	17.5	22.5	45	10	2.5	
	オペレーター			2.9	20.5	23.5	20.5	14.7	5.9	8.8	2.9	
	一般作業員		2.6	2.6	5.2	15.8	10.5	18.4	28.9	13.2	2.6	
	造林手			5.9		11.8	5.9	29.4	11.8	17.6	17.6	

資料：表3-10に同じ

るとみることができる。一方表3-13から雇用期間をみると相対的に長期化・安定化してきている。造林手においては短期雇用者が少なくなりほとんどが半年雇用になったが、これは雇用人員の削減につながった一つの要因とみることができよう。素材生産関係の労働者に関しては短期雇用者の比率は低下したものの11-12ヶ月雇用者の比率も低下しており、現場毎の事業量減少に対応したセット体制が組みきれずにいることをうかがわせる。さらに自宅所在地の構成をみると表3-14のようであり、道内地元外労働者の比率が低下する一方で地元労働者の比率が高まっていることがわかる。ただし造林では道外労働者主体の労働力編成は変化がなく、夏期のみの出稼ぎ労働者に依存した構造が引き続き存在していることを示している。また継続雇用年数をみても表3-15のようであり、全体的に3年以上継続して雇用されるものの比率が上昇してきており、現在では8割を越えている。職種別では運転手と伐木造材手が、自宅所在地別では地元労働者が高い定着率を示している。以上のように地元労働者の比率が高くなってきたことをうけて、事業合理化のため飯場を廃止してきており、80年前後には8カ所あったものが、89年には山が深くて通勤が不可能な日高地方の2カ所を残すのみとなった。

筆者は80年代初期の分析においてS K木材では地元外労働者や短期雇用者の比率が比較的高く、固定化も相対的に遅れていることを指摘したが、こうした労働力編成の特徴が大きく変化してきているのである。すなわち事業量が減少し、労働力市場が逼迫し、特に旧型熟練労働者である林業労働者の「不足」が深刻化する中で、地元在住者を中心とした良質な労働者を固定的に雇用するという形への編成替えが行われたのである。そうした中で労働者の高齢化は特に伐木造材手で一層進行し、51-55歳層が全体の5割近くを占めるという極めて偏奇した構成になったが、オペレータに関しては高齢化は進んでいるものの30歳代の若齢者の比率は相対的に高くなっていく。ここに若年労働力導入のための高性能機械の導入ということが根拠を持つのである（表3-16）。

賃金は出来高制で、伐木造材手でチェーンソー償却料込みの一日当たり賃金は25,000-28,000円程度で、年間500万円前後になるが、この額は林業不況のもとでこの4年ほど変化していない。

2) K S木材株式会社

K S木材も王子製紙に対する人夫供給請負業を出自としており、事業開始は1924年である。王子製紙の樺太進出にともなって、樺太で造材事業を行っていたが46年に引き上げ、戦後は王子分割にともない十条製紙の下請けとして再出発している。その後48年には国有林の素材生産請負を始め、50年には製材工場を買収、54年には株式会社化し基礎を固めた。60年代の後半からは積極的な経営展開を始め、67年に運輸会社、68年には土木・建設会社、70年には買収により建材会社、76年には造園会社をそれぞれ別会社として設立したほか、合板製造や増改築センター等を手がけた。林業及び関連業種をめぐる状況が厳しいことから近年ではさらなる事業の多角化・高度化を進めており、85年には店舗デザインの専門会社である(株)Sと共同で会社を設立しショッピング

表3-17 K S木材における雇用期間別労働者数
(1989年)

単位：人	
雇用期間	労働者数
2ヵ月未満	0
2～4ヵ月	1
4～6ヵ月	19
6～8ヵ月	5
8～10ヵ月	66
10ヵ月以上	12
合 計	103

資料：K S木材資料

グ・センターを開設、87年には本社にソフト部門を設置したほか、別会社を設立して畜産事業へ進出しており、また本業の木材についても恵庭にプレカット工場を建設している。K S木材は以上のように積極的な事業展開を行っていることが大きな特徴で、現在グループ全体での年商は約109億円に達しており、木材関係事業の占める比率はおおむね5割程度にまで低下してきている。

素材生産事業量の動向をみるとやはり国有林・道有林の減伐とチップ生産の落ち込みから減少傾向にあり、現在年間5%強くらいのペースで事業量が

落ち込んでいるということである。1988年の素材生産量について出材量で見ると126,000m³でこのうち直営生産72,000m³、請負生産54,000m³となっている。直営生産において国有林・道有林からの立木購入の比率は約84%、請負においては国有林・道有林からの請負の比率は約74%となっており、国有林・道有林との結びつきが極めて強い。また国有林からの購入立木のうち随意契約で入手するのは3/4程度で、残りは公売で入手している。国有林の立木販売量自体が減少していることもあって随契分だけでは雇用の安定化を図ることができず、公売を取っているのであるが、同様な意図をもった業者間での競争となるため落札価格はかなり高価になり、採算的には合わない場合がほとんどである¹⁰⁾。造林請負に関しても請負額は減少を続けており、昨年度の請負金額は4,000万円にすぎない。

素材生産部門の労働力についてみると雇用労働者数は103名でこのほかに現場担当の職員が24名いる。現在稼働しているセット数は8で、事業量が減少していることからセット数も削減されてきており、近年では87年にも1セットが削減されている。伐木手4名、ブルドーザオペレーター3名、玉伐2名、巻立て1名の計10名というのが標準的なセットの構成で、これに監督・検尺等を行うため3名の職員がついている。雇用期間別の労働者数をみると表3-17のようであり、8-10ヶ月雇用といわれる中でも9ヶ月雇用が最も多いほか、半年雇用も多く、相対的に雇用期間が短い傾向にあるが、雇用期間の長期化は一定進んできている。また、かつては東北からの出稼ぎ労働者を多用していたのであるが事業量の減少から80年代初期までにこれらを整理し、現在では全員が地元在住者で通勤形態をとっている。

賃金支払形態は1980年代前半の調査では日給・出来高制併用であったが、現在では完全に日給制に転換し、労働者管理・掌握が一層徹底したことをうかがわせる。賃金はチェーンソー個人所有で1日当たり機械代込みで21,000円、年間では400万円台半ばとなっている。ブルドーザオペレーターの一部は重機専門会社から機械ごと「派遣」されたものであり、その他は全員機械を自己所有している直用労働者である。賃金は同じく日給制で機械代込みで38,000円となっている。

機械代を抜いた賃金をみると、チェーンソー労働者17,400円、ブルオペレーター12,000円となっている。

3) 株式会社T林業所

T林業所は、素材生産請負業者として急速に事業量をのばしてきた資本である。当初は王子製紙社有林の下請けを主として行っていたが、1965年には北大演習林の請負、68年にはSK木材の下請けとして国有林の素材生産、70年からは道有林において王子の委任状造材を始めている。株式の90%を王子木材が握っており、自己造材した素材のほとんどは王子木材を通して流通させている。系列会社としてチップ生産・造林請負・製材の各業者があるが、T林業所は素材生産専門業者である。

さて素材生産量の動向をみると表3-18のようであり、近年急激に減少している。1987年度について素材生産の内訳をみると70,979のうち立木自己購入が11,190m³、道有林・大学演習林からの請負13,900m³、民間木材・製材業者からの請負34,282m³となっており、請負、それも民間木材・製材業者からの請負が高い比率を占めているのが特徴である。T林業所は歴史が浅いため国有林・道有林の随契枠が少なく、国有林製品生産事業の請負も行っていないため大規模な素材生産業者でありながら事業量の変動が大きく、伐採量の減少の影響は素材生産專業業者であるだけに大きい。

1983年まではブルドーザ会社所有のセットが一つと労働者所有のセットが三つあったが、事業量の減少から現在では夏期2-3セット、冬期間4セット編成で事業を行っている。1セット当たりの平均的な構成はブルドーザ3台、リフト1台、伐木手2-3名、玉伐1名、検尺・帳場3名となっている。以下は84年7月に稼働中の1セットに対して行った労働者個別調査の結果である(表3-19)。調査時点は少々古いですが、89年の追加調査で3番のリフト運転手と11番の一般作業員がやめているほかは継続して雇用されており、大きな変化はないので調査時点の結果をそのまま掲載した。その構成をみると、一般作業員が1名だけで伐木手やブルドーザ運転手が荷掛けを行

うほか、主任・検収員も空いているときは重機にのるなど合理化されたセット構成であったが、さらに現時点では一般作業員は全て削減されており、全員がチェーンソーか重機を扱いつつ手作業もこなすというところまで合理化されている。またこのほか冬期には伐採現場周辺農家から臨時労働者を雇用してセットを補強している。職歴をみると様々な職業・業者を渡り歩いた上でT林業所にきていることがわかる。職種

表3-18 T林業所素材生産量の推移
単位：m³

年度	素材生産量
1982	90,500
1983	93,900
1984	86,670
1985	55,900
1986	53,944
1987	70,979
1988	59,372

資料：T林業所資料

表3-19 T林業所における素材生産労働者の状態

番号	年齢	雇用形態	職種	現住所	家族	出身地・ 生家の職業	ここに来るまでの職歴	勤続 年数	就労 日数	年収 (万円)	妻の職業・収入(万円)
1	46	職員	主任	小頓別	32	樺太・農業・ 四男	高卒後、農業日雇、 運転手	20	300	400	会社員 150
2	43	職員	検収員	小頓別	31	歌登・旅館・ 次男	中卒後、道内各地で自動 車整備工	12	300	330	なし
3	35	職員	リフト運転	小頓別	51	長崎・農業・ 長男	中卒後、王子製紙工場	14	300	300	なし
4	25	日雇	リフト運転	小頓別	32	小頓別・土 建・長男	高卒後、専門学校、 美容師	3ヶ月	-	(1)	営林署定期作業員 200弱(母親)
5	49	日雇	伐木手	紋別	32	美幌・農業・ 長男	中卒後、土建、N木工場 で伐木手をやっていて雇 用打ち切り	7ヶ月	-	(2)	水産加工所パート 40~50
6	46	日雇	伐木手	歌登	52	歌登・農業・ 長男	中卒後、すぐ林業(伐木 手)	17	250	400	○緑化造林定期作業員 100
7	46	日雇	伐木手	紋別	52	興部・農業・ 長男	中卒後、N木工場で伐木 手をやっていて雇用打ち 切り	2	250	400	水産加工所パート 70~80
8	52	日雇	ブルドーザ 運転	歌登	21	別海・農業・ 長男	高校中退、土建、林業 (ブルドーザ運転)5社 を渡り歩く	8	200	600	なし
9	49	日雇	ブルドーザ 運転	中頓別	21	浜頓別・農 業・長男	中卒後、農業を継ぐが73 年前後に離農	12	250	600~ 700	なし
10	41	日雇	ブルドーザ 運転	歌登	41	歌登・農業・ 長男	高卒後、農業を継ぐが66 年前後に離農、ダンプ運 転手、トラック運転手	5	200 強	620~ 630	なし
11	58	日雇	雑役夫	小頓別	22	歌登・農業・ 長男	専小卒後、農業を継ぐが 67年離農	17	230	240	農業日雇 60

注1) 1984年7月17、18日に調査

注2) 家族欄で上段は現住所にいる家族数 下段はそのうちの賃労働者数

注3) 年収で○内は日給額 年収は機械代を含んだもの 機械代はチェーンソーで年間30万弱 ブルドーザで年間300万弱

としては不安定就労・低賃金に特徴づけられる土建・トラック運転などで、低賃金構造の底辺の中で存在してきたといえよう。また7・9・10・11番の労働者は農業を継いだものの大規模専業化・酪農化という形で展開した農民層分解過程で脱落・離農してきたものである。現在は、全員が林業専業労働者で、農地を持っていても家庭菜園程度にしか利用していない。紋別からの2名を除いて自宅通勤労働者であるが、現場が道内各地に散在しているため年間8ヶ月程度は飯場泊りとなる。勤続年数は長期のものが多く現在はほぼ定着したとみられるが、4番の労働者のような若年層は人数も少ない上に定着率も低い。就労日数は職員で300日、日雇いでも200-250日であったが、仕事量の減少で89年時点では作業員の年間平均就労日数は200日を割っているとみられる。チェーンソー・ブルドーザは全て個人所有であるが巻立て用リフトは会社所有となっている。賃金額は日雇いでは機械代込みの日給制で1日2万円、年間約400万円、ブルドーザ運転手は機械代込みの日給一部出来高併用で1日3万円、年間600-700万円となる。機械償却費を除いた実質年収はいずれも300万円半ばになるとみられる。この賃金額は89年調査時点でも就労期間が短期化したこともあってほとんど変化がない。木材不況と素材生産業者の過当競争の中でここ数年請負単価はまったく変化なく、労働者・業者ともに極めて苦しい状況に追い込まれている。

3. 比較的規模の小さな資本

(1) 概況

地場資本として地域に密着して成立・展開してきたのがこの層の資本である。国有林・道有林を主な事業対象としており、事業対象は概ね一つの営林署・林務署に限られている。素材生産または造林請負のみを行っているものは少なく、製材・加工との兼業が多い。かつては素材生産部門は製材・加工部門への原料調達機能を果たしていたが、事業対象の森林資源の質的劣化や外材の導入等によりこうした位置づけは低下し、国有林・道有林や他業者からの請負の集積もあって素材生産部門の相対的独立性が強くなっている。

素材生産事業はセットを単位として実行されているが、一つのセットを年間維持するためには1万 m^3 強から2万 m^3 の立木量を必要とし、これだけの立木量を維持できなくなると、セットの維持が困難になってくる。この層の資本は通常1~2セットしかもたないため、伐採量減少によるセットへの影響を最も大きく受ける。淘汰・選別を生き残ってきたものの、伐採量の減少が止まらないことから、年間雇用の維持が不可能になり、雇用期間を短縮したり、セットを下請グループ化することが現実化してきており、セットを通年維持できなくなった資本が同一地域で併存しているという状況さえ生じてきている。造林請負に関してはセットの維持といった問題はないが、1業者当たりの事業量は極めて少額なものとなってきており、実行上の効率が悪化しているとみられる。従来造林労働者の雇用通年化を図るため、増加している間伐を受注し、造林労働者にこの作業を行わせてきたが、近年では過剰化する造林労働者の雇用を維持するために間伐を積極的に受注するようになってきている。国有林においても間伐事業の一定量を造林労働者の雇用対策として振り分けるようになってきている。

この層による基本的な労働力編成は、素材生産では固定的なメンバーでセットを組みこれをほぼ通年雇用するのが一般的で、造林男子労働者に関しても冬期間を素材生産のセットに組み入れたり、間伐に従事させるなどして通年雇用している場合が多い。自宅通勤型の労働者がほとんどであり、固定化も早くから進んでいた。この層の資本はもともと地場資本として地元とのつながりが強く、地元中心の狭い労働市場の中で良質の労働力の確保を資本が積極的に進め、安定就労を求める地元労働者がこれに編成されていったことによって現在のような形態が作りあげられたといえる。固定化の中で企業帰属意識を醸成することを通じて有効な作業管理・労務管理を進めようとしている。

しかし、相対的に雇用の安定をみせていたこの層ではあるが、事業量の減少に直面する中で下層を中心として雇用の不安定化が進行しており、雇用期間の削減や解雇・下請労働者としての再編が現実化している。また賃金についても木材不況の影響を受けてここ数年横ばい、あるいは減少という事態さえみられる。高齢化と相まって、労働力の再生産が危機的な状況になっているのが現状である。

(2) 事例分析

1) U林務署をめぐる素材生産・造林請負業者

U林務署は道東に位置し、良質の広葉樹を産することで有名であったが、長期にわたる伐採による資源的な劣化から表3-20にみられるように急激に伐採量を減少させてきており、特に広葉樹伐採量の減少が著しくなっている。U町では林務署の広葉樹資源を基盤として発展してきた広葉樹製材業者が存在し、また大規模山林所有者が多く存在するが、主としてこれら製材業者・大山林所有者によって町内の素材生産・造林が担われてきた。林務署の素材生産をめぐるには有力な4業者が存在しているが、急激な事業量の減少の中で大きな転換期を迎えている。1970年代中ごろまでは4業者がそれぞれにセットをもって活発な素材生産活動を行っていたのであるが、83年の調査時には2業者が通年雇用を維持できなくなり半年雇用で事業を行っていたほか、1業者が2セット体制から1セット体制へと規模縮小していた。さらに89年の調査時には半年雇用を行っていたうちの1社がセットを維持できなくなりセットを解散し、町外素材生産業者への請負せに転換したほか、1セット体制に規模縮小した業者もセットを維持するのが困難になってきたためこれを下請けグループ化したのである。以下、各業者ごとにその動向をみてみよう。

K T林業株式会社は製炭業出自の素材生産・造林請負・製材業者であり、2,000haほどの山林を所有している。まず1980年代初期段階の事業の状態をみると、1982年の素材生産量は11,500 m³、造林請負額は3,967万円であり、素材生産労働者12名、女性を主体とした造林労働者12名を雇用していた。素材生産に関しては事業量減少から83年から2セット体制を1セット体制へと縮小し、放出された1セットは地元森林組合下請けとして再編成された。またこの時点では専門化した労働者を固定的に10ヶ月雇用して素材生産セットを編成しており、造林に関しても女子は8ヶ月雇用であるものの男子は冬期間間伐作業に従事させて10ヶ月雇用を維持し固定的な雇用を行っていた。しかし林務署の事業量がさらに減少してきたことからセットの維持が困難になり、86年には残存していた直用素材生産のセットを下請け化し、造林班のみを自社山林の管理を行う必要から直用として残した。造林班の現在の構成は男子4名・女子4名で、道有林及び地元一般民有林の造林・保育作業の請負、自社社有林造林・保育労働を行っている。女子は夏期8ヶ月間のみの雇用であるが、男子は冬期間間伐に従事させて10ヶ月雇用を行っている。下請け化された素材生産セットはK T林業の事業を主体としながら、地元一般民有林や他地域の林産協の素材生産請負を行っている。89年度のK T林業の素材生産量は7,500 m³であった。

S Z木材商行は道有林専門の素材生産・製材業者である。1983年時点ですでに8,000 m³程度の立木量しか確保できなくなっていたため素材生産は冬期のみ行っており、工場と共通のオペレーター5名と半年雇用の日雇い労働者3名でセットを構成していた。84年にはさらに事業量が減少してセットの維持が困難になってきたため、労働者が高齢化していることもあって比較的弱齢のものを工場勤務として残してセットを解散させ、素材生産事業はすべて十勝でも有数の規模を持つK S木材へ下請けに出した。町内の他業者に請け負わせなかったのは「経営の中身をさらけ出

表3-20 U林務署の素材生産量の推移

単位：m³

年 度	立木販売量			製品生産事業量		
	針葉樹	広葉樹	合 計	針葉樹	広葉樹	合 計
1982	40,377	32,518	72,895	5,637	8,150	13,787
1983	36,692	32,233	68,925	4,912	8,890	13,802
1984	32,591	26,756	59,347	5,321	7,282	12,613
1985	29,313	28,689	58,002	6,297	4,940	11,237
1986	31,030	21,993	53,023	6,365	4,888	11,253
1987	35,508	16,862	53,400	2,834	4,042	6,876
1988	41,823	11,684	53,507	3,813	2,334	6,147
1989	29,400	14,600	44,000	3,410	2,090	5,500

資料：U林務署資料

すようなものだから」ということであった。

T E木材工業はフローリング製造と素材生産を兼業しており、山林も所有している。こども1983年時点ですでに事業量の減少から半年雇用でしかセットを編成することができなくなっており、現在でもその形態を継続している。事業量は購入立木3,000m³弱と自己山林の伐採2,000m³で、これを5人で構成されるセット二つで冬期間に生産している。労働者はT E木材工業が直接雇用しているが、夏期は親方が労働者を引き連れて他町村へ素材生産請負にでており、セットが相対的に独立した存在であることをうかがわせる。労働者はいずれも専業でメンバーはほぼ固定化している。

KM商店は製炭業者を出自としており、現在の事業内容は商店・でんぶん加工・醸造等幅広く、林業関連でも造林・素材生産・森林土木・製材・チップと多様な事業を行っている。一般民有林立木の購入を積極的に行っており、比較的安定した事業量を確保しているのが特徴であるが、造林請負に関してはかなり減少してきている。事業量が安定していることから83年から89年の労働者数の変化はほとんどなく、約25名を通年、約15名を冬期間のみ雇用して事業を行っている。

以上のように、減少しつつある立木をめぐる業者間の拮抗状況が素材生産体制の弱体化、雇用の不安定化を招いているのが現状であり、かつて森林伐採量が高水準であった時期の生産体制をそのまま引きずりながら素材生産体制の再編がゆがんだ形で発現しているのがU林務署の事例であるといえよう。こうした事態は遅かれ早かれ他の林務署・営林署でも生じてくることが予測される。業者「保護」のための立木シェアを安定させた販売方法¹⁵⁾が皮肉にも上記のような事態を引き起こしているのである。

2) 株式会社A林業

A林業は1920年代後半に事業を開始した十勝地方の業者で、今日まで一貫して素材生産・販

売を中心に事業を行ってきている。60年には製材も開始したが、設備が老朽化してきたこと、林業不況下で設備更新のメドが立たないことから84年には廃業している。素材生産は当初は三菱系の坑木生産を主体として行っていたが、現在では一般的な素材生産を行っている。素材生産量は減少を続けており、81年度には4万 m^3 であった素材生産量は88年には25,000 m^3 にまで落ち込んでいる。素材生産はほとんど国有林と道有林から購入した立木の自己生産であり、請負量は極めてわずかである。また25,000 m^3 のうち随契によるものは20,000 m^3 であり、残りは公売によって取得している。随契量が減少してきているので採算的にあわなくても公売をとらざるを得ない状況にある。素材生産のほかに造林請負も行っているが、年間請負額は2,000万円程度であり、事業総額の96%は素材生産・販売によるものである。

素材生産は2セット体制で行っている。いずれのセットも常用労働者5名と職員2名の計7名によって編成しており、職員もブルドーザの運転やチェーンソー作業をする能力をもっている。セットの職種別構成はブルドーザオペレーター2名、チェーンソー作業員2-3名、土場作業員2-3名で、ブルドーザ2台を集材に、ログローダ1台を巻立てに使用している。常用労働者の雇用期間はほぼ10ヶ月で、いずれも地元在住の固定的な労働者で、ここ数年は移動は全くない。20歳代の労働者が1名いるが、平均年齢は50歳に近く高齢化が進んでいる。チェーンソーは個人持ちであり、またブルドーザは労働者所有のものと、重機リース会社からオペレーターごとチャーターするものと、重機のみを借り上げるものの3種類がある。賃金はセットごとの団体出来高制であり、機械損料を除いた年取はチェーンソー作業員で350万円、オペレーターで290万円となっている。事業量の減少にともなって作業員の雇用期間を少しでも短期化させざるを得ない状況になっており、セットの再編成を迫られ出しているのが現状である。

造林は夏期に地元の女性ばかりを雇用して行っている。

3) ST林業

ST林業は道北の音威子府村にあって美深林務署の造林・素材生産事業のうち音威子府村内で行われるものをほぼ一手に実行している。事業量はいずれの分野においても減少傾向にあるが、1986年現在で総事業高13,000万円、素材生産事業は道有林立木7,000 m^3 、民有林立木2,000 m^3 で合計9,000 m^3 、造林請負は支庁1,000万円、道有林2,500万円、音威子府村村有林500万円で合計4,000万円となっている。造林請負のうち支庁からの分は林務署の事業量が減少してきている額の穴埋めとして治山造林を回してもらったものである。ST林業は音威子府村内の道有林・民有林の事業をほぼ一手に引き受ける地場林業資本といえることができる。加工部門はもっていない。

ST林業では5月から11月初旬まで造林請負事業を行い、それ以降冬期間は素材生産事業を行っている。労働力編成をみると基幹部分を通年雇用で確保しつつ、高齢者・女性などを夏期だけの造林季節労働者、土木工事重機オペレーターなどを冬期間のみの素材生産季節労働者として雇用して、伐採-造林の間の雇用量の変動や年ごとの事業量の変動に対応している。これら労働

者は20歳代が1名いるほかは、いずれも40歳以上で、勤続年数も男子を中心として長期のものが多。通年雇用の基幹的労働者と夏期造林労働者の個別的性格は表3-21に示したようであり、通年雇用と男子夏期季節雇用部分は専業労働者で地元労働者を固定的に編成していることがわかる。農家の跡継ぎの1名を除いてはいずれも40歳以上で50歳以上が全体の3分の2を占め、高齢化が進んでいる。女子に関しては流動性が相対的に高くなっている。

造林について労働組織と賃金についてみると、社長のST氏が大きな作業の割当や人員配置と班長の任命を行い、班長が現場作業の細かい指示を行っている。刈払い機は会社持ちで、賃金は植え付けが日給制、下刈・地拵えが共同出来高制で、額は植え付けの場合男子11,000円、女子9,000円、出来高制の場合平均で男子15,000円、女子12,000円となっている。素材生産の場合は、ST氏のもとに現場代理人、班長をおいて作業を管理している。チェーンソーは会社持ちで、賃金は日給月給制をとっており、平均日額はチェーンソー作業員12,000円、雑役夫で9,500円となっている。またこのほかに班長には1日700円の手当、通年雇用者には1月に10万円程度の手当を支給している。賃金の査定はST氏が行っている。

道有林の事業量が減少してきていることが大きな問題で、治山造林の請負も道有林からの造林請負の減少分をカバーするだけの額はない。しかし問題なのは単に「仕事不足」の状態にあるというだけではなく同時に労働力の高齢化が進んで潜在的な労働力不足が進行していることである。特にこの地域の過疎化の進行は著しく、将来的な労働力確保の見通しは極めて暗い¹⁶⁾。

4) 有限会社O組

以上述べてきたようにほとんどの素材生産業者は重機を自ら所有せず、労働者に所有させるか、リース会社から重機をオペレーター付きでリースして集材等を行っている。一般的には前者の形態を取るが、比較的規模の大きな資本を中心として後者の形態をとるものも多い。ここでは十勝地方のリース会社を例にとってその実態をみてみよう。

O組は林業労働者であったO氏が1971年に設立した重機リース会社で、集材作業の引き受け手がいなくて困っていた素材生産業者の要請を受けて設立された。現在ではブルドーザ19台、バックホー3台、タイヤショベル1台等を所有している。主たる事業は素材生産業者からの集材作業の請負いであり、実質的にはオペレーターをブルドーザ付きで「派遣」する形態になっている。このほかに開発公社の農地開発事業を十勝農協連を通して請負っている。派遣する会社・機械の台数・期間等は毎年概ね固定化しており、年度始めに年間スケジュールをほぼ決定することができ、仕事が途切れることはほとんどない。このことは素材生産業者の側からいえば派遣労働者・重機をセット体制に固定的に組み込んでいるということができよう。素材生産業者に対して重機のみをリースする場合もある。現在雇用している労働者はオペレーターが13名で、オペレーターとしての仕事がある期間は5月～翌年2月までの概ね10ヶ月で、残りの2ヶ月は機械の整備等を行っている。平均年齢は37-38歳でほぼ固定化している。賃金は日給月給制で1日当たり12,000-

表 3-21 ST林業労働者の状態

番号	性別	年齢	雇用形態	職種	現住所 構成	家族	出身地・ 生家の職業	職 歴	勤 続 年 数	就 労 日 数	所 有 機 械	年 収	家族の就労状況
①	男	42	日雇・年間	伐木造材 造林	咲来	3 (2)	咲来・農家 長男	中卒-農業手伝い・冬期造材-64年よりS林業 (親の代で離農)	22	290	なし	400 妻	アルバイト 20-30
②	男	26	日雇・年間	伐木造材 造林	咲来	4 (2)	咲来・農家 長男	高卒-農協臨時職員-81年よりS林業	5	290	なし	350 父	酪農経営(乳牛45頭) 年間7日程度手伝う
③	男	47	日雇・年間	伐木造材 造林	美深	4 (2)	名寄・農家 次男	中卒-農業手伝い-71年T木材-76年よりS林業	10	230	なし	390 妻	アルバイト 40
④	男	52	日雇・年間	伐木造材 造林	咲来	2 (2)	咲来・農家 次男	中卒-農業手伝い・冬期造材-65年よりS林業	29	300	なし	370 妻	アルバイト 40
⑤	男	52	日雇・年間	伐木造材 造林	美深	3 (2)	美深・家具商 三男	中卒-農業手伝い・冬期造材-70年T木材-76年 よりS林業	9	290	なし	400 長女	スーパーマーケット 160
⑥	男	51	日雇・年間	ブルドーザ 運転	美深	2 (2)	歌登・農家 次男	中卒-農業手伝い・冬期造材-木工場-重機リー ス会社-78年よりS林業	8	290	ブル ドー ザ	1100 妻	森林組合作業班員
⑦	男	65	日雇・ 5-11月	造林	音威子府	2 (1)	歳島・農家 次男	小卒-造林出稼ぎ-農業手伝い・冬期造材-離農-S 林業(当初年間、81年より夏期のみ雇用)	20		なし	200	
⑧	男	54	日雇・ 5-11月	造林	音威子府	2 (2)	中川・農家 次男	卒-農業-離農-S林業16	16		なし	200 妻	コンクリート工場 85
⑨	男	67	日雇・ 5-11月	造林	音威子府	2 (1)	中頓別・農家 次男 温根内・会社員	卒-農業手伝い・冬期造材-開拓農業-離農-S 林業(当初年間、78年より夏期のみ雇用)	16		なし	200	
⑩	女	42	日雇・ 5-11月	造林	名寄	4 (3)	三女	中卒-農業手伝い-主婦-T木材・造林-S林業	2		なし	200 夫 次女	開発局 商店 350 200
⑪	女	49	日雇・ 5-11月	造林	音威子府	3 (2)	歌登・農家 三女	中卒-農業手伝い-主婦-S林業	9		なし	170 夫	労災で休養中
⑫	女	56	日雇・ 5-11月	造林	美深	2 (2)	風連・農家	中卒-農業手伝い-主婦-S林業	3		なし	150- 160 夫	林務署苗畑
⑬	女	37	日雇・ 5-11月	造林	美深	7 (3)	美深・酪農 長女	高卒-農業手伝い-主婦-森林組合作業員-S林 業	2		なし	150 夫	酪農 600

注 1) 1987年6月15日に行った面接聞き取り調査による

2) 家族構成の()内の数字は就業者数

3) 年収の単位は万円, ブルドーザ運転手の年収には機械代がふくまれている

4) 就労状況欄の数字は年収, 単位は万円

13,000円である。新規採用労働者に関しては3年程度の見習い期間を設けて養成していく方法がとられており、養成後の定着率も比較的高いということであった。労働者が比較的若齢で、新規参入者の定着率が高く、雇用も比較的安定しているのが特徴である。

近年政策的な助成を受けて高性能機械を導入する事例が増えているが、十勝地方素生協においても補助金を受けてティンバー・ジャックを導入、これを組合員であるO組に貸し付けて、O組が他の組合員素材生産業者にオペレーター付きで派遣しており、注目されている。

注

- 1) 北海道山林史戦後編編集者会議：「北海道山林史戦後編」, p 1,025.
- 2) 素材生産業者の選定基準は①一般競争参加有資格者であること②年間素材生産量が9,000㎡以上であること③国有林野産物である立木を購入し、素材生産した実績を有するもので、特に国有林経営上密接な関係にあること④素材生産、流通に関する知識、技術を有すること⑤経営状態が良好であること、となっていた。(スリーエム研究会：国有林野事業林業事業体ハンドブック, 1985)
- 3) 素材生産業協同組合の展開過程の詳細に関しては、藤川昇：素材生産業の再編と組織化対策、木材伐出構造の現代的諸側面, 1985, 同：伐出業育成の特徴と素生協, 林業経済研究 No. 109, 1986を参照のこと。
- 4) 藤川：前掲 1986, p 74.
- 5) 藤川：前掲 1986, p 78.
- 6) 藤川：前掲 1986, p 78.
- 7) 北海道素生協連合会では毎年北海道営林局長及び道林務部長に対して陳情を行っている。たとえば1988年度の陳情書の内容をみると、北海道営林局長に対しては①資材の継続的確保－立木販売量の維持増量②立木品位の格付けへの配慮③労災保険料等の負担減への理解協力④原木市への官材の出品への配慮、道林務部に対しては①道有林材処分量の維持増量②労災保険料の負担減への協力③原木市に対する指導と委託販売材の出品④林業機械レンタル事業等融資事業の実現となっており、資材量の確保が最重要の要求課題となっている。陳情項目はここ数年ほぼ同様であるが、道に対する林業機械導入に関する助成要求は近年の低コスト林業への取り組みを反映したものであるといえよう。
- 8) 札幌営林局：北海道の造林事業における労務の実態と将来の展望についての調査報告書, 1970.
- 9) 福島康記：戦後素材生産の展開と停滞の構造、林業の展開と山村経済, 1972, p 119.
- 10) 生井郁郎：素材生産の構造と伐出労働に関する研究Ⅱ, 北海道農林研究 No. 43, 1978.
- 11) 江口英一：現代の「低所得層」, 1979.
- 12) 柿沢宏昭：北海道林業の現局面と資本による労働力編成に関する研究, 北海道大学農学部演習林研究報告, Vol.42 No. 3, 1985.
- 13) 石井寛：地域林業構造に関する実証的研究, 北海道大学農学部演習林研究報告, 第37巻第2号, p 367。SK木材の展開過程については、加納瓦全、小関隆祺、霜鳥茂：「北海道の素材生産構造」, 1955に詳しい。
- 14) 例えば88年度のR営林署管内の実例をあげると次のようになる。

	立木量	出材量	売上高	立木代金	経費	利益
随契	1,138㎡	891㎡	1,462.9万円	572.5万円	579万円	361.4万円
	(うちL104㎡)					
公売	1,151㎡	904㎡	1,561万円	1,360.6万円	500.2万円	▲299.8万円
	(うちL299㎡)					

公売においては立木代金が極めて高いため欠損が生じている。一方で随契に関しての利益率が非常に高くなっている。国有林では経営改善の一環として立木販売における公売比率を高めようとしてきたが、現在なお大半を随契が占めている。随契に関しては極めて良好な条件によって売り払いがなされる一方で、絶対的な立木量の不足から公売の競争が過当化し、資本にとっては不採算なものとなっている。こうしたアンバランスは現状の立木販売政策が公正さを確保できないばかりでなく、業界保護策としても機能できなくなっているという状況を表しているといえよう。

- 15) このことについては本文中で何回かふれたが、宮林署・林務署における業者別立木売り払い量は公表されないため裏付けをとることはできないが、立木売り払い量に一定量の随契枠を設定し、この枠内で随契をもつ各業者のシェアが大きく変化しないように振り分けられており、絶対量の変動はあっても相対的比率が大きく変動することはない。
- 16) かつては鉄道の村として繁栄した音威子府村も、国鉄・JRによる人員合理化、さらには天北線の廃止によって過疎化に拍車がかけれ、道内でも最も人口の少ない自治体の一つとなった。山間の村で農業もふるわず、他にめだつた産業もないことから今後の見通しも極めて厳しい。過疎化にともなう生活環境の劣悪化から若年労働者の定着はほとんどなく、林業労働者確保以前の問題が山積している。こうした状況は程度の差こそあれ農山村・山村に共通してみられる問題である。本論文では地域経済・地域労働市場との関連での分析はほとんど行っていないが、こうした観点からの分析が今後必要とされよう。

第4章 一般民有林をめぐる資本の動向とその労働力編成

北海道においては近年人工林をめぐる生産活動が活発になってきているが、その中心は樹種的にはカラマツであり、林野所有主体としては一般民有林である。本章においてはカラマツ林業に焦点をあてて、成熟しつつある人工林資源を対象として展開する素材生産・造林請負事業体とその労働力編成の動向について分析することとする。分析の対象は量的にまとまりのある資源が成熟しつつあり、この資源を背景としてカラマツ製材の産地が形成されてきた十勝地方を対象とする。

第1節 カラマツ林業の動向

カラマツ林業の動向を述べる前に十勝地方の一般民有林の概況を述べておこう。十勝地方の全森林に対して一般民有林が占める比率は面積で33%、蓄積で23%であるが、人工林のみをとりあげれば一般民有林の占める比率は面積で59%、さらにカラマツ人工林では79%と極めて高い比率を示している。表4-1は十勝地方の一般民有林の概況を示したものである。市町村によって面積・人工林率は大きく異なっているが、いずれも目標人工林達成率は高い値を示しており、盛んな造林活動が行われてきたことがうかがわれる。また人工林に占めるカラマツ人工林の比率もいずれの市町村でも高く、平均で81%にも達しており、十勝全体で9万haを越えるカラマツ人工林が集積されてきているのである。国有林・道有林も含めて考えれば、カラマツ人工林は全森林

面積の13%, 人工林面積の49%を占めており、地域の森林資源の極めて重要な構成部分となってきた。

しかし、第2章でもふれたように北海道の人工林、特にカラマツ人工林は極めて偏った資源構成を示しているのが特徴である。カラマツが一過性の資源と呼ばれるゆえんである。人工造林面積が急速に減少するとともに、造林樹種がカラマツからトドマツ・アカエゾマツへと変化していったことが原因である。1960年代から70年代前半にかけて集中的に形成された造林地がカラマツ人工林資源の中核であり、これら造林地は保育が主体となった時期を経て、現在は政策的な助成もあって間伐が集中的に行われており、一部に林地転用を含みつつ皆伐が次第に増加しつつあ

表4-1 十勝支庁管内の一般民有林の概況 (1989年)

単位: ha, %

市町村名	森林面積	目標人工林面積	人工林面積	目標人工林達成率	カラマツ人工林
音更町	10,384	6,600 (64) ¹⁾	5,044 (49) ²⁾	76	4,705 (93) ³⁾
士幌町	5,948	4,600 (77)	3,549 (60)	77	3,409 (96)
上士幌町	6,288	5,050 (80)	3,938 (63)	78	3,533 (90)
鹿追町	3,068	2,520 (82)	1,971 (64)	78	1,691 (86)
新得町	10,202	7,500 (74)	6,123 (60)	82	4,517 (74)
清水町	6,848	4,600 (67)	3,656 (53)	79	3,155 (86)
芽室町	7,100	4,650 (65)	3,681 (52)	79	3,266 (89)
中札内村	2,294	1,790 (78)	1,374 (60)	77	1,113 (81)
更別村	2,513	2,300 (92)	1,931 (77)	84	1,628 (84)
忠類村	3,327	2,230 (67)	1,885 (57)	85	1,428 (76)
大樹町	12,228	7,380 (60)	5,547 (45)	75	3,983 (72)
広尾町	15,299	8,500 (56)	6,002 (39)	71	4,112 (69)
幕別町	8,491	6,060 (71)	4,990 (59)	82	4,522 (91)
池田町	22,469	12,800 (57)	9,662 (43)	75	9,102 (94)
豊頃町	20,925	10,450 (50)	7,551 (36)	72	5,938 (79)
本別町	11,820	6,600 (56)	5,269 (45)	80	4,774 (91)
足寄町	35,766	18,900 (53)	13,531 (38)	72	11,335 (84)
陸別町	12,133	8,500 (70)	6,560 (54)	77	4,769 (73)
浦幌町	31,265	18,700 (60)	15,865 (51)	85	11,431 (72)
帯広市	5,348	3,670 (69)	2,763 (52)	75	1,806 (65)
合計	233,716	14,3300 (61)	110,892 (47)	77	90,217 (81)

資料: 十勝支庁資料

注1) () 内は目標人工林率

注2) () 内は現在の人工林率

注3) () 内は全人工林に占めるカラマツ人工林の比率

る時期にある。ところがこうして林業生産活動が活発化してくる一方で、林家の林業経営意欲の低下から皆伐跡地が放置される状況が生じてきているといわれている。こうした状況について以下にみていくこととしよう。

カラマツ人工林に対する生産活動は現在極めて活発に行われている。全国的に間伐問題が焦点になる中で間伐に対する補助金が整備され、多くの森林組合がこうした制度を利用しつつ間伐を積極的に働きかけたことから間伐が進展し、カラマツ製材業が急成長を遂げてカラマツ素材の需要が旺盛になったことが主たる要因である。除・間伐事業実績も83年には7,553ha、87年には9,357haと増加傾向をたどっており、78年にはわずか2,415haであったことを考えると極めて急速に間伐が

表4-2 十勝支庁管内のカラマツ人工林齢級別・伐採方法別伐採材積(1988年) 単位：m³

齢級	主伐材積	間伐材積
I	0	0
II	0	0
III	1,797	16,878
IV	9,145	82,777
V	15,456	60,647
VI	9,560	31,490
VII	22,726	10,108
VIII	7,863	173
IX	18,993	181
X	6,665	0
XI	0	0
XII	0	0
XIII	1,208	0

資料：十勝支庁資料

進展したことがわらう。また、表4-2はカラマツ人工林の齢級別・伐採方法別伐採材積を示したものであるが、IV齢級を中心として年間約20万m³の間伐材が生産されている一方で、皆伐はVII齢級をピークとしながらも低齢級の間伐・除伐対象林分に対しても行われていることがわかる。V齢級以下の皆伐は全皆伐面積の36.8%を占めており、林業経営の放棄が進んでいることを示している。しかし、十勝におけるカラマツ人工林生産の主体は間伐であり、現在存在するカラマツ人工林に対しては一定の施業がなされており、政策的な助成策が効果を上げているといえることができる。

さて、上記のように間伐が進展しつつも低齢級林分を含んで皆伐が行われているが、注意しなければならないのはこの皆伐跡地に対する再造林活動が極めて低調であるということである。1987年度を例にとってみると人工林皆伐面積は521haであるが、これに対して同年度に行われた再造林面積は192haにすぎない。さらに同年度の人工林の林地転用面積をみると245haであり、そのほとんどは耕地・人工草地への転用である。そして差引約85haは伐採後放置されていると考えられる。すなわち皆伐跡地に再び造林が行われるのは約37%にすぎず、約47%が主として農地に転用され、約16%が放置されるというのが現状なのである。農産物市場の国際化時代を迎えるなかでの農家の経営規模・基盤拡大に対する強い要求が農地転用の背景にはあるが、林業不況・木材価格の低迷・林業経営意欲の低下あるいは喪失が再造林活動を低迷させていることは疑いのない事実であろう。こうした状況が続けば将来、深刻な「資源危機」を招きかねないといえよう。

以上のように偏った齢級配置を示しながらカラマツを中心とした人工林が集積され、人工林間伐が補助対象となったことで人工林生産が間伐を中心として進展する一方で、皆伐跡地への再

造林が極めて低調であり、人工林資源の再生産構造が破綻しているのが現状である。

第2節 カラマツ製材業の動向

カラマツ林業に関して詳細な研究を行った北尾邦伸は、「カラマツ丸太生産業は製材業の発展に従属して展開してきた」¹⁾と指摘しており、製材業の理解なしに素材生産業の分析を行うことは不可能である。したがって、本節ではカラマツ製材業の動向について概況をおさえた上で、製材工場の原木集荷方法について詳述することとする。

1. カラマツ製材業の概況

カラマツ製材品の生産動向をみると図4-1のようになる。生産量は1985年まで急速に伸長し、その後円高不況の影響を受けて減少するが、87年には再び上昇し始めている。生産品目別にみると梱包材・ダンネージ・パレット材が高い比率を占めており、梱包材の中では仕組板が急速にその比率を高めていることがわかる。すなわち梱包材の中でも定尺材に比べて単価の高い仕組板へと生産の主力を移行させてきているのである。この傾向は「先進地」である十勝地方において特に顕著であり、すでに全生産量の過半が仕組板となっている。一方建築材は極めて低い比率を占めるにすぎず、なおかつその比率は低下しつつある。

次にこうした製品の出荷先をみると製材・土木は道内消費の比率が高いが、その他の品目では道外消費が圧倒的に高い比率を占めており、特に京浜地域への出荷がほとんどを占めている(表4-3)。輸出製品の梱包材が主用途のため京浜市場へ販売が集中するのであり、近年の日本経

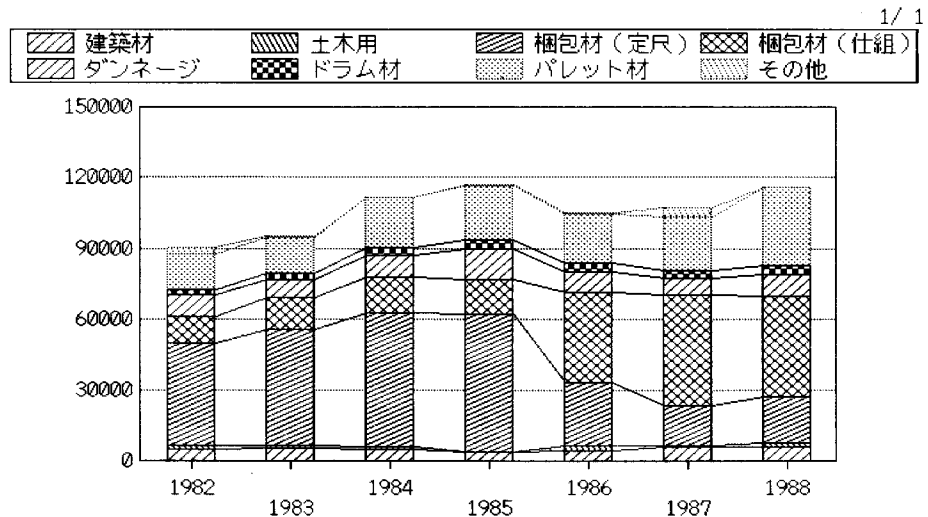


図4-1 十勝支庁管内のカラマツ製材生産量の推移

資料：カラマツ製材流通表

表4-3 十勝支庁管内で生産されたカラマツ製材品の出荷先（1988年）

種類	単位：m ³			
	道内	京浜	中京	阪神
建築用材	4,825	300	716	1,016
土木用材	487	146	0	0
梱包定尺材	41	14,528	1,455	426
梱包仕組板	134	45,540	935	1,000
ダンネージ	0	6,875	0	41
ドラム材	0	2,892	0	0
パレット材	391	3,063	360	3,423

資料：図4-1に同じ

済発展の原動力となった輸出産業に大きく依存した特異な製材業ということができよう。また、梱包材市場は低価格競争力が要求されており、「低価格を前提とした安定供給以外に、今後の販路拡大の途も見いだせない」²⁾状況にある。逆に言えば生産者に対して極めて厳しい合理化を迫る構造となっているといえよう。仕組板という極めて複雑で正確さを要求される注文に対応しつつ、強力な価格競争力を備えることを要求されてきた結果として、今日のカラマツ製材業は専門化かつ合理化された生産工程を持つ極めて「近代化」された製材業として立ちあらわれているといえよう。

こうした製材業を担ってきたのは北尾も指摘しているように、規模の大きなカラマツ専門の製材業者である。表4-4はカラマツ製材工場の製材総生産量と一工場当たり平均生産量の推移を示したものであるが、85年以降の円高不況において総生産量が減少するなかでも、大規模工場が規模をなお拡大していることと中小規模工場の脱落が続いていることから一工場当たりの生産量は着実に上昇してきており、5,000m³を大きく越えるまでになっている。また、原木消費量からみるとカラマツがそのほとんどを占めており、なおその比率が上昇する傾向にある。北尾が指摘した傾向は現在もなお続いており、円高不況の中で競争力のあるカラマツ専門の大規模工場の力がますます強まっていく状況にある。ここで88年現在のカラマツ製材工場の規模について原木消費

表4-4 十勝支庁管内におけるカラマツ製材工場の動向

年	総生産量 (m ³)	工場数	一工場当たり平均総生産量 (m ³)
1982	123,673 (90,197)	36	3,434
1983	126,949 (95,657)	38	3,341
1984	139,846 (111,551)	38	3,680
1985	133,991 (118,374)	34	3,941
1986	131,863 (103,861)	32	4,121
1987	125,441 (107,289)	27	4,646
9188	135,477 (116,535)	25	5,419

資料：図4-1に同じ

表4-5 十勝支庁管内カラマツ製材工場の原木集荷方法の推移

単位：m³

年	立木購入		購入した素材	賃 挽 材	合 計
	自己生産	下請生産			
1982	18,614	18,999	130,841	2,728	171,182
1983	31,629	26,208	140,427	2,932	201,196
1984	27,704	32,494	165,424	2,156	227,778
1985	9,481	45,927	171,525	1,082	228,015
9186	17,593	22,331	160,444	7,808	208,176
1987	7,093	31,091	195,226	7,993	241,403
1988	7,990	36,352	215,454	9,031	268,827

資料：図4-1に同じ

規模からみると1万m³以上が7業者, 5,000から1万m³が9業者, 1,000-5,000m³が3業者, それ以下が8業者となっている。このうち1万m³以上層の業者で全原木消費量の59%, 5,000m³以上層では94%を消費していることからわかるように, 大規模業者に生産が集中しており, 2万m³を越える工場も存在する。こうした大規模工場はほぼカラマツ専業であり, それより下層の5,000m³前後の工場はカラマツ以外の針葉樹を相当量挽いている兼業工場, さらにそれより下層の数百m³の工場は主として個人経営の賃挽き主体の零細工場となっている。

前述のようにカラマツ製材品の主たる消費地は京浜地方であり, 仕組板などは多種目少量生産が必要なため, 必然的に商社機能の存在が極めて重要になっている。現在十勝地方では大手カラマツ製材業者がこうした商社機能の大半を担っており, 中小規模業者の多くはその系列下におかれている。具体的に言えばS, S木材工業, Yの3製材業者が消費地商社と密接な連携をとりつつ, 消費地からの注文を系列間に分配し, 集荷しているのである。

2. カラマツ製材工場の原木集荷方法

カラマツ製材工場の原木集荷方法の推移についてみると表4-5のようである。素材の購入によってほとんどの原木を手当しており, さらにその傾向は83年以降強まっている一方で, 立木購入-自己生産の比率が特に低下しているのが特徴である。これは一面では製材工場のさらなる「合理化」が進行していること, 一面では森林組合林産事業・素材生産事業体が成長してきていることを示している。

さて, 以上のことを具体的に製材工場に即してみよう。表4-6は十勝支庁管内にあるカラマツ製材工場の原木集荷形態について一覧表として示したものである。総体として購入素材が全体の8割という圧倒的な比率を占めているものの, 森林組合製材工場と一般の製材工場では仕入方法の構成比がかなり異なっている。まず一般の製材工場では素材購入への依存率が9割に近

く、自ら立木を購入して下請け事業体または直営作業班を使って伐採を行って素材を利用する方法はほとんどとっていない。例外的に行っているのがSとKチップ工業であるが、聞き取りによればこれら資本が直営素材作業班をもっているのは、Sの場合は「他の素材生産事業体に対する牽制」ということと原木消費規模が大きいことから生じる集荷ムラに対する危険担保的な意味からであり、またKチップ工業の場合は自社社有林を所有しているためその作業班的な意味からで

表4-6 十勝地方におけるカラマツ製材工場の集荷方法別原木集荷量

単位：m³

名称	立木購入 自己生産	立木購入 下請生産	購入材	受託材	合計
一般業者					
TK木材	0	0	5	0	5
MT組合	0	0	10	0	10
IM木材工業	0	0	136	0	136
TS（個人）	0	0	0	140	140
ST木材	0	0	0	200	200
TI木材	0	0	0	351	351
ND木工場	0	0	315	410	725
SH木材	0	0	575	200	775
Tカラマツ加工協同組合	0	0	4,239	0	4,239
MD木材工業	0	0	4,242	0	4,242
US木材店	200	0	5,504	0	5,704
WB木材工業	0	1,200	4,924	0	6,124
OK木材工業	0	0	0	6,515	6,515
Kチップ工業	3,500	0	4,000	0	7,500
TS木工場	0	0	8,996	0	8,996
FJ木材工業	0	0	10,592	0	10,592
AY製材工業	0	0	11,000	0	11,000
Y	0	0	16,904	0	16,904
SG製材所	0	0	21,406	0	21,406
S	1,602	3,275	24,737	0	29,614
S木材工業	0	900	38,162	0	39,062
森林組合					
N森林組合	1,791	0	1,100	1	2,891
A森林組合	0	1,530	8,684	32	10,246
T森林組合	0	7,201	4,269	145	11,615
I森林組合	0	0	11,891	0	11,891
NT森林組合	0	13,070	0	0	13,070
O森林組合	0	3,915	13,535	0	17,450

資料：カラマツ製材流通表

あり、いずれも原木集荷方法としては副次的なものである。これに対して森林組合では素材購入の比率が59%と低い一方で、立木自己購入—請負せ生産の形態の比率が高くなっている。これは森林組合が組合員からの立木を買い受けてこれを工場原料としていることと、作業班を下請化していることを示している。以上のことから一般の製材工場への原木出荷をめぐって、多くの素材業者及び素材流通業者、森林組合においては下請化された作業グループが存在し、製材工場直用あるいは森林組合直用作業が占める領域は極めてわずかなものであるということができよう。次に個別業者ごとにその原木集荷方法について具体的にみてみよう。

まず、大手資本であるS木材工業を事例として述べると次のようである。表4-7は88年度における同社のカラマツ素材の業者別入荷量を示したものである。年間5万 m^3 をこえるカラマツ素材を地域的にも性格的にも多様な30を越える業者から集荷してきているが、上位5社で56%、9社では69%を占めており、中心的な業者で大半の原木を確保し、さらに広範な業者から補完的に材を集めてくる構造になっていることがわかる。主力業者を個別的にみると例えばS町森林組合は製材工場をもたない森林組合で安定的な供給者であり、KI木材店やO木材店は小規模素材業者として長期間にわたり材を供給し信頼関係を築いており、王子木材はS木材工業がまだ商社機能を十分発揮できなかった時代にその機能を果たしていた。こうした主力業者を確保することによって製材業者は安定的な原料確保が可能となり、一方で素材供給者、特に小規模素材業者は経営の安定化を図るとともに例えば原木がダブついているときなどに製材工場に「無理を聞いてもらう」ことが可能となるのである。また、こうした素材供給者は大きく素材業者・商社・森林組合に分かれるが、実際に素材生産過程を実行するのはこの下に存在する下請事業体や労働者グループの場合が多く、素材生産・流通構造は極めて複雑な様相を呈しているのである。

次に同じく業界大手のSであるが、ここでは前述のように直営労務班をもっているのが特徴

表4-7 S木材工業の主たるカラマツ原木入荷先別入荷量

単位： m^3

入 荷 先	入 荷 量		備 考
	1987	1988	
S町森林組合	7,201	10,983	隣町の製材工場を持たない組合
K木材店	4,713	5,843	小規模素材生産業者
O木材	2,502	5,400	紙パ系商材
M物産林業	1,339	4,729	商社系
SK木材	4,378	4,716	旧坑商材
O木材店	4,118	2,900	小規模素材生産業者
H町森林組合	1,102	1,950	日高地方の組合
Y木材店	1,747	1,811	小規模素材生産業者
I木材店	3,114	1,767	小規模素材生産業者

資料：S木材工業資料

である。Sでは年間約7万㎡の素材を集荷しているが、このうち4万㎡を素材で購入し、2万㎡を立木購入－自己生産し、残り1万㎡は国有林・道有林の処分材を下請を使って生産している。素材購入は森林組合やKS木材など大手の素材業者や商社から行っている。自己生産については直営直用労務班と専属的な下請とを併用して使用しており、組織防衛的な意味あいをもたせている。すなわち一定程度の自己生産分をもつことにより、原木集荷を安定化させるとともに、素材生産コストの実態を掌握し、他の業者を牽制することができるのである。こうして集荷した7万㎡の素材のうち自社工場で消費するのは4万㎡のみであり、残り3万㎡は系列工場に配材している。Sの場合、子会社・系列会社として3社3工場をもっており、自社工場で長尺材を挽き、系列工場で短尺材・中間材を挽かせるなど、工場間での分業化を進めることによって生産過程の合理化を図っており、これにあわせて各工場にあった材を分配している。系列化は製品生産・流通のみではなく原木流通についても行われているのである。

こうした原木流通を可能とさせているのは素材生産現場において採材・仕訳の指導を徹底させていることである。製材工場において仕組板の生産を行う場合、多様な規格の板を生産しなければならず、そのため伐倒した際にそれぞれの工場にあった採材・玉切りをしておく方が効率的といえる。そこで各製材工場は納入業者に対して細かい採材を指示するのであり、素材生産事業体もこの指示に従って作業を行っているのである。

次に大手製材業者の系列下にある工場についてみてみよう。SG製材所はSの系列下にあり、製品の8割以上をSを通して受注・生産・出荷している。同社では年間約2万㎡の原木を消費するが、すべて購入素材で、主力4～5業者を中心として合計12～13業者で原木を確保している。最大手の原木購入先がSで、年間6,000㎡のものぼり、これに続いて3,000㎡程度納入しているのが同じ町内のM町森林組合と、ほぼ専属の小規模素材業者であるIT木材である。

以上のように原木集荷についても製品出荷と歩調をあわせて系列化が進んでおり大規模な製材業者が強力な原木集荷力をもつようになってきている。しかし繰り返して述べてきたように、こうした業者は多くの素材・商材業者によって原木集荷を行っているのであり、実際に素材生産過程を担っているのは多くの小規模素材生産事業体なのである。

第3節 カラマツ素材生産・造林請負事業体の動向

1. カラマツ素材生産事業体の動向

カラマツ素材生産業の全体的な動向を把握するのは極めて困難である。唯一の統計である「カラマツ素材流通表」も生産された素材の所有者に対する調査であるため下請事業体は調査対象からはずされており、請負素材生産もカウントされていないため、素材生産事業体の現実の動向をカバーするものとはなっていない。このため素材生産事業体の現状と動向に関する把握は実態調査を積み重ねることによってのみ可能となる。本節ではカラマツ素材流通表により素材生産

の全体的な動向を把握したのち、実態調査からとりまとめた素材生産業の動向について述べることにする。

表4-8はカラマツ素材流通表で把握されたカラマツ素材生産量と素材業者数の推移を示したものである。素材生産量は1970年代には10万㎡台を上下していたが、80年代前半に急激に増加し30万㎡を越えるに至った。85年以降は円高の影響を受けて生産水準が低下したが、それでも29万㎡近い生産量を維持しており、さらに88年には30万㎡台に回復した。一方素材業者数は生産量の増加にもかかわらず比較的安定した推移を示しており、一業者あたりの事業規模が拡大してきていることがわかる。経営形態別にみると会社形態が増加する一方で、個人有林の自伐と考えられる個人形態が乱高下を繰り返しながら減少傾向にあるのが特徴である。

次に素材生産の実行形態をみると自己生産の比率が70年代後半から80年代前半にかけて低下し、生産を請け負わせる比率が上昇してきており、87年にはほぼ5割にまで達した。このことは一方で下請を行う事業体が広範に展開してきていることを意味している。また、販売先をみると、自家消費が84年まで上昇した後低下している一方で、一時シェアを落していた商社・集荷業者が自家消費・直販にかわってシェアをのばし始めている。これはカラマツ製材工場が立木購入から商社・集荷業者を通した素材購入へと原木集荷方法を転換させたことを意味しているとみ

表4-8 十勝支庁管内のカラマツ素材生産の推移

単位：㎡，業者数

年	生産量	形態別素材業者数						
		合計	市町村	森林組合	営林署等	林協	会社	個人
1972	102,472	50						
1973	157,944	77						
1974	160,698	74						
1975	122,250	63						
1976	130,003	68		19	1		24	24
1977	133,577							
1978	130,078	87		19	4	1	31	32
1979	153,878	101		20	4	2	44	31
1980	202,282	84	7	19	5	2	39	12
1981	250,100	99	6	20	5	2	46	20
1982	250,330	79	5	20	5	2	36	11
1983	327,826	102	6	20	5	3	51	17
1984	328,108	101	11	20	5	2	52	11
1985	332,788	117	13	20	7	3	53	21
1986	287,307	108	14	20	7	4	56	7
1987	285,726	109	12	19	7		60	11

資料：カラマツ流通調査表

注：1977年に関しては素材業者数は得られなかった

られる。

また、もう一つ特徴的なことは森林組合による素材生産量が全体の56%を占めていることである。全道的には森林組合林産事業が停滞的であるなかで、十勝地方のカラマツ素材生産に関しては森林組合が極めて重要な役割を担っているのである。素材生産規模も大きく一組合平均7,000㎡で、1万㎡を越える組合も5組合存在している。第2章でも述べたように国有林・道有林を生産対象とした素材生産事業者が伝統的に力を持っている北海道において森林組合林産事業が展開できる余地は小さく、民有林においてもシェアを伸長させることが困難であった。しかし、民有人工林に関しては森林組合が造林・保育を手がけてきたこと、特に間伐に関しては補助金の取扱者でもあることを反映して、素材生産において大きな役割をはたしているのである。とはいえ、自己生産の比率は低く生産量の66%は下請をつかって生産しており³⁾、森林組合作業班の下請化を顕著に示している。

これに対して一般の素材業者の生産規模は極めて零細で、自伐の割合も相当高いが、これは個人有林の自伐を示していると考えられる。また社有林については自己生産する比率が非常に高いことが指摘できる。

次に聞き取り調査によって明らかになった素材生産業の構造についてみてみよう。

流通経路や下請関係は複雑であるが、実際に素材生産に携わっているものは、主として森林組合傘下に存在している小規模な下請労働者グループ（aタイプ）と、自ら立木購入を行いある程度自立的な展開をみせている独立した小規模素材生産事業者（bタイプ）の二つに分かれる。さらにこの他に大規模社有林が抱える直営労務班（cタイプ）、国有林・道有林事業者が抱えるカラマツ伐採のための組織体・セット（dタイプ）などが存在する。こうしたタイプ別の素材生産シェアを明確に明らかにすることはできないが、仮にcタイプのものが会社有林からのカラマツ素材全量を、dタイプのものが国有林からのカラマツ素材全量を生産していたとしても、全体に占める両者のシェアは約22%であり、a・bタイプのシェアが高いことがわかっていく。実際には国有林からのカラマツ素材生産のかなりの部分はbタイプによって担われていると考えられ、カラマツ素材生産は基本的にa・bタイプといった小規模零細な事業者・労働者グループによってそのほとんどが担われているとみてよいのではないかとと思われる。

aタイプは森林組合やその他素材業者・流通業者・製材業者等の下請作業を専門に行い、自ら立木を購入する行動はほとんど行わない労働者グループで、グループの組織者（以下、親方とする）も労務管理をしつつ現場で働くことが多く、一般に零細な森林組合下請作業班という形で存在している。これに対してbタイプの素材生産事業者は、自ら立木を購入し伐採を行いながら、事業量確保のために下請作業も行い、相対的に自立的な展開をみせている事業者である。こうした事業者は親方が立木購入を行いながら総括的な労務管理を行うという形態をとるが、一人の親方による立木購入・労働者掌握の限界は年間事業量1万㎡強という水準であり、これに向けて素材生産事業者間の競争が行われてきたのである。しかし個人業者の色彩が極めて強く、親方の引

退により解散を迫られることになるおそれが強い。cタイプは大規模社有林の管理・生産を行うために組織された直営労務班であり、専ら社有林の事業に従事させ請負などを行うことはない。社有林資源内容の充実と事業を安定・継続して行うことが労務班を維持する主たる目的であるため、一部を社員化しつつ基幹部分の労働者を常用として直接雇用している。dタイプは国有林・道有林事業体が抱える素材生産セットである。国有林・道有林においてもカラマツ人工林の成長に伴って間伐を行う主体を育成する必要に迫られ、当初は直用の作業員によって実行していたが、事業量が増加してきたことから請負や立木販売を活用するようになり、従来から関係のあった素材生産・造林請負事業体を間伐実行部隊として仕立てあげたのである。この場合、造林請負事業体においては急減している造林請負事業の穴埋めとして積極的に間伐事業を導入して造林作業員に行わせており、雇用の安定化・通年化に一定の役割を果たしている。ただし、国有林・道有林関連の素材生産事業体の場合、天然林伐採用のセットを編成しており、これらセットによってカラマツ間伐を行うのことは次節に述べるように非効率的であるため、a・bタイプの事業体の下請けさせることが多い。

カラマツ製材業の発展に牽引された形で素材生産業は「活況」を呈してはいるが、一方でそれは低立木価格と次節以降で述べるような低賃金によって支えられたものである。また、前節で述べたように価格競争力が要求されており、競合材としてのラジアータパイン等の円高による価格低下の影響は直接的にカラマツ材の価格に影響している。しかもこうした影響は、規模が大きく強大な原木集荷力をもった製材業者による素材買入れ価格の切り下げという形でそのまま素材生産業者に転嫁されているのである。

また素材生産の拡大は一面では資源の有効利用を促進しているものの、基本的にカラマツ素材生産業は質より量をこなさなければならないという現状を反映して素材生産事業体間の立木獲得競争は激しく、事業量確保のための低齢級林分の皆伐という事態を引き起こし、資源破壊をすすめているという面も否定することはできない。

前章において国有林・道有林の天然林資源の劣化から関連素材生産事業体が苦境に陥っていることを述べたが、こうした事業体はその代替としてのカラマツ素材生産への指向を殆ど持っていない。それは上述のようなセット編成の相違、流通過程におけるうまみの少なさ、立木獲得のわずらわしさ等によるものである。北海道林業は全体としては天然林主体から、天然林・人工林併存へと移行しているが、素材生産の担い手に関しては分離しているのが現状であり、これら担い手が天然林から人工林へと生産対象を移行させているわけではないのである⁴⁾。

いずれにせよカラマツ素材生産事業体は「転換期」において新たに展開してきたものであるが、その展開は基本的にはカラマツの低価格性と製材工場主導で形成されたカラマツ林業における素材生産事業体の従属的位置づけに規定されており、量的な活況は示しているものの、今後の素材生産業の展望を示し得ないのである。特に1985年の円高以降は素材価格の低落を受けて過酷な素材生産コストの切り詰めに強いられている。労働単価を切り下げる例も生じ、労働者の生活

に深刻な影響を与え、事業体経営も悪化した。87年には若干市況が回復したものの、作業過程の合理化はほぼ限界まできており、労働力不足傾向の中で賃金をこれ以上切り下げることは不可能であり、道産カラマツ利用の質的転換を行わない限り、カラマツ素材生産業をめぐる状況はますます厳しさを増すことが予測される。

2. 造林請負事業体の動向

造林請負事業体に関する資料・統計類はまったく欠如しているため、主として聞き取り調査からその実態を述べることにする。民有林における人工造林は一般的に森林組合が実行主体となっており、下請作業班によって行われる場合が殆どである。会社有林においては素材生産のところで述べたCタイプの直営労務班がこれに当たる。また第2章で述べたように統計上では一般民有林における造林はほぼ100%森林組合が行っており、シェアとしては森林組合下請け作業班によるものが圧倒的に高いとみられる。森林組合下請作業班には素材生産Aタイプの事業体が兼業するものと、造林専門の零細で脆弱な労働者グループの二つのタイプがあるとみられる。いずれも造林事業量の急激な減少から一つの事業体当たりの造林請負量は極めて小さいものとなっており、特に後者のタイプについては小規模零細なグループとしてしか存在できなくなっている。ただ、造林請負を行うにあたっては資本投下は殆ど必要なく、労働者に対する技術的要求は低く、零細な労働者グループでも事業実行に支障はなく、また造林事業量自体が急速に減少して極めて低水準に停滞しており、今後もそうした傾向が続くと考えられていることから造林請負業に関しては構造改革についての要求は現実化していないのが現状である。

第4節 カラマツ林業をめぐる労働過程と労働力編成

1. 素材生産をめぐる労働過程と労働力編成

カラマツ人工林を対象とした素材生産過程と国有林・道有林の天然林を対象とした素材生産過程とは、チェーンソーとブルドーザを基軸とした作業セットによって実行する点において基本的に同様であるが、労働対象の相違からいくつかの点で相違がある。

まず第一に伐採対象木は齢級が一般に比較的低い造林木で径級が細く通直であり、伐倒作業が比較的容易であるため、天然林の大径材を伐採する場合とは異なって熟練労働者を必要としない。新規参入者でも安全上や素材価値実現上の問題を問わなければ作業をこなすことができる。こうしたことから伐木労働者でも新規参入者の比率が相対的に高く、流動性も相対的に高くなっている。第二にブルドーザによる集材対象木は通直な小径木が主体で、後述のように間伐の場合は単幹集材のため高度な集材技術は特に必要とされず、また使用するブルドーザは小型で比較的小規模にまとまった林分内での作業になるため運転技術に関しても高度なものは必要とされない。第三に人工林間伐作業などでは単幹集材を行う場合が多いので、チェーンソー作業員が伐倒・枝

払い・玉伐から、ある程度まで人力で集材する作業を一貫して行う。このため、作業の流れは図4-2のようである。職種はチェーンソー作業員とオペレーターに二分されており、現場に応じてブルドーザ1台に対してチェーンソー作業員3-8名を組み合わせてセットを構成している。以上のようにセット構成が単純で、労働内容も高度な技術を必要としないのがカラマツ素材生産労働過程の特徴である。

労働力編成に関しては固定化が遅れているが、その反面若齢者の比率が比較的高いのが特徴となっている。天然林伐採に比べて熟練が要求されない作業のため、未経験者の新規参入が比較的容易で、賃金水準も一般的に低い。このため一定の若齢者の参入があり年齢構成も相対的に低くなっているが、こうした若齢層は流動性が高く定着性が低いため固定度が上昇しないのである。また小規模な事業体が族生しているため、労働者の事業体間移動も相対的に多い。しかし、大規模社有林の直用部分や比較的歴史の長い個人事業体などでは通年化・固定化・専業化を進めて高効率の労働力編成を行い、相対的に高い賃金の支払を可能とさせているところもある。

こうした小規模な素材生産事業体のもう一つの特徴はブルドーザ・車両類を親方が所有していることが一般的なことである。これは、労働者の固定化度が低いことと、小規模な現場を数多くこなすため一定数の重機を持って機動的に対応しなければならないことを反映しているものとみられる。

賃金に関しては出来高制によって労働者を管理していることが特徴である。カラマツ人工林伐採に関してはカラマツ材の価格形成力が弱いことを反映して素材生産単価を極力低く抑えなければならないため、質的な面よりは量をいかにこなすかが極めて重要となっている。また労働者の流動性が高く、雇用者による労働者の掌握が充分でなく、こうしたことから伐採に関しては採面割を行って個人出来高性を採用することにより、作業能率の向上と労働者管理を図っているのである。

以上のように天然林伐採とカラマツ人工林伐採の労働過程と労働力編成は大きく異なっている。天然林伐採の場合、労働者、特にチェーンソー作業員の技能度が高く、これを資本は高賃金で固定化し編成しているほか、ブルドーザも大型のものが使われている。こうした作業セットをカラマツ人工林伐採に利用した場合、投資効率は極めて低くなってしまふ。このため前節にも述べたように国有林・道有林において天然林伐採を行っている資本は、人工林伐採を受注しても既存のセットをこれにふりむけることはできず、下請に発注するのが一般的なものである。

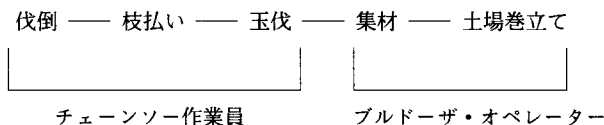


図4-2 カラマツ人工林における素材生産過程

2. 造林をめぐる労働過程と労働力編成

カラマツ造林をめぐる労働過程の特殊性なるものは存在せず、前章に述べた造林労働過程と変わることはない。

6カ月間の季節雇用を行う女子労働力と冬期間間伐に従事する男子労働力を組み合わせて作業を行うのが一般的である。造林の事業量自体が急速に減少してしまったことから、造林專業の場合は極めて小規模な労働者グループとしてしか存在できない。素材生産・造林兼業事業体においては、多くの場合造林・保育・間伐をすべてこなせる労働者を雇用して対応している。

3. 地域労働市場における位置づけ

第3章において地域労働市場の構造と、そこでの国有林・道有林をめぐる労働者の位置づけについて簡単に述べた。ここではそれと比較しつつカラマツ林業労働者の位置づけについてみていくこととする。

まず、素材生産労働者であるが、労働過程と労働力編成のところで述べたように、流動性の高い未・非熟練労働者の占める比率が天然林伐採を行う労働者に比べて高いのが大きな特徴である。これら労働者は日雇労働市場の中で業種間・業者間の移動を繰り返しているもので、国有林・道有林事業体に雇用されている労働者に比較して労働条件も低い。技能に対する要求度が低いため日雇労働市場の中でも中層以下に位置する労働者がより高い賃金を求めて業者間を渡り歩くというのが典型的な状況である。このため若年労働者の比率も比較的高い。

しかし、カラマツ素材生産においても「熟練」は形成される。素材生産事業体の中でも資本機能を発揮しているところではこれら「熟練」労働者を組織化して、高能率の作業体系を形成しつつ相対的に高い労働条件を保証しているが、一般的には「熟練」労働者は出来高制賃金のもとの労働力の切り売りを強いられているのが現状である。素材生産事業体の労働力編成のあり方によって労働市場においておかれる地位が大きく異なってくるのである。

造林労働者については国有林・道有林とはほぼ同じである。ただ、一般に一般民有林をめぐる造林請負事業体は極めて劣弱であるため、雇用の不安定さがより強く、まさに地域労働市場の最底辺層を形成しているといえよう。

第5節 事例による事業体と労働力編成の類型分析

第3節の分析からカラマツ林業をめぐる素材生産・造林請負事業体は以下のようにタイプ分けできる。

- ①主として森林組合下請けとして存在する小規模零細な素材生産・造林請負事業体（Aタイプ）
 ……………素材生産aタイプ（一部造林兼業）+造林請負専門零細事業体

- ②相対的に独立して活動を行う小規模素材生産事業体（Bタイプ）
……………素材生産bタイプ
- ③大規模社有林の総合的管理・生産を行う直営労務班（Cタイプ）
……………素材生産cタイプ（造林兼業）
- ④国有林・道有林事業体がつカラマツ間伐作業班（Dタイプ）
……………素材生産dタイプ

各タイプの事業体の動向と労働力編成の特徴について事例をあげながら分析していくこととする。

1. 森林組合の下請素材生産・造林請負事業体（Aタイプ）とその労働力編成

(1) 概況

このタイプは極めて小規模・零細な下請け労働者グループである。一般には森林組合の下請け労務班として存在しており、事業内容としては素材生産専業、素材生産・造林兼業、造林専業の各類型があるが、造林専業としては極めて零細規模でしか存在しえなくなっている。素材生産を行う場合でも自ら立木を購入することは殆どなく、専ら作業の請負によって存立している。

上述のようにこのタイプの代表的な形態は森林組合の下請である。北海道において森林組合は第一に「従来からの臨時的な雇用労働力を再編成し直用労働組織とし」、第二に「従来の専属的な下請業者を抱え込み半ば直用的な労務組織とし」、第三に「下請業者を森林組合の系列下におき、専属業者とし、名称のみ労務班と」するという形で労務班を形成してきたが、「労務班の現状は森林組合の直用直営組織と下請業者による請負組織が併存し、森林組合自体『仲介業者』的側面をもち、非近代的な労働諸関係が存在している」とされた⁵⁾。それでも、「昭和44年森林組合統計」によれば純直用型労務班をもつ組合が全体の79%を占めたほか、班数で60.3%、人員で61.1%が純直用であった。

しかし、その後森林組合は、林業をとりまく状況がますます厳しさを増す中で、事業「合理化」のために直用作業班を切り離して下請化するとともに、カラマツ間伐・皆伐事業を展開するにあたって新たに労働者グループを支配下において育成してきたのである。聞き取り調査を総合すると、現時点で直用労務班を維持している森林組合は例外的な存在となっている。ここにみられるのは森林組合が「協同組合」として、また地域林業の組織者として労務班を位置づけることなしに合理化に走っている姿であり、こうした方策をとらざるを得ないところに組合経営の危機的な状況がある。

また、今日では単に労務班を下請化するのみではなく、非専属化させていることが特徴である。森林組合にとっては作業班を専属化させた場合通年の事業量を確保してやるという極めて手数のかかる義務を負うことになり、組合経営に多大の負担をもたらすため専属という形態をとらない場合が多くなっている。こうした下請労働者グループは森林組合を主たる請負先としながら、

他の素材業者・製材業者の事業を請負いながら請負先を多角化させ、事業の通年化と安定化を図っているのである。ただ造林・保育の場合は森林組合がほぼ一元的に事業主体となっているため、専属的關係が成立している。こうした労働者グループの事業量は伐採で数千㎡、造林・保育は請負金額で数百万円と言うのが平均的であるとみられる。法人化しているものはまれで多くは個人業者の形態をとっている。

労働者数は親方のほかに数名という零細規模のものが一般的である。親方の最大の任務は事業を年間安定的に確保することであり、労働者の安定的確保、ひいては事業体としての存続がここにかかっている。主たる請負先からの事業の空白期間を様々な形で関係を形成した業者からの請負を組み合わせ埋めて、ほぼ通年に近い形で事業を行うことが一般的である。またこうした親方は作業管理や労務管理を行うほか、繁忙期には自ら労働する場合も少なくない。また重機類は全て親方が所有しているのが一般的である。

こうした事業体の労働力編成をみると、労働者の通年の雇用が進んでいるものの相対的に固定化率が低く、若年労働者の比率が高いことが特徴である。ある程度固定化した部分が存在する一方で未経験者を含んだ流動的部分が存在しており、いわゆる基幹的といわれる労働者群が明白でない場合が多い。共同体出自の労働者グループがほとんど存在しない北海道において、労働者の固定化はいかに個々の労働者を掌握するかという事業体の資本機能に大きく依存している。その点で下請グループにはこうした機能が欠如しており、むしろ個々の労働者を出来高制によって賃金的に管理する構造を形成しているのである。

(2) 事例分析

1) O町森林組合とその下請事業体

O町森林組合は製材加工を主体とした十勝地方有数の組合である。1987年現在で組合員404名、加入面積7,617ha、収益8億3,288万円をあげておりこのうち加工部門によるものが5億3,633万円を占めている。林産事業は全量買い取りで8,452㎡を生産しており、このほか補助間伐113ha、人工造林16ha、下刈136ha、除間伐189ha等の事業を行っている。77年頃までは直用で事業を実行していたが、作業員が振動病に認定されたこともあって合理化のために請負を導入し、83年には完全に直用を廃止して全ての事業を下請化した。現在配下においている労働者グループはTS林業、S町勤労者企業組合、UM林業の三つであり、このほか冬期に伐採事業が多くなるとさらにED林業に仕事を頼んでいる。TS林業は主として町有林の造林・保育を行っているが、親子3人で作業を行っており事業体というよりむしろ個人請負の範疇に属する。労働者が出資して結成したS町勤労者企業組合は中高齢者の雇用確保という性格を持っており、町の公園整備・清掃や山菜加工などの事業を行っているが森林組合からも造林・間伐の仕事を請け負っている。またED林業はbタイプの素材生産・造林請負事業体で主としてYへの納材を行っている。ここでは素材生産と造林の中心的な実行部隊であるUM林業についてすこし詳しく述べてみよう。

UM林業の社長は農家出身で当初は国有林で働いていたが、S I林業という造材下請グループに共同経営者として迎えられた。しかし共同経営者が死亡したため組織をそのまま引き継いでUM林業とし、さらに1986年には法人化し株式会社とした。O町森林組合の素材生産請負をはじめたのはS I林業時代の80年前後で、森林組合によるカラマツ林伐採の増加とともに次第に請負量を増加させてゆき現在ではメインの取引先となっている。昨年度の森林組合関係の事業量をみると皆伐5,000㎡、間伐300haのほか、町有林以外の造林・保育事業をほぼ一手に請負っており、年間総事業高約5,000万円に占める森林組合関係事業高は約6割となっている。そのほかにはKS木材等の下請として国有林のカラマツ間伐を行ったり、電源開発の下請等の事業を行って年間の事業量を確保している。社長の仕事は事業の確保と労務・作業管理の一切であり、自ら現場で働くこともある。現在労働者は8名いるが、全員チェーンソーを扱えるほか、ブルドーザに乗れる者も5名いるため、作業現場ごとに適当なセットを組んで事業を行っている。毎年2～3名の流動があり、労働者募集には相当苦労している。こうした労働者は比較的若齢の未経験者が多く、ある程度仕事ができるようになると賃金の高い国有林事業体や土木事業へ移ってしまうということで、経営者は「伐木労働者養成所のようなものだ」と述べている。また最近では国有林事業体から人員削減にあって流れてきたものもいる。チェーンソー作業の時は採面割りをして完全出来高制賃金で作業を行っている。賃金は機械代も含めて350万円弱であるが、円高の影響で85年以降殆ど横ばいである。重機類は全て会社持ちである。

2) I町森林組合とその下請事業体

I町森林組合は加工・販売事業を中心としており、O町森林組合と同じく十勝地方では有力な組合である。1987年度現在で組合員543名、加入面積17,775ha、総収益は5億293万円、加工部門が2億円、販売事業が9,000万円を占めている。事業量をみると販売10,661㎡、林産2,724㎡、造林では新植67ha、下刈154haなどとなっている。下請は4グループあり、このうち1グループは造林専業、1グループは造林・素材生産兼業、他の2グループは素材生産専業である。造林専業と造林・素材生産兼業のグループは森林組合にほぼ専属しているが、その他のグループは非専属で様々な素材業者の下請を行っている。I町森林組合における素材生産請負方法の特徴は伐木造材のみを下請に行わせて集運材に関しては全て森林組合直用労働者によって行うということにある。以前下請にブルドーザをもたせたが資本力が欠如していたために所有しきれなくなり、組合で重機を所有し運転手を直接雇用して集運材作業を直営で行うようになったのである。現在トラック運転手3名、ブルドーザ運転手4名を5月から2月までの10ヶ月間組合で直接に雇用している。次に専属の素材生産・造林請負事業体であるOT組について少し詳しくみてみよう。

OT組の親方は幾つかの素材生産事業体の帳場を渡り歩いた後独立、きっかけがあって1970年代後半からI町森林組合のカラマツ素材生産請負をはじめ、次第に専属化していった。前述のように素材生産においては伐木造材のみを行っており、雇用しているのは伐木手のみ7名である。

この他造林労働者として女子を夏期6ヶ月間季節雇用している。伐木労働に関しては完全に個人請負制でやっており、親方が採面割りをした後は労働者が自ら選木をしつつ伐木造材を行い、通勤も自家用車によって個人個人で行っており労働時間も個人にまかされている。それゆえ賃金も完全出来高制で1日平均1万3,000円程度であるが個人差もかなりある。数年単位で流動するものが多くカラマツ関係の素材生産事業体を渡り歩いているものも多い。以上のようにコスト的に厳しいカラマツ伐採を個人請負制による労働強化によって成立させているが、選木を労働者に任せるなど問題も多い。現在、森林組合から集材も含めて請負うように働きかけを受けており、素材生産事業体として展開する岐路にたっている。

2. 独立して活動を行う素材生産事業体（Bタイプ）とその労働力編成

(1) 概況

独立して生産活動を行っている小規模事業体である。民有林造林事業は大規模社有林を除けば一般に森林組合—Aタイプの労働者グループによって実行されるのが一般的であり、Bタイプは全て素材生産事業体と考えてよい。

このタイプの事業体は事業量確保のため下請作業を行いつつも、主として自ら立木を購入して素材生産を行い相対的に独立した展開をみせているが、ある特定のカラマツ製材業者や商材業者と関係をもって事業の安定化を図っている場合が多い。こうした結びつきは一般に材のやりとりだけで、経営資金の融資を受けるようなことはしていない。このため資金の確保・融通が事業展開上の大きなネックになっており、経営者の力量がこの部面で問われてくる。事業実行方法についてみると経営者が立木購入を行いつつ総括的な労務管理・作業管理を行うという形態をとっているが、一人の経営者による立木購入活動・労働者掌握の限界、すなわち最大の収益をあげられる規模は年間事業量1万㎡強という水準で、この規模に向けて事業体間競争が行われてきている。個人有林を対象とした伐採が多いため一般的に一カ所当たりのロットが少なく、一定量の立木量を確保するためには多数の立木購入先を確保しなければならず、そのために広い情報網と巧みな交渉術、さらには他事業体との競争に勝ち残るための高能率の作業班の維持が親方に求められる。需要者に牽引された形でこうした事業体は「活況」を呈してはいるが、森林所有者に対する積極的な働きかけが一面で資源の有効利用を促進しつつ、一面では事業量確保のために低齢級林分の皆伐という形で資源破壊を結果しているということも否定できない事実である。

こうした事業体の経営者は立木手当や資金手当に大きく時間をさかれるため、日常的な作業管理・労務管理に関してはセットの中心的な人間に任せている場合が多い。ある程度技能の高い労働者を固定的に雇用して高い能率をもった作業セットを編成しており、Aタイプに比較して賃金水準も高く社会保険への加入率も高い。以上の点からある程度「素材生産資本」としての内実をもっているといえるが、管理業務は経営者が全て掌握しているため経営者の引退で解散になるおそれを強くもっている。

(2) 事例分析

1) K I 木材店

伐木造材の労働者だったK I氏が独立して素材生産の事業をはじめたのは1960年頃で当初は住友系列の炭鉱にカラマツ坑木を、大昭和系列のチップ工場にチップ材を納入していた。65年頃に前述のS木材工業へ材を納入しはじめ、現在では製材用材・チップ材の殆どをS木材工業に納入し、そのほかに製材用材はY、チップ用材は幕別にある大昭和系列のチップ工場などに、また土木用クイ材を地元土建会社に納入している。S木材工業と強いつながりを持っているが、立木の購入等に関して資金の融資は一切受けておらず、この資金繰りに苦労している。年間の伐採量は1万㎡強で総売上高は1億4,000万円ほどになる。立木の購入は十勝地方一円で様々な情報網を駆使して個人有林から購入を行うほか、新得町町有林の間伐とN森林組合の間伐代行を行っている。全体の事業量に占める間伐の比率は4割弱で、間伐の選木は全てK I氏が行っている。

伐木手6名、ブルドーザ運転手2名、女子の土場作業員3名によってセットを構成しており、女子以外は雇用の通年化・固定化が進んでおりほとんど流動することはない。ブルドーザはK I氏が所有しており、労働者に貸し付けるという形にしている。賃金は出来高制で伐木手は機械代込みで年間約450万円、ブルドーザ運転手はブルドーザ貸し付け料ぬきで約350万円となる。社会保険関係では労災、失業保険、林業退職金共済組合に加入している。こうしたセットは事業を安定的に継続するためのぎりぎり最低限の人数の技能の高い労働者によって構成したもので、自ら日常的な作業管理を行う力量を持っている。繁忙期には下請労働者グループを使って事業をこなしている。

2) 株式会社O Y 木材店

(株)O Y 木材は1951年創業で当初は新得で足場丸太を中心に生産を行っていたが、56年には発電所建設のための伐開作業を請け負ったため本別に移り、そのまま本別でカラマツ素材生産をはじめたもので比較的規模の大きな事業体である。年間伐採量は約1万3,000㎡で、このうち約7,000㎡は一般民有林から立木購入して自己生産したものであり、約6,000㎡は国有林や他の事業体からの請負である。カラマツ林の伐採が全体の95%を占めている。一般民有林からの立木購入は本別周辺の農家林家からが多く、長い歴史を反映して林家との固定的な関係ができてきている。間伐が9割以上を占めているが、補助金の持ちだしなしでやっており、極めて高い能率の作業を行っている。素材は製材用材は主としてS木材工業とSに、パルプ材は王子に、足場丸太は地元建設業者に納入している。また、他の業者からの下請け生産は全て国有林の再下請である。規模が大きく天然林むけのセットしか持たない国有林事業体がカラマツの払い下げを受けても採算が合わないため、こうしたカラマツ専門の素材生産事業体に再下請することが広く行われており、カラマツ素材生産事業体は国有林から直接下請することを強く望んでいる。

現在現場監督者1名、伐木手5名、ブルドーザ運転手1名、伐木・ブルドーザ運転兼任1名

の計8名を雇用している。これらはいずれも勤続10年以上の高い労働能力をもった固定的な労働者でほぼ通年雇用されている。年齢構成は50代が中心で最年少でも46歳である。賃金は個人出来高制をとっており、伐木手で年間450万円強（機械代込み）が平均的な水準である。山頭が日常的な労務管理・作業管理を行っており、専務取締役が実質的な会社の運営・事務を一手に引き受けている。

3) I 木材

素材生産・流通業者であるH物産帯広支店に勤務していたI氏が、支店閉鎖をきっかけに退職・独立して1988年に結成した事業体で伐木手2名、重機運転手1名によって構成されている。ただこれら労働者はI氏とは雇用関係にはなく、一人親方の集合体という形態をとっている。十勝一円の民有林で買い付けを行っており、年間の事業量は約4,000㎡である。新規参入の事業体ということもあって、買い付け先は殆ど全てが新規に開拓したものであり、生産体制がまだ整っておらず間伐作業には対応できないことから購入するのはほとんど全て皆伐林分である。情報網を駆使しながら立木を販売しそうな林家を見つけ、様々な駆け引きを行って立木を購入している。こうしたことから皆伐対象地の林齢に対する配慮はなく、ある面では「資源破壊」といわざるを得ない素材生産活動を行っているのである。素材は主としてSG木材に納入しているが、資金的な援助は受けていないため、創業したばかりということもあって資金繰りにはかなり苦労している。

事業実行上の特徴は、I氏は山を買い集めることに専念しており、現場は各一人親方が相互調整しつつ独自に作業を行っているということである。伐木手・運転手はH物産の直営作業員をひきついだもので、チェーンソーや重機類は全て各一人親方の所有である。伐木手は2名とも62歳と高齢であるが、国有林・道有林で長い経験を積んでおり高い技能を持っている。重機運転手は42歳で、ブルドーザ3台、トラック2台を所有しており集材・運材を一手に引き受けている。賃金は均等割りしていて年間400万円強となっている。社会保険は労災のみをI氏がかけている。

3. 大規模な社有林の管理・生産を行う直営労務組織（Cタイプ）

(1) 概況

大規模社有林の持つ直営労働組織がこのタイプである。十勝地方には大規模社有林や大規模山林所有者が比較的多く、これらは直営労働組織をもつ場合が多い。前者の場合は専ら自社の森林経営を目的とした組織体を形成しているのに対して、後者の場合は製材工場や国有林・道有林の素材生産等を兼営する地域林業資本であり自己所有森林の管理と林業資本としての展開という両方の目的をもって組織を形成している場合が多い。後者については第3章第3節でU町の山林所有者の事例を示したのでここでは前者についてのみ取り扱うこととする。

大規模社有林にはいくつかの類型があるが、十勝地方には紙パルプ資本、商社、その他製造

業による所有等があり、その取得目的や形成過程は多様であるが、現在ではいずれもカラマツ人工林を主体とした資源育成と、木材生産が主たる目的となっている。こうした所有においては生産性を上昇させることもさることながら将来を見通した健全な資源の育成が経営上重要な位置づけをされており、労働組織も単なる「生産」組織ではなく森林経営上の様々な技術的要請にこたえられるように編成されている。このため管理経営に携わる技術者を社員とし、その下に基幹的労働者を準社員のな待遇を与えて固定化し、これに仕事量に応じて季節労働者を組み合わせるという編成をとっている。

(2) 事例分析

1) M物産林業株式会社

M物産林業帯広出張所では十勝地方にある自社所有森林3,700haとM物産社有林889ha、合計4,589haを管理経営している。自社所有山林の人工林率は63%に達しており、相対的に高い齢級の林分が多いのが特徴である。社有林に係わる事業は基本的に直営で行っているが、伐採に関しては一部を立木販売として入札に出し、カラマツ立木価格・作業費の相場や他業者の生産組織のあり方を知る機会にしている。

現在、作業員はB緑化という子会社の雇用になっているが、実質的に直営直用で作業を実行しているとみてよい。作業員をM物産林業の直用にしておく雇用にあたって社員の雇用と同様の手続きをとらなければならないが、給与体系も異なっていたため事務的に煩雑であり、これを解消するために別会社による雇用としたもので、将来的には他業者から作業を請負うことも見込んでいる。M物産林業とB緑化兼任の社員が3名おり、仕事の段取りをつけたり、調査を行っているが、この下にB緑化に正社員として作業員9名を雇用しているほか、臨時作業員を仕事量に応じて冬期間に約3ヶ月間10~20名程度雇用している。夏期に造林と皆伐、冬期に間伐を行うのが一般的である。正社員の給与は職能給で月給部分は月額男子22万円、女子17万円、ボーナス部分は半年で男子の最高で90万円、女子で10万円程度となっている。こうした給与は生産性から算出するのではなく「世間並」の給与に合わせるという形で設定されており、まさに商社の財産林ゆえ可能となった雇用形態であるといえよう。雇用の安定性、賃金水準の高さから新規若年労働者の参入もあり、こうした労働者は一定期間見習いをさせて能力を判断し正社員化している。高い活力と能率を維持させている労働力編成である。

2) 株式会社N

Nはもとは皮革会社で、皮を鞣すためのタンニンを採取するカシワ資源を確保・育成するために山林を購入したのが山林事業の始まりであり、当初は産業備林としての性格をもっていた。その後原料としての価値が低下し、一時木炭林として経営されていたが、50年代半ばからカラマツ用材林経営へと転化している。所有面積は6,700haで、約半分がカラマツ人工造林地、残りが

天然性二次林となっている。40年を一応の伐期としており、年間主伐で10-12ha、約3,500㎡、間伐で300ha、約5,000㎡、計8,500㎡を伐採しているほか、再造林拡大造林あわせて年間100haの新植を行っている。

こうした生産活動は直用労働力を主体に行っており、調節弁として外注を使っている。まず伐採についてはチェーンソー作業員4名、集材・積み込み4名、トラック運転手2名で構成しており、チェーンソー作業員は出来高制、集材は給料制でいずれも通年雇用で固定化されている。造林については女子労働力約15名を夏期9ヶ月間季節雇用して実行している。賃金はチェーンソー作業員で年間450万円、集材材で350万円程度となっている。山林部門が独立採算のため労働者を社員化するまでには至っていないが、雇用の安定化を図って固定化し、日常的業務の中で技能を高度化して、山林事業実行の円滑化を図るとともに相対的な高賃金の支払を可能としているのである。

4. 国有林・道有林請負事業体がつカラマツ間伐・造林作業班（Dタイプ）

(1) 概説

国有林・道有林においてもカラマツ人工林間伐事業量が増加していることから、従来から関係のある素材生産・造林請負事業体に間伐事業を行わせるようになってきた。しかし、前述のように大型機械を用い高度な技術を有する天然林伐採セットをカラマツ人工林の間伐に用いた場合、極めて効率が低く採算的に合わないため、カラマツ人工林間伐作業に関してはA・Bタイプの素材生産事業体に下請けさせるのが一般的である。しかし、造林請負を行っている場合、特に造林請負を主体に行っていた事業体の場合は、造林面積が急激に減少してきたことから事業量不足・労働力過剰に陥っていたため、間伐作業を積極的に受注して事業量の確保・雇用の安定化を図っている。カラマツ人工林間伐には高度な技術を必要としないので、造林労働者でもわずかの教育で充分対応できるのである。国有林当局も間伐事業のうちの一定量を造林労働者雇用対策として優先的に造林請負事業体に廻している。

こうした事業体は造林労働者を再教育して人工林間伐セットを編成させ、ほぼ通年間伐事業に従事させている。かつて冬期間の仕事のつなぎとして造林労働者に間伐に従事させ雇用の通年化を図っていたが、造林事業量の減少が著しいことから事業量確保のためにも、労働者の雇用安定化のためにも事業自体を造林から間伐へとシフトせざるをえず、造林労働者は間伐専門の労働者へと性格を変化させてきているのである。ただ、間伐は高度な技術を要しないといっても高齢者は職種の転化に対応できないため、事業量の減少にもなって排出せざるを得ない。伐木手同様高齢者の比率が高かった造林労働者の雇用削減が急速に行われてきたことを忘れてはならない。

(2) 事例分析

1) Y林業株式会社

Y林業は1949年の創業で、国有林における拡大造林の積極的推進に合わせて造林請負を主体として発展してきた会社である。65年に製材工場を系列化したのを手始めに関連分野へと事業を拡大して行き、土木・住宅水道工事業者等を設立あるいは系列化していった。88年度の本社の事業総収入は24億8,000万円であり、このうち素材生産が約10億円、造林請負が約3億5,000万円を占めている。グループ総体としての事業総収入は60億円近くになる。88年の素材生産量は99,000 m³であるが、国有林からの購入材が95,000 m³で一般民有林からの購入は極めてわずかである。また素材生産量のうちカラマツを主体とした間伐が55,000 m³を占めており、帯広営林支局の全間伐量の約25%をY林業一社で実行しているのである。上述のようにY林業は造林請負を中心に発展してきており、帯広営林支局全造林請負額の約35%を受注しており、全国的にみても有数の造林請負額を誇っている。このため造林面積の急減の影響は大きく、この対策として間伐を積極的に実行しているのである。これら間伐作業は基本的に余剰化した造林労働者によって行っているが、一般民有林から購入してくるカラマツ皆伐林分は下請け事業体を使って生産させることが多い。

天然林の素材生産を専門に行う労働者は14名、造林とカラマツ間伐を行う労働者は98名いる。天然林の素材生産を行う労働者は2セットに編成され日給制であるが、カラマツ間伐の場合、伐木玉切り・集材・トラック運材の各工程ごとの請負となっている。集材のためのブルドーザは天然林の素材生産に係わるものは労働者持ちであるが、間伐に関しては会社として5～6台所有している。これは間伐を本格的に始めるにあたって造林労働者にこうした集材ブルドーザを所有する能力がなかったため、会社として購入したためであるが、今後これらブルドーザを労働者へ払い下げ、あるいはリース機械への転換を行って合理化を図る予定にしている。

注

- 1) 北尾邦伸：北海道のカラマツ製材，変貌する製材産地と製材業，1986，P293
- 2) 北尾邦伸：前掲 1986，P286
- 3) 実際にはこの比率はさらに高いものと考えられる。この統計に限らず，調査・統計上にあられる森林組合による作業班の直用・下請けの区別は極めて曖昧であり，使用に耐えない場合が多い。このことは現在の森林組合が作業班の意義付けに関して明確な総括を行っていないことの反映である。
- 4) 一般民有林において天然性二次林のパルプ材伐採からカラマツ人工林伐採へと移行した業者はかなりいるとみられる。
- 5) 小鹿勝利：北海道における林業労働者組織化の動向，日林北支講，22，1973.

第5章 治山関連資本の動向とその労働力編成

第1章で述べたように森林管理経営において森林土木部門は重要な部分をなしており、資本・

労働力問題を考える場合、森林土木にかかわるそれはどうしても大きな論点にならざるを得ない。ここでは国家の林業予算の5割弱を占め、森林の多面的機能との係わりで重要な役割をはたしていると考えられる治山事業に焦点をあて、その展開と現状を概説し、さらに治山関連事業体の動向とその労働力編成の分析を行うこととする。

第1節 治山事業の展開と現状

1. 治山事業の展開過程

戦前期においては治山は林政において最も重要な位置づけを与えられていた。

歴史的にみても¹⁾、明治期における治山治水政策は荒廃する山林に対する伐採規制をその嚆矢としており、1897年の森林法・砂防法制定による砂防・治山の分離にあっても、治山事業は「森林法の保安林編入を根拠に」実施されることになった。さらに、1911年から始まる第一期治水事業は、森林治水に関しては「森林の荒廃を防止し、進んで生産力を回復、増進して治水の禍根を除く」と目標が設定され、事業内容も当初は公有林野造林費補助を主体としており、公有林野整理・統一と歩を同じくして進められていったのである。以上のように当初の治山事業は植林・公有林野対策を中心とした土地政策という性格が強く、「林業開発を意図する動機が生まれる要素の誘因となった」²⁾ものであり、土木投資的な色彩は薄かった。

その後、治山事業の中心は荒廃地復旧事業—その中でも特に地盤保護植樹事業から山腹・溪流工事を行なう地盤保護事業—へと移って行き、第一期治水事業が終了する1935年近くになると地盤保護事業が6割近くを占めるようになっていた。こうした転換の背景としては、地盤保護事業の補助率が高かったことが第一にあげられるが、一方では林業生産力が高まり、各林野所有主体が自発的な造林活動を行い始めたことを指摘することができよう。

ところでこうした治山事業の性格が決定的に変化したのは昭和初期の農村恐慌期であった。32年から時局匡救事業が開始され、その一つに荒廃地復旧事業が取り上げられたが、この事業は森林治水事業の枠外ではあるものの森林法に基づいた事業であり、「荒廃地復旧事業が治山治水以外の国の政策に利用された最初のものであり、戦後に荒廃地復旧事業が公共事業の重要な一環となる前例を開いた」³⁾ものであった。こうした過程の中で、治山事業は内容的には土木投資の比重が高まり、性格的には公共投資の要素が入ってくるというように、現在につながる治山事業の体系が形成されてきたのである。

1936年から始まる第二期森林治水事業は、当初より地盤保護事業が大宗を占める土木投資主体の計画であり、39年には通牒によって治山を目的とする造林は治山事業の中から全て払拭されてしまった。その一方で、水害防備林・遊水林造成といった土地利用と水害防止を有機的に結合させた施設計画が取り入れられるなど画期的な性格ももっていた。しかし戦時経済体制の中で、この事業は所期の成果をおさめることもならず、乱伐の影響で森林は荒廃していった。

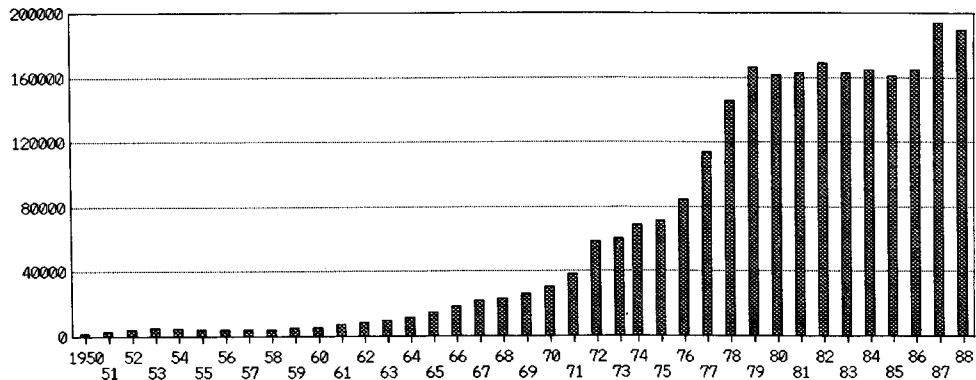


図5-1 治山公共投資の推移

資産：林業統計委員

戦前期においては北海道はその自然的特性と人口の希薄さから山地に起因する災害があまり意識されていなかったため、防風林や海岸林等の造成は行われていたものの、府県のような体系だった治山事業は行われていなかった。本格的に治山事業が行われるのは戦後になってからである。

戦後になると、災害が多発したこともあって治山事業は土木投資主体の事業へと完全に転換する。戦後しばらくは治山事業として水源林造成事業が行なわれ、保安林の整備の重要な一環をなしていたが、この事業は1956年には官行造林に引き継がれ、さらに61年には森林開発公団の事業となった。また、保安林政策も中山哲之助の分析にあるように⁴⁾、従来小面積で指定し、厳格な伐採規制を行っていたものを、広範囲に指定し伐採規制を緩め、森林計画制度の中において施業監督を行なうようにするなど、保安林の普通林・経済林的性格が強くなった。治山事業の中で行なわれる保安林関連事業は、保安林機能強化・復旧など限られたものだけが残存するのみとなった。

一方、1951年森林法改正によって保安施設地区制度が新たにもうけられて治山事業に法的根拠が与えられ、58年には「地すべり等防止法」が新たに制定され総合的な地すべり対策が可能となったほか、災害の多発を契機として治山治水に対する総合的な対策が要求されるようになり、53年には「治山治水基本対策要項」が策定され、さらにこれをもとにした治山長期計画がたてられるなど、治山投資の飛躍的拡大の条件が整っていった。こうして、公共投資の一環をなして治山事業は順調な伸びを示していくが、その伸びは高度経済成長期においては生産基盤投資に比べて相対的に低くおさえられていた。

以上のように治山事業の大きな推移をみると、面的な森林政策から点的な土木投資へとその性格を変えてきているのであり、土地計画・管理制度と土木投資の分離、後者の防災工事としての一面的拡大としてまとめることができよう。治山事業は森林法の保安林・保安施設制度の規定を根拠としているが、現在の補助体系の中では、治山事業の中に保安林関係事業が位置づけ

られる形になっている。

さてここで戦後の林野予算における治山投資額の推移をみると図5-1のようになっている。高度成長期とその終焉後に登場する積極財政政策の中で、他の公共投資と同様治山事業は大きな伸びをみせてきたが、積極財政政策が破綻し財政再建への方針転換が行われた1979年度以降はほとんど横ばい状況が続いていた。しかし景気の回復と共に近年再び上昇傾向にある。全国の動向と北海道の動向はほとんど同様で国庫補助事業を主体とする治山投資は基本的に国家財政状況に規定されていることが指摘できよう。林業不況・林業政策の転換の中で今後の林業予算はきびしく算定されていくことが予想される。しかし、造林・林道・治山の林野三公共事業のうち、造林は拡大造林が終わりを告げ、林道に関しても大きな伸長が望めない中で、治山事業は今後も防災というナショナル・ミニマムに係わる部門だけに一定の額が確保され、水資源保全・保健休養などの分野において新たな事業展開が可能な戦略的な分野になる可能性をもっている。日米経済摩擦がらみの公共投資拡大の方向性が打ち出される中で今後の展開が注目される。

次に近年の治山事業費の構成比の推移をみると表5-1のようになる。復旧・予防治山が主要費目であり両者の合計が常に7割前後を占めていたが、近年では治山工事がある程度水準まで進展してきたため、総合的な保全機能を発揮させるための総合治山事業の比率が急速に高まってきており、点的な土木投資から線あるいは面的な計画が政策の中に取り入れられてきたことを示している。また、もう一つの特徴は総合治山の中に水資源保全を主目的にした事業が取り入れられたり、保安林整備事業の中でも生活環境保全林関係の事業費が多くを占めるようになるなど、防災以外の側面が重要視されてきていることである。ここで問題となるのは、森林法の保安施設地区制度では保健休養等に関しては対象事業として規定されていないことであり、今後さらに森林の多目的利用に対する要求が高まることが予想される中で、こうした枠組みを再検討する時期

表5-1 民有林治山事業費の事業別構成比

単位：%

年度	復旧治山	予防治山	緊急治山	激甚災害 対策	総合治山	防災林 造成	保安林 整備	国有林野内 補助治山	地すべり 防止
1950	54.9	55.9			5.4	14.8			
1955	66.2	3.3	8.9			4.2	13.3		1.2
1960	58.1	6.2	22.7			8.9	1.7		2.1
1965	65.6	12.5	8.3			4.9	2.4		6.3
1970	67.1	13.8	6.1			3.7	2.9		6.5
1975	59.3	16.4	8.4			3.4	5.2		7.3
1980	52.8	18.3	3	1.6	2.7	3	5.7	1.5	8.9
1985	44.6	11.8	0.8	1.5	11.6	2.8	5.7	1.3	7.8
1986	44.4	13.9	0.8	1	11.7	3.2	6.2	1.2	7.9
1987	40.3	14.9	—	0.4	8.9	3.4	14.6	1.3	8.6

資料：林業統計要覧各年度版

にさしかかってくるといえるだろう⁵⁾。

以上、民有林治山事業に関して主として述べてきたが、このほかに国有林野内に関しては国有林直営で治山事業が行われている。民有林と同じく、北海道国有林における治山事業の本格的な開始は戦後であり、戦前は荒廃海岸林の造成等が行われたにすぎなかった。国有林野内治山事業はもとは国有林特別会計において独立採算性の枠内で行われていたが、会計状態の悪化から現在では治山事業に関しては全て一般会計からの繰り入れで行われている。近年の事業額の動向をみたのが表5-2であるが、民有林治山事業と同様に緊縮財政のもとで抑え込まれてきていたが、1988年には若干増加している。

以上みてきたように治山投資の動向は基本的には国家財政の状態によって規定されており、木材価格・需給の動向・森林資源内容等に大きな影響を受ける林業生産活動の動向とは性格を異にしている。このため第2章で定義した「転換期」をそのまま治山事業の動向に適用することはできないが、順調な伸びを示してきた治山投資が財政破綻の影響を受けて抑制されてきたこと、近年生活の「豊かさ」が重視されるようになって公共投資のあり方について見直しが行われるようになってきていること、治山関連予算に関しても従来の災害復旧型のものから総合治山や環境にかかわる事業が重視されるようになってきたことを考え合わせると社会・経済の大きな動きに規定されてほぼ同時期に「転換期」をむかえていたと考えられる。ただし第一次石油ショック後も景気刺激のため積極財政政策がとられていたため、この間は治山投資も順調な推移を示し、内容に関しても大きな変化はなく、「転換期」へ入ったのは5年ほどずれ込んでいる。

2. 治山投資の現状

まず最初に治山事業の構造に関して投資の流れから整理すると図5-2のようであり、国有林内の事業と、民有林治山事業のうち規模が大きく高度の技術を要するものについては営林局ルートで行い、一般の民有林事業に関しては道庁-支庁のルートで行われている。

民有林治山事業からまずみていこう。図5-3は現在実行されている民有林治山事業を一覧に

表5-2 国有林直轄治山事業の推移

単位：100万円

年度	山地治山	防災林造成	保安林整備	地すべり	その他
1981	18,713	365	239	265	403
1982	19,504	331	289	182	396
1983	18,301	403	381	193	403
1984	19,951	418	388	182	453
1985	17,005	485	382	168	431
1986	16,795	570	374	165	448
1987	18,740	539	461	189	532

資料：林業統計要覧各年度版

したものであるが、防災・水源涵養・保健休養を大きな柱にして極めて多様な事業を含んでいることがわらう。特に近年後二者に係わる事業が急増してきており、国民経済における森林の位置づけが変化してきていることをうかがわせる。しかし、額からみれば圧倒的な部分は伝統的な土木工事を主体とする防災に投資されており、公共土木投資の重要な一環であり続けている。北海道の特徴は復旧治山事業の比率が高く、土砂崩壊防止や生活環境保全林事業の比率が少ないことで、人口密度が低く災害危険地域への居住者が相対的に少ない状態を反映している。

治山事業の実行に際して特徴的なことは、財源としては国費の割合が高く、事業主体としては都道府県の割合が著しく高いことである。表5-3は林野三公衆投資に関して事業主体別・財源

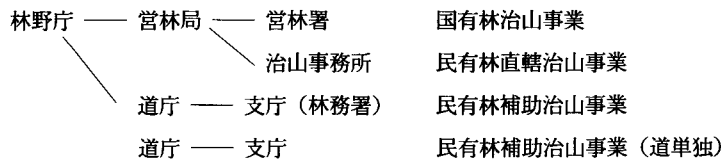


図5-2 治山事業の構造

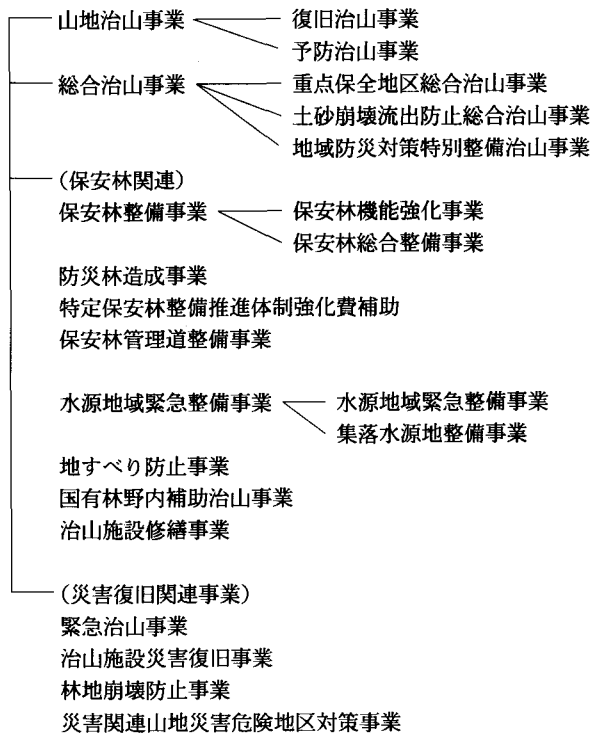


図5-3 民有林治山事業の体系

資料：林野庁資料

表5-3 林野三公共事業の事業主体別・財源別行政投資構成費

①治山						単位：％
事業主体	事業主体構成比	財源	国費	都道府県費	市町村費	
合計	100.0	100.0	62.0	36.7	1.4	
国	15.8	100.0	89.7	10.3	—	
都道府県	82.7	100.0	58.4	41.4	—	
市町村	2.5	100.0	4.9	46.3	48.8	

②造林					
事業主体	事業主体構成比	財源	国費	都道府県費	市町村費
合計	100.0	100.0	61.9	24.7	13.4
国	35.6	100.0	100.0	—	—
都道府県	44.0	100.0	52.7	47.3	0.1
市町村	20.4	100.0	15.5	18.9	65.6

③林道					
事業主体	事業主体構成比	財源	国費	都道府県費	市町村費
合計	100.0	100.0	48.5	27.7	23.7
国	22.4	100.0	92.6	5.0	2.3
都道府県	29.3	100.0	53.1	41.8	5.0
市町村	48.2	100.0	25.2	29.7	45.0

資料：行政投資 1985年度版

別の構成費をみたものである。事業主体別にみると、都道府県主体の事業が圧倒的に多く、市町村主体の事業の比率がきわめて低く、財源別にみると国費の比率が造林と並んで高く、市町村費の比率がきわめて低いのが治山投資の特徴である。治山事業の主体をなす国庫補助事業のほとんどが、都道府県を事業主体としていて地元市町村に費用負担の必要がないこと、また北海道単独事業にしても総額自体が少ない上、地元負担を必要とする事業や事業主体が地元市町村である事業は額にして単独事業の37％に過ぎない（1986年度）ことから、以上のような特徴が生じているのである。また、ここでもう一つ指摘できるのは国費と並んで主要な財源である道負担において道債の占める割合が高いことで、86年度では道負担の約92％を占めているのである。

国有林野内治山事業の現状は表5-4に示したよ

表5-4 国有林治山事業内容一覧

—	山地治山施設
	復旧治山
	予防治山
—	防災林造成
	海岸防災林造成
	防風林造成 なだれ防止林造成
—	保安林整備
	保安林改良
—	地すべり防止
—	その他

資料：林野庁資料

うである。民有林のように多様な事業は設定されておらず、基本的な4種の事業で構成されており、なおかつ山地治山施設の比率が圧倒的に高いことが特徴的である。また国有林治山事業は事業勘定から治山勘定を独立させて経理しているが、1984年以降全額を一般会計から繰り入れて事業を行っている。

第2節 治山関連資本の動向

治山関連資本は、治山ダム等の土木建設工事を行う土木建設業者と保安林関係の事業を行う造林請負業者の二つにわけられる。近年では国有林や道有林をはじめとして造林事業量が大きく落ち込んでいるため、治山事業のうち造林保育に係わる分野の投資額を増やし、これを造林請負業者に請け負わせて事業量の下支えを行うようになってきている。しかし投資額の圧倒的な部分は依然として土木投資であり治山事業のほとんどは土木建設業者によって実行されている。

先にも述べたように北海道における治山事業は戦後になって本格的に始まったため、当初は工事の技術が確立しておらず、主として直営で工事を行う中で、工事技術の標準化と技術者・労働者の育成を行うとともに、治山工事を単独で担うことができる請負業者を育成していった。これは国有林＝営林局・民有林＝道庁に共通した経過である。こうした請負業者の育成期は1950年代から60年代初期にわたり、民有林では山地治山の直営工事が最終的に廃止され全て請負化されたのは63年のことであった。こうした過程を反映して治山業者は大きくわけて二つの系譜がある。第一は以前から関係のあった木材業者に新たに治山事業を請け負わせたものであり、第二は既存の土木業者に行わせたものである。一般的には後者の業者は地場の中堅以上の土木業者として展開してきている。前者の系譜の業者の展開過程は大きく二つにわけられ、一つは治山事業を請け負ったことを契機として土木部門を積極的に展開して土木主体の業者になったり、土木部門を独立化させていったもので、こうした業者は後者とはほぼ同じ性格を持つ業者へと発展してきている。もう一つは治山・林道といった森林土木以外の工事には手を広げず、一部門として土木請負を行っている業者である。業者数からいえば地場の中堅土木業者タイプのものが圧倒的に多く、木材業者兼業のタイプの比率は低い。このほか道庁関連の業者では設立から官庁主導で育成した道庁「専属」的な性格を持つ治山専門業者も存在する。また、営林局・道庁はそれぞれ独自に業者を育成していったため、営林局事業を行う業者と道庁関連事業を行う業者とで生産領域が分化していることが多いが、上に述べた道庁「専属」的な業者を除いて、両者には性格の相違はない。

今回調査した治山関連業者の概要を総括すると以下ようになる。事業受注高は2億円から50億円程度と開きはあるが、10億円前後のものが主体となっている。いずれも各地域においては中層から上層に位置する土木業者である。ただ木材業系譜でその後積極的な土木部分の展開を行わなかった業者や道庁専属的な業者の規模は小規模なものが多い。事業内容は土木を中心としながらも規模が大きくなるにつれて、建築も兼業する総合建設業者的な性格をもつものもでてくる。

またその他の事業内容としては、砂利・採石、コンクリート、舗装などを行うものが多い。受注先は、開発建設部・支庁・土木現業所・市町村などを中心とした官庁がほとんどであり、公共投資に強く依存した構造になっている。受注に関しては元請けを主体としており、下請け工事を行うことは少ない。また受注は地元周辺を中心にしつつも、規模が大きくなるにつれて出張所、J V（ジョイント・ベンチャー）、下請け等を使った地元外での工事が多くなるが、それでも一つの支庁や開発建設部の枠を越えて受注することは殆どない。土木工事の内容は河川・道路・農地関係が主体で、1件当たりの工事額はそれほど大きくなく、最上層の業者を除いては特殊な技術を必要とする工事も行っていない。以上を総合すれば、治山関連業者は公共投資に強く依存し、中小工事を主体としながらも、元請け中心で事業を行っている地場の上層—中堅土木業者であると規定することができよう。

こうした資本の近年の動向をみると、公共投資に強く依存しているだけに、公共投資の動向によって大きく揺れ動いていることがわかる。第一次石油ショック以降も積極財政政策のもとでの公共投資の伸びに支えられてこれら資本も一定の展開をみせてきたが、積極財政政策は累積債務が膨大な額に達して破綻し、79年には緊縮財政政策へと大きく転換した。緊縮財政のもとで公共投資は基本的に伸び率ゼロにおさえられたため、公共投資に依存した土木資本は事業の拡大が不可能となり、停滞的な推移をたどった。しかし、景気回復にともない再び公共投資が活発化してきたため、経営条件が改善され事業量を増加させているが、一方で深刻な労働力不足に直面しているのが現状である。

第3節 労働過程と労働力編成

1. 治山工事の労働過程と職種

治山工事の労働過程について、治山工事のかなりの部分を占める治山ダムを例にとってみよう。大まかには、工事現場までの作業道の作設、岩盤を露出させる床掘、ダムの建設、土砂の埋め戻しという四段階に分類できる。こうした建設過程をめぐる施工方法・技術・手段は大きく変化してきているので、その歴史的経過についてまずふれておこう。戦後治山工事が始まった当初はコンクリートを手練りして、これに玉石を混入してダム本体を建設していたほか、作業道も歩道程度で手作業で作設していた。50年代後半にはコンクリートをミキサーで練ることが一般化し、60年代にはバッチャープラントも使用されるようになった。また、これとほぼ同時期には索道を架設してコンクリートなどの運搬を行うようになった。さらに60年代の後半には土砂の掘削・移動にバックホー等の重機が導入されるようになり、これにともなって作業道も車両が通行できるようなのが重機によって作設されるようになった。70年前後には生コンクリートが使用されるようになり、それとほぼ時を同じくしてコンクリート打設にポンプ車やクレーン車が利用されるようになり、現在に続く重機・機械を中心とした作業体系が完成された。その後は重機や

機械の大型化・高性能化などこの体系の中での部分的な改良が行われているのである。

さて現在の治山ダムの建設過程について少し詳しくみてみると図5-4のようになる。まず現場までの作業道作設であるが一般的に仮設作業道程度のもので、主要にはブルドーザによって路体の作設を行う。この作業は重機一台に対して重機補助の手作業や仕上げ作業等を行うための作業員が4名ほどついて行う。次に現場まで建設機材を運び込みダム本体の工事にかかる。まずバックホーによってダム建設予定地に堆積した土砂を取り除き、地盤を露出させる。この地盤の上にダムを建設して行くのであるが基本的には型枠組立-コンクリート打設-コンクリート養生の繰り返しである。一回に打設できるコンクリートの高さなどは発注官庁の工事規則によって定められており、ダムの規模によって上記の過程の繰り返し回数が決まってくる。型枠組立は全て手作業で行われるが、設計図面に従って、傾斜面を持った型枠を組み立てるのはかなりの技術を要する作業でベテランの人夫あるいは型枠工事業者下請け＝「派遣」型枠大工を必要とする。しかしこうした技術は作業員全員がもっている必要はなく、2名程度の「熟練」作業員を中心として型枠の組立を行わせ、これに4-6名の非熟練作業員を手元として加えて作業の補助・型枠の運搬を行わせればよい。次にコンクリートの打設であるが、治山ダムはコンクリートの塊であり、この過程が工事の完成度に決定的な影響を及ぼす。型枠にコンクリートを流し込む過程でコンクリートが全体に隙間なく行き渡り、発注官庁によって定められた以上の強度を持つようにするためバイブレーターで締め固めを行うのであるが、この作業にもかなりの技術を要する。しかしこの作業も若干名の「熟練」作業員がいればこれに数名の非熟練作業員をその指揮下に配置して作業を遂行できる。コンクリート打設後はコンクリートが充分硬化するまで急激な温度変化・外力から保護、すなわち養生を行わなければならない。この期間についても発注官庁の工事規則によって定められており、最低でも3-4日かかる。生コンクリートについては配合・練り混ぜから現場への輸送まで全て生コンクリート業者に委託している。以上のように治山ダム本体に係わっての作業においては重機の登場する場面は少なく概ね手作業で行っている。ダム本体が完成するとバックホーで土砂を埋め戻して工事は完成する。この作業についても重機の手元として数名の作業員が配置される。

以上みてきたように現在の治山ダム工事では、生コンクリートの導入によってコンクリート

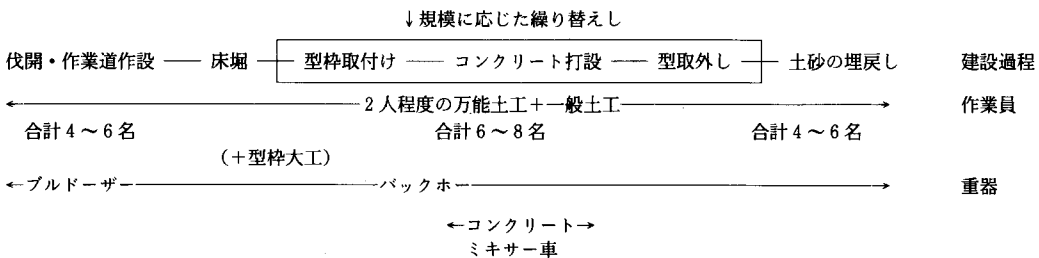


図5-4 治山ダムの建設過程

配合・練り混ぜに関する技能労働が不要になり、バックホーをはじめとする重機の導入によって土砂掘削・移動に係わる重筋労働が不要になっている。必要とされているのは型枠組立・コンクリート打設・重機運転に関する技術であるが、前二者に関しては作業員のうち中心となる若干名が習得していればよく、重機運転については職員キャリア業者の派遣労働者が行う場合が多い。また作業を最小限の人数で最小限の日数で行うため仕事の「段取り」が重視されており、非熟練作業員については個々の作業に関する一定程度の技術とともに、次に何を行ったらいのか常に作業の流れと自分の位置を把握する能力が求められており、「熟練」作業員については技術的な「熟練」とともに作業全体を管理する能力が必要とされているのである。すなわち、治山ダム工事では型枠作業とコンクリート工事に精通し工事全体を管理できる「熟練」作業員2名程度と、作業内容を把握できる非熟練作業員4-6名によるチームワークのとれた作業班が必要とされているのである。

以上のように治山ダムの工事はダム本体に関わっての作業が手作業中心のため一般の土木作業と比較して総工事費に占める労務費の比率は若干高いが、工事内容・労働内容に関して特殊なものはない。一般に中小土木元請け業者において作業員は上記の治山事業のほか道路・河川・農地関係など様々の種類の工事に状況に応じて就労している。

さてこうした労働に従事する労働者の職種であるが、上記のように重機運転を別とした一般土木労働者に関しては職種といえるほどの分化は生じていないことがわかる。木村保茂は出稼ぎ労働市場との関連で土工の職種についての詳細な調査分析を行っているが、土工を機械化の中で単なる手元土工へ転落したもの・本来の熟練を維持しているもの・建設技能職種の作業を取り込んでいったものの三つの類型にわけたうえで、「その分化は、基本的には不熟練労働のうちでの相対的な区分であり、その間に職種とよばれるほどの差はない」⁶⁾と指摘している。本章で分析を行っている地場型元請け土木業者でも一般に作業員の間で職種が分化していることは例外的で、個々の労働者がそれぞれに種々なる「類型」を内包しているのであり、「万能」土工から雑役人夫的な土工までが連続して作業グループを形成しており、それぞれの「経験」や「熟練」に応じた技術を要求されるとともに、段取りや作業管理能力が強く要求されているといえるだろう。個別技術に関する「熟練」を必要とする場合は、一般に外注という形で専門の工事業者に請け負わせているのである。

2. 労働力編成

次に治山関連業者による労働力編成をみていくが、前述のようにこれら業者は地場元請け業者であり、治山工事に関しても他の土木工事と同じ労働力を使って行われているため、ここでの叙述は地場元請け型の土木業者の労働力編成にそのまま読みかえられる。

基本的には、最小限の労働力を固定的に直接雇用しているが、雇用期間は夏期の7-8ヶ月のみの場合がほとんどである。雇用した労働者は数人ずつ班に編成して、これを基礎として管理

する 경우가多いが、この場合上述のように一定数の「熟練」労働者と非熟練労働者を組み合わせたチームワークのとれた班を編成するようにしている。

一部の比較的大規模な業者の中には下請け業者・労働者グループを中心に労働力編成を行っているところもあるが、一般には直用を維持、または下請けの直用化を図っている。この理由としては次のようなことがあげられる。第一にこうした業者はあまり規模の大きくない工事を数カ所まで平行して行っているが、一般に土木工事は各作業段階によって必要とする人員の数や要求される技術が変化して行くため、工事の進行度合いに合わせて人員を再配置していかなければ作業員の不足から工期を遅延させたり、不要な作業員を配置してコスト割れになるといった事態が生じる恐れがある。こうした事態に対処するためには作業員を直接把握し、機敏に移動させることのできる直用形態が望ましいのである。また経費面に関する限り今回調査を行った程度の規模の業者であれば下請け化によるメリットは殆どなく、発注官庁との関連でいえば、完成度の高い工事を定められた期限内に行うことによって信用を確保することが最重要課題であり、弱体な下請けを使うより直用で行うことを選択するのである。資本規模が相対的に小さいことと一件当たりの工事規模が小さいことが下請け化を妨げ、直営化を進めさせているということができよう。

下請けを使うのは、受注した工事が地元外であり直用労働者を移動させるとコスト的に見合わなくなる場合と、工事の一部に自社内で対応できない特殊な工事がでてくるとき等に限られるのが一般的である。重機に関してはリース化がかなり一般化しているがこれについては後述する。

雇用期間についてみると、北海道は冬期間は積雪寒冷の状況にあって工事施工が困難なため、一般に5月から11月または12月までのみの雇用で、冬期間は一部の作業員をわずかにある冬期施工工事や除雪作業などのために間断的に雇用するのみである。こうした労働力はほとんどが地元在住の労働者で、概ね固定的に雇用されている。土木業は基本的に受注産業のため、工事がいくつも重なった繁忙期とその逆の閑散期が生じることが避けられないが、これに対しては次のように対処している。前述のように直用の基幹的な作業員を平均的な工事をこなせる最低限に抑えており、繁忙期にはこれに臨時労働者を雇用したり、他業者からあまっている作業員を借りてくる、あるいは下請けに行わせるといった対応をとり、閑散期には繁忙期にある他業者に作業員を融通するのである。こうした作業員の融通を業者間で行うというのが土木業者の労働力編成における大きな特徴である。

次に重機の所有・利用形態と、オペレーターの雇用形態についてみてみよう。この規模の業者は必要最小限の重機を自社所有し、そのオペレーターについては職員あるいは準職員という雇用形態を与え冬期間には機械整備や除雪作業を行わせている。こうした重機・オペレーターだけでは間に合わなくなったときには運転手付きで重機をリースすることが多い。近年では、自社所有機械を主体に工事を行っていた業者が最小限度まで所有機械を削減してリースに依存したり、完全にリースに依存する業者もでてきているほか、上層業者の中には自社所有重機とオペレーターによって別会社を結成し重機リース業を始めるところがあるなど、土木元請け業者と重機リース

業者との分化が進んでいる。その原因としてはリース化によって、固定資本投下と雇用人員を削減することができることがあげられ、一方でこうしたリース化が進むことによって各土木元請け業者の必要重機数の変動が相殺されリース会社の事業が安定化していくのである。リース化とは実質的には下請化であり、元請け一下請関係の中で重機作業の管理・統制が行われているのであり、土木作業の中心たるべき重機作業が下請化されているところに今日の土木業者の生産合理化の到達点がある。

一般作業員の賃金をみておくと基本的に日給月給制で1日当たりの日給額は概ね1万円弱であるが、ここで指摘しなければならない点は残業が日常化しており、残業手当が日給に上乘せされ、なおかつその額が総支払賃金額の1～2割というかなりの部分を占めているということである。長時間労働を強制的に行わせて労働単価を引き下げつつ労働者の再生産を可能とするだけの賃金を総賃金額としては保障する形になっているといえよう。しかしそれにしても総賃金額は一般に200万円強という極めて低い賃金水準にある。

こうした労働力は日雇労働市場の中に位置づけてみると、作工大工・薦職等特殊技能者は林業におけるチェーンソー作業員と同様に日雇労働市場の中では賃金水準等高い待遇を受けている。オペレーターに関しては第2・3章で述べたのと同様である。一般作業員に関してはかなり幅があり、中心的な作業員に関しては一定の水準にあるものはいるものの、基本的には日雇労働力市場の広大な最底辺層を形成する主要部分である。

第4節 事例による資本と労働力編成の分析

ここで事例を用いて治山関連業者とその労働力編成についてみていく。第2節において述べたように治山関連業者はその系譜によって分類できるが、ここではこれをもとに当初から土木業者であったもの、当初は木材業者であり現在まで治山を副業としているもの、木材業者の副業として出発したが土木事業を積極的に展開してきたものにかけて叙述したい。営林局関連業者と道庁関連業者に関しては明確な性格の相違はないため分類をしなかったが、後者に関しては道庁主導で育成してきた道庁「専属」業者がいくつかあるのでこれについては項を設けて分析を行った。

1. 当初から土木業者であったもの

(1) 概況

ここに属するものは当初から土木業者として道路・河川等の事業を行っており、道や営林局が治山事業を請負化するにあたって治山工事に参入してきたものである。これら業者は概ね地域レベルでの中堅・上層土木業者として展開してきており、開発局あるいは北海道の道路・河川・農地等様々な土木事業の請負を主要な事業内容としている。治山関連工事は一般にはこれら業者が受注する土木工事の一分野にすぎず、総受注高に占める治山関連工事の比率は数%にすぎない

のが一般的である。このため、受注する治山関連事業の性格によってこれら業者の性格や事業実行の方法が影響されることは少ない。

公共事業に依存して事業が営まれているため、国の財政状況・政策によって決定される公共投資の動向に大きな影響を受ける。地域に密着した業者として官庁との「密接」な関係と、他の業者との「共存」関係をつくりあげてきており、概ね業者毎のシェアは一定しているとみられている。このため1979年から88年にかけて続いた緊縮財政のもとで公共投資がほぼ横ばいで推移した時期にはこれら業者は横並びに受注量が停滞し、実質的な経営の縮小傾向が生じた。これに対して発注側ではジョイントベンチャーによる施工を増加させるなどの対策を行ったが、投資総量が変わらない中で業者の名目的な事業量を増加させ、直接工事に係わらずに管理費収入を得るといった「歪んだ」効果を生み出した。89年以降財政状況の改善や日米経済摩擦に絡んで公共投資が再び増加しはじめ、道内においてはリゾート開発等民間の土木投資も活発化したため、各業者は受注量を増加させてきている。

これら業者の労働力編成をみると一般には先にみたように直用労働力を中心に編成し、規模の大きな業者に関しては下請を組み合わせるほか、専門工事に関しては専門業者に下請させるという構造になっている。1979年以降の停滞期に特に顕著になった傾向は重機を自社所有からリースに切り替えて合理化するということであり、あわせて規模の大きい業者では下請への依存を高めるところがでてきた。経営合理化の基本的な方向は労務合理化と、固定資本投下の回避という形で進められてきているのである。また、治山工事量が多く、山腹工等特殊な工事を行っている業者では治山工事専門の労働者の班を編成しているが、一般には治山工事専門の班を設けることは少なく、作業班は治山・道路・河川等様々な工事をその時々に応じて行っているのである。

業者の規模による労働力編成の相違についてみると、一般に規模の大きい業者ほど下請率が相対的に高く、規模が小さくなると下請を殆ど行わないということが指摘できるが、いずれも直営労務を主体に労働力編成を行っていることに変わりはなく、労働者の性格や労働条件についても殆ど差がない。

(2) 事例分析

1) U土建株式会社

U土建は新得町に本社があり、十勝一円で土木・建築事業を行っている比較的規模の大きな業者である。引揚者の生活援助を目的として1947年に設立されたT協会に端を発しており、53年に有限会社U土建に改組し建設業にしぼって事業を開始し、66年には株式会社化して現在に至っている。87年現在で資本金2,000万円、工事受注高は約27億2,000万円となっており、主な受注先は開発局、土木現業所、支庁、町村等で、土木を主体としながらも建築も行っている。治山関係の事業は国有林は56年、支庁は62年から受注しており、受注額は年によって多少の変動があるが、概ね年間1億円程度で国有林と支庁林務課からの受注がほぼ2：1の比率になっている。

直用労働者は約70名であり、このほかに下請を数社使っているが、下請に出す比率は舗装等専門工事を除けば約15~16%となっている。現場毎に班を編成して工事を行うが、技術・監督の職員と重機オペレーターを中心としてこれに適宜現場労働者を組み合わせている。重機についてはオペレーターつきでリースしてくるのが一般的であるが、必要最小限の重機を自社所有しており、この重機については職員がオペレーターをやっている。治山工事に関しては金額が比較的多く、作業技術を要する山腹工事を行っているため、6~7人を治山専門労働者として編成しており、工事量によってこれに一般の労働者を組み合わせて対応している。労働者の雇用は6月から11月一杯の約6ヶ月間が基本であり、受注量が多いときはこれより若干長くなる。地元の労働者がほとんどであり、平均雇用年数は5年を越えており、労働者の平均年齢が50歳以上にあがってきたこともあって、業者への固定度は高くなってきている。一方で労働者の高齢化と弱年層を中心とした労働者不足が深刻化してきている。賃金は一日当たり残業を含めて約1万円となっている。

2) 株式会社O組

O組は足寄町にある業者で、創業は1947年、その後64年に有限会社化、78年には株式会社化している。1987年現在で資本金1,500万円、受注高は約6億円であり、その内訳は開発局2億円、支庁1.7億円、足寄町9,000万円、土木現業所8,000万円等となっている。ほぼ100%公共土木投資に依存しており、農業土木関係の工事が主流を占めている。治山関連工事は支庁林務課から年間約3,000万円程度受注している。

職員は20名おりこのうち6名は事務部門におり、14名が現場の監督及び技術管理にあたっている。またこの業者では重機類を種々あわせて20台以上所有し、準職員としてオペレーターを6名雇用しているが、経営合理化のためリース重機への置き換えをすすめている。労働者は30名雇用しており、このうち5名は重機の操作ができるため、状況に応じてオペレーターをやらせている。また、繁忙期にはアルバイトや他土木業者から労働者の応援を頼んで対応している。職員とオペレーターを中心にして現場毎に適宜これら労働者を組み合わせて班をつくり、作業を行っており、治山工事に関して特別に労働力を編成することはしていない。こうした班の編成にあたっては経験年数が長く仕事の段取りを熟知している労働者と経験が浅い労働者を組ませるようにしている。労働者は地元在住の専業労働者が殆どをしめている。一日当たりの賃金額は残業込みで9,000~12,000円で、年間約6ヶ月間の雇用で通算賃金は約200万円弱であった。

3) T工業株式会社

T工業は道北中川町の元請け土木業者である。この業者は砂利プラントも兼営しているが、年間土木工事受注額は2億円弱と規模が小さい。国有林治山事業の請負を年間2,000万円ほど行っている。重機は砂利プラントと共同使用するダンプ4台・バックホー2台・ブルドーザ3台・ショベル1台を自社所有しているが、土木事業ではリースした重機を使うことが多い。自社所有重機

表5-5 T建設労働者の状態

番号	性別	年齢	雇用形態	職種	現住所	家族構成	出身地・生家の職業	職歴	勤続年数	冬期就業	年収(万円)	家族の就労状況
①	男	26	社員	オペレータ	中川	3 (1)	問寒別・酪農次男	高卒-旭川職業訓練工-機械整備工-T建設	3		300	
②	男	48	日雇 6ヶ月間	一般作業員	中川	2 (2)	中川・農家長男	中卒-農家手伝い・冬期造材-離農-T建設	7		200強	妻 土建日雇
③	男	51	日雇 6ヶ月間	一般作業員	佐久	2 (1)	剣淵・農家三男	中卒-農家手伝い・冬期造材-土工(各地を渡り歩く)-T建設	4		150	
④	男	54	日雇 6ヶ月間	一般作業員	佐久	2 (1)	佐久・農家次男	中卒-農家手伝い・冬期造材-離農-T建設	9		150強	
⑤	男	30	日雇 6ヶ月間	一般作業員	佐久	3 (3)	共和・農業長男	中卒-佐官-自衛隊-製材-T建設	3	内地出稼ぎ	?	
⑥	女	52	日雇 6ヶ月間	一般作業員	中川	2 (2)	問寒別・商店長女	中卒-保母-主婦-土工-T建設	5		90	②の妻

注1) 1987年7月20日行った面接聞き取り調査による

2) 家族構成の(

3) 年収には失業保険給付金が含まれていない

は専属の社員化されたオペレーターが操作している。日雇い作業員は13名おり、うち4名が女性である。作業員のうち作工大工は当麻からの出稼ぎであるが、その他の一般作業員は地元在住の専業労働者ばかりである。雇用期間は5月から11月一杯で、年によっては12月まで仕事がある。7-8月の多忙期には臨時として農家から労働者を5-6人調達してきている。作業員の中から班長を会社の方で任命し、現場代理人のもとで作業の細かい管理を行っている。作業員の募集は会社で行っている。

賃金は日給月給制で、1時間の残業をいれた日給額は男子で1日8,200-10,000円、女子で5,500円程度で班長にはこれに1,000円が手当としてプラスされる。また「熟練」労働者である作工大工は1日12,000円程度となっている。雇用期間を通しての収入は男子で150-200万円、女子は100万円前後となり、これに雇用保険がプラスされる。冬期間は4名程度が本州へ土木作業員として出稼ぎにでている。表5-5は道路工事現場で行った作業員の聞き取り調査の結果である。

2. 当初は木材業者であったもの

(1) 概況

先にも述べたように国有林や道は治山工事を民間請負させるにあたって、従来から関係のあった木材業者を土木業者として育成するケースがあった。こうした業者の展開過程は概ね、治山工事の請負を開始したことをきっかけにして土木部門を本格的に展開し土木会社を分離独立させてきたものと、土木部門に関しては森林土木関係に限定してきたものの二つに分かれる。一般的には前者は第3章で述べた比較的規模の大きな素材生産・造林請負業者を出自としており、治山工事の請負からはじめて一般土木の分野に事業を拡張し、系列の一般土木業者として独立するという展開過程をたどったものが多い。これらは地域の中堅土木業者として位置づけられるが、一般に治山等森林土木関連工事の受注の比率が高いことが特徴になっている。後者は比較的規模の小

さな素材生産・造林請負業者であり、土木事業に関しては積極的な展開を行わず、治山工事の他に林道工事の請負を行う程度で受注先も国有林あるいは支庁林務課に限定されている。

労働力編成についてみると土木部門を積極的に展開してきた業者では、一般の土木業者とほぼ同様であるが、治山工事の比率が高いこともあって、治山専門の班を編成してこれにあたらせている場合が多い。また、後発土木業者であるため、下請に依存する比率が比較的高いことが特徴である。一方、森林土木に限定して展開してきた業者では土木部門の事業量が少なく、小規模な班を一つ編成していることが多い。労働者の性格や労働条件に関しては先に述べた地場中堅土木業者とほぼ同様である。

(2) 事例分析

1) K S建設株式会社

K S建設は第3章で述べたK S木材の土木部から分離独立した業者である。K S木材は1950年代に国有林・支庁林務課の治山工事の請負を始めたが、一般土木へ事業を拡張して行き、1968年にK S建設を独立させ土木事業の本格的な展開を図ったのである。現在でも株式の98%をK S木材が握っている。1987年現在の事業高は3億円であり、このうち治山工事は8,300万円に達しており、林道等を含めた森林土木工事の比率はほぼ1/3を占めている。このほかに土木現業所から河川工事、支庁から農地造成・農道建設等を受注している。

職員は6名おり工事の監督と技術指導を行っている。下請に依存する比率が高いため、直用作業員は10名と少なく、事業実行上問題が多いので直用作業員を増加させている。重機に関してはすべてオペレーターつきでリースしてきている。直用作業員10名のうち6名を支庁林務課から受注した治山工事を専門にやらせているほか、国有林から受注した治山工事についてはすべて専属の下請労働者グループに行わせており、治山工事に関して特別な編成を行っている。労働者は全て地元の専門労働者で、雇用期間は5月から11月の約7ヶ月となっている。賃金は日給一部能率給併用で1日当たり残業込みで1万円強であった。

2) 株式会社Y

素材生産と製材を主たる事業として1950年に白老町に設立された業者である。61年には国有林の造林請負を始め、72年からは国有林の治山事業を請負うようになった。当初治山事業は造林・山腹工等造林労働者でもできるものを請負っていたが、その後治山ダム等本格的土木工事を請負うようになり、それとともに造林とは全く別に労働力を編成するようになった。1987年現在の事業量をみると、素材生産量5,000m³、造林請負額1,000万円、製材生産量8,000m³、土木受注額7,000万円となっている。土木受注の内訳をみると支庁林務課からの治山工事が1,600万円、国有林からの治山工事が2,500万円、林道建設が1,700万円となっており、この他に町内の土木業者から一般土木工事の下請を若干行っている。元請け工事はすべて森林土木であり、一般土木への展開は

行わず、仕事量確保のため他業者からの下請を行う形態をとっている。

土木部門の労働力編成をみると技術職員3名、直用作業員14名という構成になっており、全て直線で作業を行っている。重機はリースし、作業員がオペレーターをしている。労働者は地元のプロフェッショナル労働者で、概ね固定化されている。賃金は日給制で1日当たり残業込みで1万円強で、約7ヶ月間の雇用で総収入は200～250万円であった。造林労働者は別に編成されており、治山工事で造林が必要になる場合もこれら造林労働者が行うのが一般的である。また、造林労働者は仕事なくなる冬期間に間伐等を行わせて雇用期間の延長を行っているが、土木労働者に関しては間伐を行わせても効率が悪く、労働者自身も山での仕事を望まないため、土木事業の終了とともに解雇される。

3. 道庁主導で設立・育成された業者

(1) 概況

ここで述べる業者は、道庁が民有林治山事業を進めるにあたってその受け皿として設立・育成したもので、現在においても道庁の森林土木を中心に事業を行っており、道庁OBの再就職の受け皿ともなっている。

土木業者として後発であり、地場に密着して一般土木へと展開する形態をとらず、森林土木を専門として地域的にかなり広がりをもって事業を展開してきたことから、直用労働力を主体とするよりはJVや下請を多用して工事を行う場合が多い。ただし、規模の小さな業者に関しては直営を主体とするところもある。

(2) 事例分析

1) Hコンサルタント株式会社

1963年に設立されたが、初代の社長は道林務部のOBであり、道が発注する民有林治山事業の受け皿として機能してきた。現在では森林土木と測量・調査・設計といったコンサルタントを主たる事業内容としているが、森林土木が主体であり、しかも森林土木のうち道林務部からの受注が約9割を占めている。87年現在の森林土木の受注額は2億4,000万円で、受注先は全道9支庁に及んでいる。このため直用作業員は7名を雇用するのみで、これら作業員を使って主として石狩支庁管内の工事を行い、そのほかに関してはそれぞれの工事箇所の地元企業とJVを組んでおり、実際の工事は全て相手業者が行っている。このほかに下請も若干利用している。こうした労働力編成のあり方はこのタイプの業者に多くみられ、たとえばこのタイプに属する「(株)NR」は約7億9,000万円の森林土木工事を受注しているが、その90%を下請に依存して実行しているのである。

直用作業員は7名でいずれも東北からの出稼ぎ労働者である。このうちの1名が会社創立当時から雇用されているもので、労働者募集から作業管理までを行いリーダー的な役割をはたして

いる。重機類はオペレーター付きでリースしてきている。賃金は日給制で1日当たり残業込みで1万1,000円程度で、リーダー的な作業員はこれより1,000円強高くなっている。JVで行う作業に関しては技術職員を1名派遣するのみで、JVの出資割合によって決まる自社の工事分担に関しては相手業者に請け負わせる形態をとっており、実際の工事は全て相手業者が行っている。

2) S建設株式会社

もともとはD工業という名称で建築業をやっていたが、1960年代後半に一旦倒産し、その後ついで治山事業を請負ながら再建を図り、70年に林務部のOBを社長に迎えてS建設と改称し森林土木業者として再出発した。現在では森林土木の他に治山関係の造林を行っているほか、道・札幌市の造園を若干行っている。87年現在の総事業高は1億3,000万円、森林土木は全て道林務部からの受注で、受注高は9,620万円であった。

造林についてはすべて下請にだしているが、森林土木・造園に関しては直用作業員を主体として行っており、下請への依存は2割強程度である。直用作業員は11名おり、雇用期間は5月から11月までの約7ヶ月間となっている。作業員のうち重機を扱えるもの2名、大工の技術をもつもの2名がおり、これらのものを現場毎に適宜組み合わせることで作業を行わせている。職員が全般的な監督・技術指導を行い、作業員の中のリーダー的なものが細かい作業管理を行っている。重機は全てリースしてきている。賃金は日給制であり、1日当たりの残業込みの賃金は11,000円程度となっており、リーダー層でこれより2,000円程度高くなっている。

第5節 小 括

以上みてきたように治山事業は、素材生産・造林請負業と異なった性格をもつ土木資本によって担われており、これら資本は独自の形で労働力を編成している。

治山関連資本は若干の例外を除けば狭い意味での林業生産セクターとの関連をもたない中小の土木建設資本である。これら資本は公共投資に依存して存在しており、公共機関との密接な関係のもとに活動を展開している。そうした意味で、中小「地場」資本であるということは、地域に根ざしているというより上からの行政投資に寄生して「地域的縄張り」を固守しているということである。

また、これら資本の労働力編成の特徴は少数のオペレーターと特殊技能者・リーダー機能を持った「熟練」労働者を中心として、これに非熟練労働者を組み合わせていることである。個人的な労働技能・体力より、チームワークと仕事の「段取り」の設定の仕方によって労働生産性が左右されてくるのであり、特殊技能者とリーダー的な労働者の確保が重要な課題となっている。

近年、地域資源の自主的管理が大きなテーマとなるにつれて、その担い手について下からの組織化が主張されてきている⁷⁾。しかし、これまでの分析をみればわかるように森林管理につい

てみても土木部門と林業生産部門とでは資本も労働力編成も全く性格を異にしている。すなわち土木資本は公共投資へ寄生して存在しており、一方素材生産・造林請負資本は土地所有者・林産資本の支配のもとに存在している。地域資源をどう管理するのかではなく、国家の地域開発政策と大資本の展開に従属してこれら資本は存在しているのである。また、労働力・労働力編成の性格も全く異なっている。土木と林業生産は野外労働ということでその相似や両者間の労働力の移動について正確な分析を行うことなくいわれてきたが、実際には両者間の労働力移動は少ない。前節の事例でも述べたように木材業者系譜の治山関連業者でも土木部門と造林・林産部門は別個の労働力編成を行っている。また、聞き取り調査でもカラマツ伐採等に土木労働者グループを冬期に雇用する業者があったが、その生産性は専業労働者に比較すれば極めて低く、補完的にしか使えないとされている。さらにいえばこうした労働者が下から組織化活動を行う「変革的主体」形成に関する客観的条件は殆どないのが現状である。地域森林管理の担い手の組織化を考える場合、こうした情勢を正確に把握する必要がある。

注

- 1) 以下の記述は日本治山治水協会：治山事業50年史，1959，同：治山事業60年史，1972，のそれぞれ第1章治山政策とその政治経済的背景，第2章治山行政の進展，及び林業発達史調査会：日本林業発達史，1960，第2章第4節治山問題の出現を参考にまとめた。
- 2) 前掲，林業発達史調査会：1960，P 761.
- 3) 前掲，日本治山治水協会：1972，P 101.
- 4) 中山哲之助：日本林政論，1974.
- 5) 現行森林法において保安林の目的と規定されているのは、水源の涵養，土砂の流出防備，土砂の崩壊防止，飛砂の防備，風害・水害・潮害・干害・雪害・または霧害の防備，雪崩または落石の防止，火災の防備，魚つき，航行の目標の保存，公衆の保険，名所または旧跡の風致の保存であるが，このうち治山施設事業が行えるのは水源の涵養から火災の防備を目的とするものまでである。例えば保険休養保安林において事業を行おうとするときには施設事業が行える他の目的保健安林に重複指定しないとしないのである。
- 6) 木村保茂：漁村地域における過剰人口の堆積と出稼労働市場の構造，1983，P 130.
- 7) 労働者生活協同組合による労働者の組織化論が一つの中心となっている。

第6章 総 括

北海道林業が大きく転換する中での林業諸資本の動向とその労働力編成について分析を加えてきた。ここで分析の結果を総括しつつ、今後の林業労働力組織化についての提言を行うこととする。

1. まとめ

北海道林業は円高と産業調整政策の影響により、また天然林から人工林への移行により大き

く転換している。このような「転換期」のもとでの林業諸資本の動向とその労働力編成を実態調査をもとに明らかにすることが本論文の課題である。

まず分析を行うにあたっては、森林経営と林業関連資本・その労働力編成の関係を問題意識の基礎においた。すなわち、現在までの林業労働問題研究は資本と賃労働の対抗関係、地域労働市場・労働力の存在形態を基軸としていた。しかし今日の林業労働問題は単に林業セクターにおける労働問題であるのではなく、森林管理の体制をどう作り上げるかという、森林管理の根本に関わる問題とかかわって論じられなければならない。

森林の多目標管理を前提とした場合、その目標実現のための労働の種類を考えると、基本的には林業の生産過程にそくした狭義的林業労働と土木労働があげられる。現在そこで求められているのは現実に存在する労働組織をいかに継承・発展させ、労働内容の高度化を図るかということと、管理部門の変革である。こうした意味で、現在の林業生産活動をめぐる資本とその労働力編成の動向を森林経営体と関連させて分析することが必要になる。したがって本論文では素材生産資本及び造林請負資本、さらに土木資本として治山関連資本をとりあげ、それら労働力編成の分析を行い、現状と課題を明らかにすることとした。

北海道林業の現局面は天然林主導型から天然林・人工林併存型の林業へと大きく構造変化してきた時期とみることができる。すなわち、国有林においては生産力増強計画をはじめとして天然林に対して成長量を越える伐採が長年にわたって実施され、天然林の資源内容が質的・量的に大きく低下するとともに、天然林の人工林への置き換えによって人工林が集積されてきた。一般民有林においても天然性二次林の人工林への置き換えが積極的に進められ、成長の早いカラマツを中心に人工林率が4割近くにも達している。こうして集積された人工林は現在間伐から一部では主伐期に入っており、人工林材の生産は急速に伸び、北海道林業の重要な一角を占めるようになってきている。一方天然林は資源内容の劣化から伐採量の減少が続いており、今後さらにこうした傾向が続くことが予測される。木材産業をめぐり情勢をみると、1974年以降停滞的な状況が続いているが、85年以降の新たな円高局面で外材輸入がいっそう活発化し、北海道の木材市場において外材が主導権を握ったとみられる。北海道林業の現局面は以上のように二つの面で大きな「転換期」にあると規定できる。

国有林・道有林は豊富な天然林資源を背景として林業生産活動を行っていたが、上述のように天然林資源の資源内容が悪化していることから事業量を大きく減少させている。このため各事業体が弱体化してきており、作業組織を維持できなくなり、下請化・雇用削減・雇用期間短縮等を行う動きが現実化してきており、雇用の不安定化と労働力の再生産の障害が一層深刻化している。これら資本は比較的規模の大きなものと小さなものとは性格や労働力編成が異なる。比較的規模の小さな資本は地場密着型の資本で早くから地元労働者の固定化を進めていたが、規模が小さいだけに事業量減少の影響が最も強く現れている。比較的規模の大きな資本は紙パルプ資本の専属請負人を出自とするものが多く、経営を多角化させつつ一定の展開をみせている。しかし

この層の資本に関しても事業量減少の影響は顕著に現れており、労働者の雇用削減が行われてきているが、一方で道外出身者の短期的雇用から地元出身者の固定的雇用へと変化させてきている。いずれにせよ全階層的に出口のない縮小再生産を続けている。国有林・道有林による随意契約等による事業体「保護」政策は完全に破綻してきている。造林事業については素材生産以上に急速に事業が減少しているためいずれの資本も弱体化が著しく、造林労働力の過剰化が極めて深刻で、間伐等によってこれら労働力を燃焼させている。造林労働は個人作業であるため、素材生産ほどの構造矛盾は現出していないが、労働力の急速な高齢化と労働力の過剰が同時進行していることも含めて今後の展開は極めて厳しい。

カラマツ林業をめぐるのは一定の資源の蓄積のもとで活発な素材生産活動が行われている。これら素材生産活動は主として森林組合と小規模な個人業者によって行われている。しかし森林組合では作業をほぼ完全に下請化しており、労働者は零細な個人業者・労働者グループのもとに組織されている。一方独立した小規模な素材生産業者も有力な担い手として成長してきており、高い技術水準を持って信用を築き上げている業者もでてきているが、その展開の上限はせいぜい1万㎡強であり、こうした層へ上昇しようとする過程で、また年間事業量確保のため、強引な立木獲得が行われ、弱齢級のカラマツ林を皆伐するなど資源の再生産基盤を破壊する側面も生じている。また、これら素材生産業者の展開は加工資本への従属によって始めて可能となったものであり、素材価格決定権は加工資本にほぼ完全に握られている。一定の展開をみせているにも拘らず、これら素材生産業者の資本基盤は極めて脆弱である。造林事業についてはカラマツ人工林経営が破綻していることもあって急速に縮小し、森林組合傘下の極めて弱体な労働者グループによって担われているのが現状である。

以上のように総体として事業量が減少し、構造が大きく変化する中で、事業体は力量を低下させてきており、それは事業の下請化の進行によってさらに拍車がかけている。素材生産に関しては天然林伐採が減少する一方で人工林伐採が増加しているが、両者は労働対象が異なり、前者が高度の技能と大型の機械を必要とするのに対し後者では技能に対する要求が低く小型の機械を必要としており、また素材の流通過程も両者で大きく異なっている。そのため天然林伐採から人工林伐採へと資本と労働力が転換することは難しい。事業量の減少と外材主導の木材市場、加工資本からの圧迫等事業体は大きなし寄せを受けており、そうした状況への対処は下請化や雇用の「合理化」、労働強化という手段しかとりようがなく、結果としてはまさに総体としての事業体の存立基盤をさらに崩すという悪循環に陥っている。そうした中で雇用の不安定化がいつそう進行しており、労働力の世代間再生産は殆ど不可能となっている。

治山事業をめぐる資本と労働力編成については、公共事業の重要な一環として土木資本の事業分野としてほぼ固定化した受注関係が成立しており、強固な利権関係を持ったタテ割り構造になっている。労働力編成に関しては、重機操作と若干の技能労働のほか必要とされるのは単純労働であり、作業の段取りとチームワークが重要視されており、個人の「高度」な技能を基礎と

した協業として行われる素材生産・造林作業と比較してその労働内容、労働組織が大きく異なっている。従来土木労働者と林業労働者の労働市場における関連性がいわれてきたが、現在ではそのつながりはほとんどなくなってきている。両者の兼業を行うグループ・労働者はいるが、一般にこれらは林業資本にとっては非効率的であると認識され臨時的に用いられるにすぎない。また極めて閉鎖的な労働市場が形成され、高齢化と共にその閉鎖性がますます増大している。

2. 林業労働力組織化の方向性

以上のように資本・労働ともにいわゆる林業生産部門と治山部門では全く性格が異なっている。また、林業生産部門内部でも国有林・道有林と一般民有林では別個の構造を持っている。地域資源の自主的管理や、地域における雇用の安定化という観点からこうした労働力の組織化が主張されているが、これら諸部門は異なる資本によって統括され、労働力が組織されており、異なった政策体系をそのバックグラウンドにもっている。また、これら諸部門は労働過程・労働力編成のあり方が異なっており、同じ労働者グループにこれら諸作業を行わせた場合、労働生産性の低下は必至であり、現在のような極めて厳しい経済環境のもとでは事業体にとっても労働者にとっても否定的な意味しかもちえない。こうした作業を統一的に行って高度な森林管理労働を行うためには、それを可能とさせる森林管理目標の設定とその費用負担に関する国民的な合意が条件となるのである。すなわち国民的な議論の中でわが国における森林の意義と発揮すべき機能は何かということ、そしてそうした機能を発揮させることにともなうコストを誰がどのような形で負担すべきかということについて国民的な合意を形成することが森林の保全に関して最低限必要なことであり、こうした前提があって初めて森林を保全し総合的に管理する労働組織の形成が現実性を獲得しうるのである。

今後は単に木材を生産するのみではなく森林の多目標管理を行いながら保全するということを森林経営の原則として考えなくてはならない以上、これら資本もそうした原則に従って、民主的コントロールのもとで展開される必要がある。換言すれば民主的なコントロールによる森林経営のもとでその目標達成の手段としてこれら資本が位置づけられねばならない。こうした地域資源管理の道筋の中で労働条件の改善が図られるべきであり、これと同時に森林保全という公的な政策目標の達成手段としての公的な助成が必要とされよう。

また、林業労働者の安定的確保のためには山村社会そのものの維持発展が必要不可欠であり、その活性化は極めて重要な課題である。過疎化が新たな段階へ深化する中で、わが国社会経済、さらには国土保全上の農山村の意義を再認識することが求められている。ただし、森林・林業に関連してこの問題を考える場合、広大な面積にのぼる国有林・道有林が中央集権的に管理されていること、治山をはじめとする公共投資がタテ割り行政のもとで中央集権的に投資の割当が行われ、しかも利権構造に深く組み込まれていること、こうした構造を反映して地域において資源管理の担い手育成が立ち後れていることを認識することが必要である。

以上、長期的な方向性について述べてきたが、当面考えるべき林業労働力の組織化の問題についてふれておきたい。まず第1に国有林・道有林が一定のイニシアチブを発揮することが必要である。本論文において明らかにしたように販売制度を中心とした固定的・保守的な関係の中で資本は総体的に弱体化しつつ「総すくみ」状態となって身動きができない状態にある。国有林・道有林は短期的な市況変動に対する責任はないが、資源劣弱化とそれにともなう長期的な事業量低落を招いたことには責任がある。また、そもそも今日の国有林・道有林関連事業体は国有林・道有林の一定のイニシアチブのもとに育成・再編されてきたものであり、再編を阻む複雑な利害関係は国有林・道有林の経営と深く係わっている。長期的な供給の見通しをもちながら、事業体の再編と労働力の組織化に関して一定の役割を果たすことが求められているのである。

第2に一般民有林においては森林組合が森林組合が中心となって組織化を進めることが必要である。一般民有林業の中心であるカラマツ林業は加工業者の牽引によって活況を呈しているが、低木材価格を反映して森林所有者の経営意識は極めて低い。森林組合が行政施策を使って間伐など保育事業を積極的に行っているが、作業組織は下請化され基盤が整備されているとはいいがたい。森林組合と並んで素材生産事業を行っている独立素材生産業者は相対的に高位な雇用条件を実現しながらも、需要者たる製材業者の論理と自らの事業量確保を図る論理に主導されており、資源の管理という視点をもたない場合が多い。森林所有者の経営意識が低い状態でのこうした素材生産業者間の自由競争は資源管理と林家の長期的利益を考えた場合、問題が多いといわざるをえない。地域資源の管理という観点から担い手のあり方を考える必要がある。民有林管理に対して森林組合が協同組合として林家の立場に立ちつつ、地域資源の管理という観点から市町村と協力しつつ新たな森林管理の体制を整えることが労働力組織化の出発点であるべきである。

第3に必要なことは資本の雇用責任をはっきりとさせることである。このことを逆に言い替えると資本機能を育成することを通じて労働力の組織化と就労条件の改善を図ることが必要なのである。本論文で分析してきたように素材生産業者が下請化を進め、森林所有者により造林作業の下請化が進められている状況下で雇用条件は確実に悪化している。こうした状況のもとでは資本の雇用責任が曖昧になり、そのまま下請作業班の組織化を通じた地域における労働力供給組織づくりを行うことは極めて危険である。弱体化したとはいえ北海道における林業生産の担い手は「資本」なのであり、その雇用責任を明確化することが必要なのである。そうした基礎の上で、資本の育成を通じて就労条件のいっそうの安定化が図られる必要がある。労働者の組織化や就労条件の改善が直接的な政策対象となり得ない以上、資本機能を十分に発揮できる事業体を再編・育成することが重要な課題なのである。

第4に林業労働力の安定的確保と素材生産過程の低コスト化という要請達成のため、高性能機械の導入は確かに重要な課題である。現在までの議論で最も欠けていたのは森林経営・施業との関連であり、素材生産業再編のビジョンである。高性能機械はあくまで手段であり、その前提となるこれら問題を避けて通るわけには行かない。上記のような素材生産業再編過程の中で高性

能機械の配置・共同利用の問題を考える必要がある。それと共に考えなければならないのは、労働者の養成である。林業労働者の高齢化が進行しているにも拘らず、事業体は経営が極めて苦しく新規労働者の養成をすることが困難であることから、公的な労働者養成が強く求められている。高性能機械の取扱いを中心とした多能工的な林業労働者の公的な育成制度を整備することが必要である。

第5に森林保全において重要な役割をはたしている治山事業を森林の総合的な管理の中に位置づけ、資本と労働力編成のあり方もそこから考えることが必要である。具体的にいえば、例えば保安林整備等森林に直接的に係わる事業については林業生産活動と組み合わせることで効率的な作業を行えるよう条件を整備するなどである。ただし、治山土木工事に関しては一部を除いて地場中堅土木資本が実行しており、これら資本の展開は基本的に土木資本としての性格に規定されている。林業生産一般とは全く別個の性格をもつ資本のもとに、別個の労働力編成が行われているのである。それゆえ当面は、従来から土木事業をめぐる経済的研究をもとに主張されてきた公共事業の民主化、土木事業体をめぐる雇用責任の明確化を進めることが必要である。

引用及び参考文献

(1)経済・労働一般

- 青木紀 (1988) : 日本経済と兼業農家, 農林統計協会
糸園辰雄 (1978) : 日本の社外工制度, ミネルヴァ書房
江口英一 (1980) : 現代の「低所得層」, 未来社
大泉英次・山田良治編 (1989) : 戦後日本の土地問題, ミネルヴァ書房
大木一訓 (1979) : 雇用・失業の経済分析 上巻, 大月書店
加藤佑治 (1980) : 現代日本における不安定就業労働者, お茶の水書房
川村琢・湯沢誠編 (1976) : 現代農業と市場問題, 北海道大学図書刊行会
菅野俊策編 (1978) : 国家独占資本主義下の日本林業, 農山漁村文化協会
木村保茂・松田光一・町井輝久 (1983) : 漁村地域における過剰人口の堆積と出稼労働市場の構造, 北大産業教育研究施設報告 No. 24
黒川俊雄 (1988) : 地域産業構造の変貌と労働市場の再編, 法律文化社
国民金融公庫調査部 (1979) : 日本の中小建設業, 中小企業リサーチセンター
伍賀一道 (1988) : 現代資本主義と不安定就業問題, お茶の水書房
佐藤武夫・奥田穰・高橋裕 (1964) : 災害論, 勁草書房
佐野稔 (1988) : 日本労働組合論, 日本評論社
島崎稔編 (1978) : 現代日本の都市と農村, 大月書店
下山房雄 (1983) : 現代日本労働問題分析, 労働旬報社
全建設省労働組合編 (1982) : 問われる公共事業, 大月書店
高木督夫 (1974) : 日本資本主義と賃金問題, 法政大学出版局
高梨昌編 (1978) : 建設産業の労使関係, 東洋経済新報社

- 中央大学経済研究所編（1978）：ME技術革新下の下請け工業と農村変貌，中央大学出版部
 中央大学経済研究所編（1983）：兼業農家の労働と生活・社会保障，中央大学出版部
 中央大学経済研究所編（1985）：農業の構造変化と労働市場，中央大学出版部
 戸木田嘉久編（1982）：日本資本主義と労働者階級，大月書店
 戸木田嘉久（1982）：現代資本主義と労働者階級，岩波書店
 土木工学大系編集委員会編（1979）：ケーススタディー 国土保全，彰国社
 松尾由夫（1979）：建設業 職別工事業者の労働力構造，大成出版
 美崎皓（1979）：現代労働市場論 労働市場の階層構造と農民分解，農山漁村文化協会
 道又健治郎編（1978）：現代日本の鉄鋼労働問題，北海道大学図書刊行会
 吉田寛一編（1974）：労働市場の展開と農民層分解，農山漁村文化協会

(2)全国的林業経済・治山関係文献

- 赤羽武・餅田治之（1983）：素材生産の構造と素材生産資本，筑大農林社会経済研 No. 2
 有永明人（1986）：戦後・国有林経営の展開と労働力編成，林業経済研究 No. 110
 有永明人・笠原義人編（1988）：戦後日本林業の展開過程，筑波書房
 安藤嘉友（1988）：新展開の日本資本主義下の木材・林業問題，林業経済研究 No. 114
 宇野弘蔵監修（1954）：林業経営と林業労働，農林統計協会
 遠藤日雄（1989）：わが国民有林における伐出労働組織に関する研究，九大演習林報告 No. 61
 小川誠（1971）：日本資本主義と林業の現段階，林業経済 No. 273
 奥地正（1971）：悪化する林業労働，農林統計調査 Vol.21 No. 12
 奥地正（1974）：戦後日本資本主義と林業山村問題の展開構造，立命館経済学 Vol.21
 柿沢宏昭（1986）：治山関連資本の性格とその労働力編成 第97回日林論
 柿沢宏昭（1987）：治山行財政構造に関する考察，林業経済 No. 470
 柿沢宏昭（1989）：国有林経営・管理をめぐる合意形成に関する研究，北大演習林研究報告 Vol.46 No. 3
 笠原義人（1972）：森林組合労働班の動向，林業経済 No. 286
 菊間満（1986）：雇用・失業問題と労働者生産協同組合の課題，林業経済 No. 447
 北尾邦伸（1981）：育林〈労働問題〉の現局面—滋賀県公社造林の事例分析—，林業経済研究 No. 100
 北川泉（1984）：素材生産の経済構造 地域林業の担い手としての可能性，日本林業調査会
 熊崎実（1977）：森林の利用と環境保全，日本林業技術協会
 熊崎実編（1987）：林業を担う主体の動向，全国農林統計協会連合会
 熊崎実（1989）：林業経営読本，日本林業調査会
 倉沢博（1961）：日本林業の生産構造，地球出版
 M.Clawson（1975）：Forest for Whom and for What, The Johns Hopkins Univ. Press
 小池正雄（1988）：林業労働の研究，労働科学研究所出版部
 山村経済研究所（1983）：造林労働者とその組織，山村経済研究シリーズ No. 1
 塩谷勉（1972）：林業の展開と山村経済，お茶の水書房
 塩谷勉（1973）：林政学，地球社
 S.Shimotori（1982）：Trends and Problems in the Logging Industry in Japan.
 Current State of Japanese Forestry (II), The Japanese Forest Economic Society.
 森林政策研究会（1988）：欧米諸国の森林・林業，日本林業調査会
 鈴木喬（1982）：林業事業体，林業経済 No. 409

- 鈴木喬 (1983) : 国有林と請負事業, 林政総研レポート No. 23
- 鈴木喬 (1985) : わが国の素材生産業と森林組合の位置づけ, 林業経済研究 No. 107
- 鈴木尚夫編 (1984) : 現代林業経済論, 日本林業調査会
- スリーエム研究会編 (1985) : 国有林野事業 林業事業体ハンドブック, スリーエム研究会
- 田中純一 (1973) : 日本の林業賃銀, 日本林業調査会
- 田中茂 (1982) : 日本林業の発展と森林組合 林業生産力の展開と組織化, 日本林業調査会
- 地域農林業研究会編 (1982) : 地域林業と国有林, 日本林業調査会
- 中山哲之助 (1974) : 日本林政論, 日本林業調査会
- 成田雅美 (1980) : 紙・パルプ資本の対外進出と国内パルプ材市場の再編成, 北大演習林研究報告 Vol. 37 No. 1
- 日本治山治水協会編 (1959) : 治山事業50年史, 日本治山治水協会
- 日本治山治水協会編 (1972) : 治山事業60年史, 日本治山治水協会
- 野口俊邦 (1982) : 生産力の担い手から変革の担い手へ, 森林組合 No. 149
- 野口俊邦 (1986) : 国有林経営「改革」の現段階, 林業経済研究 No. 110
- 野々村豊 (1988) : 日本林業労働論, 日本林業調査会
- K. ハーゼル (中村三省訳) (1979) : 林業と環境, 日本林業調査会
- 半田良一 (1986) : 変貌する製材産地と製材業, 日本林業調査会
- 福島康記 (1966) : 素材の生産構造, 林業経済 No. 212
- 藤川昇 (1985) : 素材生産業の再編と組織化対策, 山村経済研究シリーズ No. 3
- 藤川昇 (1986) : 伐出業育成の特徴と素生協, 林業経済研究 No. 109
- 藤本武 (1952) : 林業労働賃銀論, 林業経済 No. 39, 40, 41
- 船越昭治 (1981) : 日本の林業・林政, 農林統計協会
- 船越昭治編 (1987) : 地方林政と林業財政, 農林統計協会
- 餅田治之 (1987) : 日本の林業コスト低減はいかにあるべきか, 林経協月報 No. 314
- 森巖夫編 (1982) : 日本林業の構造 1980年世界農林業センサス分析, 農林統計協会
- 森田学 (1977) : 森林組合論, 地球社
- 森田学編 (1990) : 日本林業の市場問題, 日本林業調査会
- 八木俊彦 (1979) : 林業労働研究の今日的課題, 鳥大演習林報告 Vol. 11
- 八木俊彦 (1985) : わが国林業労働力の基本的性格, 鳥大演習林報告 Vol. 15
- 山岡亮一・山崎武雄 (1963) : 日本林業労働論 民有林労働者の歴史的存在形態, 有斐閣
- 山田良治 (1986) : 階級構成の推移と現代の山村問題, 経済 No. 263
- 吉沢四郎 (1968) : 林業労働問題研究の一検討, 林業経済 No. 232
- 林業構造研究会編 (1978) : 日本経済と林業・山村問題, 東京大学出版会
- 林業政策研究会編 (1958) : 治山政策論, 日本林業調査会
- 林業発達史調査会編 (1960) : 日本林業発達史, 林野庁
- 林業労働研究会 (1976) : 林業労働問題を考える, 日本林業調査会
- 林野庁 (奥地正執筆) (1968) : 林業労働組織に関する研究(I), 林野庁
- 林野庁 (飯田繁執筆) (1973) : 造林請負事業体に関する調査研究, 林野庁
- 林野庁 (飯田繁執筆) (1976) : 国有林における造林請負と地元関係, 林野庁
- 林野庁 (1989) : 素材生産事業体育成強化実態調査報告書, 林野庁
- 鷲尾良司 (1980) : 山村労働力形態の転換期における林業労働力の再生産問題, 林業経済 Vol. 377

鷲尾良司・奥地正編（1983）：転換期の林業・山村問題，新評論

(3)北海道の林業経済関係文献

- 秋林幸男（1978）：戦前期における北海道国有林経営の展開過程に関する研究，北大演習林研究報告 Vol.35 No.2
- 有永明人（1974）：林内殖民制度に関する研究 北大演習林の林内殖民制度，北大演習林研究報告 Vol.31 No.2
- 石井寛・小鹿勝利・田畑保（1973）：演習林経営に関する経済学的考察Ⅰ，北大演習林研究報告 Vol.30 No.2
- 石井寛（1980）：地域林業構造に関する実証的研究，北大演習林研究報告 Vol.37 No.2
- 石井寛・秋林幸男・中嶋信（1983）：演習林経営に関する経済学的考察Ⅲ，北大演習林研究報告 Vol.40 No.2
- 石井寛（1990）：北海道林業をめぐる近年の動向，林業経済 No.497
- 大金永治編（1973）：北海道林業技術発達史論，北海道大学図書刊行会
- 柿沢宏昭（1985）：北海道林業の現局面と資本による労働力編成に関する研究，北大演習林研究報告 No.42 Vol.3
- 柿沢宏昭（1991）：北海道林業の構造変化と素材生産業の動向，林業経済 No.508
- 加納瓦然・小関隆祺・霜鳥茂（1955）：北海道の素材生産構造，林野庁
- 小鹿勝利（1973）：北海道における林業労働者組織化の動向，日林北支講 Vol.22
- 小鹿勝利（1976）：演習林経営に関する経済学的考察Ⅱ，北大演習林研究報告 Vol.33 No.2
- 小関隆祺（1948）：昭和初期における北海道林業労働力の移動について，林業経済 No.2,3
- 小関隆祺（1949）：北海道における林業労働力の需給について，林業経済 No.12
- 小関隆祺（1959）：林業賃労働の性格と構造，林業経済 No.125
- 小関隆祺・霜鳥茂・和孝雄他（1965）：北海道の素材生産業に関する調査，北大農学部林政学教室
- 小関隆祺（1987）：林政学研究，北海道大学図書刊行会
- 札幌営林局（1970）：北海道の造林事業における労務実態と将来の展望についての調査報告書，札幌営林局
- 霜鳥茂（1964）：北海道農家林業の実証的研究—その展開構造と性格を中心として—，北大演習林研究報告 Vol.23 No.2
- 霜鳥茂（1975）：北海道における木材市場の変貌と広葉樹製材業の動向，北大演習林研究報告 Vol.34 No.1
- S.Shimotori(1984) : Trends and Problems in National Forest Management in Hokkaido since 1950, History of Sustained-yield Forestry (Editor H.K.Steen), Forestry Hisitory Society, U.S.A.
- S.Shimotori, K.Takahashi (1986):The Development of Timber-Related Industries and Fluctuations in Timber Supply and Demand in Hokkaido after World War II. 北大演習林研究報告 Vol.43 No.2
- 谷口教授退官記念会編（1980）：林業の経営と森林施業，北海道大学図書刊行会
- 生井郁郎（1970）：北海道民有林の林業労働，北海道農林研究 No.37, 39
- 生井郁郎（1974）：素材生産の構造と伐出労働，北海道農林研究 No.43
- 生井郁郎（1976）：素材生産の構造変化と伐出労働の諸問題，林業経済 No.332

- 坂東忠明(1980):北海道における森林組合の展開事例,北大演習林研究報告 Vol.37 No.1
北海道山林史戦後編編集者会議編(1983):北海道山林史戦後編,北海道林業会館
北海道林業改良普及協会編(1989):北海道林業の機械化をめざして,北海道林業普及協会
北海道林務部監修(1989):北海道の林産業(昭和63年版),北海道木材林産協同組合連合会
成田雅美(1976):鶴川沙流川流域における製材業及び木材市場の史的展開過程に関する研究,
北大演習林研究報告 Vol.33 No.1
三島教授退職記念事業会編(1968):北海道林業の諸問題,日本林業調査会
山口信幸・霜鳥茂(1991):林業機械化の必然性とその課題,日林北支論 Vol.39

Summary

After the 1985 Plaza Agreement, the forestry economy crisis worsened and the timber market structure of Hokkaido changed its orientation from domestic timber to import timber.

Forests in Hokkaido have become down graded due to overcutting, and the allowable annual cut has come to be severely limited. Furthermore, the total area of afforestation has also decreased dramatically because the area for clearcutting has been decreased and natural regeneration has come to be the predominant method. As a result, the number of logging and plantation contractors has decreased, and their management performance has worsened. Working conditions of forestry laborers are becoming even worse, and their employment has come to be more unstable. The lack of forestry laborers, especially young laborers, is a serious concern.

Meanwhile, people have come to value the non-timber aspects of forests. Forest recreation has become popular and wildlife management has become a serious concern. Water conservation and other forest protection functions have become more important with urbanization and watershed development. It is necessary to develop multipurpose management of forests and to overcome the crisis of the forestry economy at the same time. In this context, logging and afforestation enterprises and forestry laborers must be reorganized.

In this thesis, the author, focusing on logging and afforestation, analyses the present situation of Hokkaido forestry, forestry enterprises and their labour force organization.

Timber production in Hokkaido was relatively high from 1953 to 1973, but decreased after the first oil crisis. Area of plantation was relatively large from 1953 to 1973, showing about 60,000ha, but after 1973 it decreased rapidly. In 1990, the harvest volume was $1/3$ and the area of plantation was $1/5$ that of the peak year.

After World War II, conversion from overmature or non-productive natural forest to plantation forest with fast growing species has been carried out. In 1990 plantation forests accounted for 26.5% of the total forest area in Hokkaido, and they entered their final stage. We can now say that exploitation forestry and plantation forestry exist side by side in Hokkaido.

Forests in Hokkaido consist of national, prefectural, municipal and private forest. In this paper, the author focuses on the two major types of forest, national forest and private forest.

National forests account for 55% of all Hokkaido forests, and there is still a large area of mature natural forest. However, these natural forest have been down graded through after World War II, the allowable annual cut has come to be severely limited, and the quality of timber produced has decreased. Most of their plantation forests are not yet stocked.

Private forests account for 27% of all Hokkaido forests but 37% of plantation forests. Private forests began expansive afforestation earlier than national and prefectural forests and adopted fast growing species, and most of these plantation forests are now stocked. Along with the growth of plantation forests, the importance of private forests in Hokkaido has increased.

The number of logging enterprises has decreased 60% in the last two decades. It is also pointed out that from 1967 to 1983 the number of small enterprises decreased rapidly whereas the number of large enterprises remained relatively stable or sometimes even increased. As a result, the average logging enterprise is large. The main reasons for these trends are (1) the mechanization of the logging process, (2) the elimination of weak enterprises by national forest and pulp and paper companies, and (3) the decrease in timber production. However from 1983 to 1987 the number of smaller enterprises increased and that of larger ones decreased. This shows that with the continuing decrease in timber production even the large enterprises can't sustain their volume of logging.

Characteristics of logging enterprises in Hokkaido are as follows: (1) Logging enterprises which deal with national and prefectural forests are larger than the others. (2) The rate of enterprises which have side businesses has increased, especially among larger ones. For the typical large enterprises, logging is only one part of their business, and they are also engaged in wood processing, afforestation, house building and so on. (3) The rate of enterprises which carry out subcontract logging is increasing. As timber production on the whole decreases, enterprises can't sustain their scale of logging production without doing subcontract logging.

In Hokkaido, afforestation contractors are divided into two types: national forest subcontractors and private forest subcontractors. National forest subcontracting is usually a sideline for logging enterprises which deal in national forest timber. After World War II national forests began to introduce contractors to rationalize operations. Upon introducing contractors, national forests made logging enterprises set up afforestation sections and raised as a afforestation contractors. Nearly 100% of the afforestation in private forest is carried out by the forest owners association. The forest owners association has played an important roll in developing afforestation, tending to private forests and organizing forest owners. Most of the forest owners associations give out their operations to contract and the contractors are generally small.

In general, tree length logging is the predominant method of logging in Hokkaido. The production process is as follows.

felling→trimming→tree length skidding→bucking→piling

Chain saws are used for felling, trimming and bucking, bulldozers for skidding and log

loaders for piling. This process is carried out by units of workers consisting of 3~6 bulldozer operators and 2~6 chain saw operators and 1~2 unskilled workers. These workers, except the unskilled workers, get relatively high wages and stable employment because logging enterprises intended to increase productivity and organize skilled worker. This unit of workers can produce more than 10,000 m³ per year. This system was introduced in the early 1970's, and the framework of the system has not been changed. However as timber production decreased and the price of timber dropped, the system has undergone certain changes as follows: (1) Mechanization has been promoted and unskilled workers were laid off from the unit. (2) Enterprises made their operators purchase their own bulldozers and log loaders because they wanted to reduce overhead. (3) Employment has become unstable. As before, more than 10,000 m³ stumpage is needed for a unit to secure stable employment for the workers. But with the decrease in timber production, enterprises have difficulty supplying sufficient volume for the unit.

Afforestation and tending operations involve site preparation, weeding, planting, improvement, and climber cutting. The former two operations are carried out by the brush cutter. In general, workers do not specialize in one type of operation and each of them carry out all of these operations. In Hokkaido, these operations can't be carried out in winter because of the snow. As a result, afforestation and tending workers lose their jobs for the winter. Furthermore, the decrease in the area of plantation has been so fast that excess employment is a serious concern. To cope with these situations, enterprises began to employ these workers throughout the year by having them do thinning work in winter.

In the forestry sector, the work environments are bad and many forestry workers have to live in remote areas where the living standards are low. Furthermore, as mentioned before, employment has become unstable and wages have not been raised due to the recession of the forest industry. The number of young workers is decreasing, and it is said that the average age of forest workers is now over 50. Forest workers are also degraded, and the lack of workers is becoming a serious problem.

National forests are in a serious financial crisis because of the reduced allowable annual cut, the low timber price, and the increase of cost. In 1978 the National Forest Management Reform Act was enacted and national forests began to reform their management structure, but the state of finances has not improved. To attain a balance of income and expenditure by 2010, national forests are now taking the following measures: (1) Decrease direct controlled production and dismiss employees of national forests. The number of employees was decreased 50% between 1978 and 1990, and there are further plans to decrease another 50% from 1991. (2) Get special income by selling un-used land and renting forests to private companies for recreational use.

Timber harvest and afforestation in national forests are operated as follows:

(1) Timber harvest

Direct controlled production	{	using its own employees
	}	using sub-contractors (logging enterprises)
Stumpage sale	———	logging enterprises

owners have nevertheless been losing their management will, and reforestation of larch forest has become sluggish.

The labour processes of logging, plantation and tending to larch forest are fundamentally the same as those of natural forests. However, logging of larch forest is easier than that of natural forest because plantation trees are generally small and straight and easy to fell and haul. As a result, many enterprises organize unskilled workers with low wages, and the mobility of these workers is relatively high.

Nearly all plantation and tending operations are carried out by the forest owners association. This is because subsidies for plantation and tending are allocated through the forest owners association and operations must be carried out by them. On the other hand, 44% of larch timber production is carried out by logging enterprises and 56% by the forest owners association.

As I mentioned before, the forest owners association plays a critical role in private forestry production, but most of them contract out their operations to rationalize their management. The contractors are small and their management bases are weak. The condition of the laborers employed by them are put under the low level and mobility is high compared with that of national forest related enterprises.

Logging enterprises dealing in larch timber are generally small individual enterprises specializing in logging. In these enterprises, the owner usually takes care of almost all of the control work, including buying stands for cutting. Because they have to compete with the forest owners association in buying stumpage from private forest owners, they manage to get a sufficient volume of harvest, especially enterprises with short histories. These enterprises have relatively strong management bases and good working conditions compared to contractors of the forest owners association, but still worse than those of national forest related enterprises.